

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表3.15.8 重大事故等対策における手順の概要 (4/4)</p> <p>計装電源の喪失時</p> <p>全交流動力電源喪失及び直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内常設蓄電池直流電源設備から給電する。 ・常設代替交流電源設備から給電する。 ・可搬型代替交流電源設備等から給電する。 ・直流電源が枯渇するおそれがある場合は、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備等から給電する。 <p>代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち、手順着手の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、安全パラメータ表示システム(SFWS)により計測結果を記録する。</p> <p>ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む）の値及び可搬型計測器で計測されるパラメータの値は、記録用紙に記録する。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。</p> <p>圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p> <p>可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p> <p>計器電源の喪失時</p> <p>全交流動力電源喪失が発生した場合は、以下の手順により計器へ給電し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内常設蓄電池直流電源設備から給電する。 ・常設代替交流電源設備から給電する。 ・可搬型代替交流電源設備等から給電する。 ・代替所内電気設備により給電する。 ・所内常設蓄電池直流電源設備が枯渇するおそれがある場合は、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備等から給電する。 <p>代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測又は監視を行う。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、安全パラメータ表示システム(SFWS)により計測結果を記録する。</p> <p>ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む）の値及び可搬型計測器で計測されるパラメータの値は、記録用紙に記録する。</p> <p>重要監視パラメータを計測する重要計器及び重要代替監視パラメータを計測する重要代替計器の計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。</p> <p>圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和温度の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p> <p>可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p> <p>発電用原子炉施設の状態把握</p> <p>圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p> <p>確からしさの考慮</p> <p>可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p> <p>計測又は監視の留意事項</p> <p>可搬型計測器による計測又は監視の留意事項</p>	<p>表 2.15.8 重大事故等対策における手順の概要 (4/4)</p> <p>計器電源の喪失</p> <p>全交流動力電源喪失、直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内常設蓄電池直流電源設備から給電する。 ・常設代替交流電源設備から給電する。 ・可搬型代替交流電源設備等から給電する。 ・代替所内電気設備から給電する。 ・直流電源が枯渇するおそれがある場合は、可搬型代替直流電源設備から給電する。 <p>代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測又は監視する。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、データ伝送設備（発電所内）及び可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）により計測結果を記録する。</p> <p>ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む）の値及び可搬型計測器で計測されるパラメータの値は、記録用紙に記録する。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。</p> <p>圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p> <p>可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p> <p>発電用原子炉施設の状態把握</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。</p> <p>圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p> <p>確からしさの考慮</p> <p>可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p> <p>計測又は監視の留意事項</p> <p>可搬型計測器による計測又は監視の留意事項</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・女川の等には 125V 代替充電器用電源車接続設備が含まれる。 ■設備構成の相違（相違理由④及び⑤） ■設備構成の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊は現場指示計で指示値を確認し記録用紙に記録する手段を整備している。 	

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
<p>表 3.15-10 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (1/10)</p>						
分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	監視能力 (計測範囲の考案方)	電圧
① 原子炉の炉内温度	原子炉炉内温度	3	0~200℃	最大値:約207℃*	重大事故等時における炉内温度の監視範囲を拡大し、適切に対応するための初期基準(200℃)に基づいて400℃までを監視可能。	区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
	原子炉圧力	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
② 原子炉の炉内圧力	原子炉炉内圧力(SA)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
	原子炉炉内圧力(広領域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
③ 原子炉の炉内圧力	原子炉炉内圧力(標準域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
	原子炉炉内圧力(SA広領域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
④ 原子炉の炉内圧力	原子炉炉内圧力(SA標準域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
	原子炉炉内圧力(SA標準域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
⑤ 原子炉の炉内圧力	原子炉炉内圧力(SA標準域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
	原子炉炉内圧力(SA標準域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
⑥ 原子炉の炉内圧力	原子炉炉内圧力(SA標準域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
	原子炉炉内圧力(SA標準域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
⑦ 原子炉の炉内圧力	原子炉炉内圧力(SA標準域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
	原子炉炉内圧力(SA標準域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
⑧ 原子炉の炉内圧力	原子炉炉内圧力(SA標準域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
	原子炉炉内圧力(SA標準域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
⑨ 原子炉の炉内圧力	原子炉炉内圧力(SA標準域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
	原子炉炉内圧力(SA標準域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
⑩ 原子炉の炉内圧力	原子炉炉内圧力(SA標準域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
	原子炉炉内圧力(SA標準域)	1				区分1:直流電圧 区分2:交流電圧
<p>表 2.15.9 重要監視パラメータを計測する重要計器及び重要代替監視パラメータを計測する重要代替計器 (重大事故等対処設備) (1/7)</p>						
分類	重要監視パラメータ(注1) 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	監視能力 (計測範囲の考案方)	電圧
① 原子炉の炉内温度	1次冷却炉温度(広域-高領域)※1	3	0~100℃	最大値:約340℃	1次冷却炉温度(広域-高領域)※1 1次冷却炉温度(広域-高領域)※1 1次冷却炉温度(広域-高領域)※1	A 計装用電圧
	1次冷却炉温度(広域-低領域)※1	3	0~100℃	最大値:約339℃	1次冷却炉温度(広域-低領域)※1 1次冷却炉温度(広域-低領域)※1 1次冷却炉温度(広域-低領域)※1	B 計装用電圧
② 原子炉の炉内圧力	1次冷却炉圧力(広域)※1	2	0~21.00MPa	最大値:約17.88MPa	1次冷却炉圧力(広域)※1 1次冷却炉圧力(広域)※1	C、D 計装用電圧
	1次冷却炉圧力(広域-高領域)※2 1次冷却炉圧力(広域-低領域)※2	2	0~100%	最大値:約100%	1次冷却炉圧力(広域-高領域)※2 1次冷却炉圧力(広域-低領域)※2	A、B 計装用電圧
③ 原子炉の炉内圧力	1次冷却炉圧力(広域)※2	2	0~100%	最大値:約100%	1次冷却炉圧力(広域)※2 1次冷却炉圧力(広域)※2	A 計装用電圧
	1次冷却炉圧力(広域-高領域)※2 1次冷却炉圧力(広域-低領域)※2	2	0~100%	最大値:約100%	1次冷却炉圧力(広域-高領域)※2 1次冷却炉圧力(広域-低領域)※2	A 計装用電圧
<p>注1:原子炉炉内温度(広域-高領域)を監視するパラメータと同じ。 注2:原子炉炉内圧力(広域)を監視するパラメータと同じ。 注3:原子炉炉内圧力(広域-高領域)を監視するパラメータと同じ。 注4:原子炉炉内圧力(広域-低領域)を監視するパラメータと同じ。</p>						
<p>■炉型の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWR と BWR で想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータが異なるため、比較対象外とする。以降、同表において同じ。 						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表3.15-10 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (2/10)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	閾値	計測範囲	設計基準	監視能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器 型式	設置性	電源
① 原子 炉 内 の 設 備	原子炉水位 (広域域) ④	2	-3,800mm~+1,500mm ^①	有効燃料棒束位置度~ レベル① (+7,800mm~+1,200mm) ^①			5	区分1: 直流電源 125V代替直流電源 ^①
	原子炉水位 (標準域) ④	2	-3,500mm~+1,200mm ^①	有効燃料棒束位置度~ レベル② (+7,500mm~+1,000mm) ^①			5	区分1: 直流電源 125V代替直流電源 ^①
	原子炉水位 (狭域首端) ④	1	-3,800mm~+1,800mm ^①	有効燃料棒束位置度~ レベル③ (+7,800mm~+1,200mm) ^①	炉心の冷却状態を確認する上で原子炉水位監視範囲 (レベル③~レ ベル①) 及び有効燃料棒束位置度まで監視可能。	1	(5b)	区分1: 直流電源 125V代替直流電源 ^①
	原子炉水位 (狭域首端) ④	1	-3,800mm~+1,200mm ^①	有効燃料棒束位置度~ レベル④ (+7,500mm~+1,000mm) ^①			(5b)	区分1: 直流電源 125V代替直流電源 ^①
	② 原子 炉 内 の 設 備	原子炉注水系統系ポンプ出口流量 ^①			有効燃料棒束位置度~ レベル⑤ (+7,800mm~+1,200mm) ^①			(5b)

① 原子炉圧力容器内の圧力) を監視するパラメータと同じ。
 ② 原子炉格納容器内の圧力) を監視するパラメータと同じ。
 ③ 原子炉圧力容器内の圧力) を監視するパラメータと同じ。
 ④ 原子炉格納容器内の圧力) を監視するパラメータと同じ。

表2.15.9 重要監視パラメータを計測する重要計器及び重要代替監視パラメータを計測する重要代替計器 (重大事故等対処設備) (2/7)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	値域	計測範囲	設計基準	監視能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器 型式	設置性	電源
① 原子 炉 内 の 設 備	高圧注入流量	2	0~350m ³ /h	20m ³ /h	高圧注入ポンプの流量 (28m ³ /h) を監視可能。重大事故等時に も監視可能。		S	A, B 計装用電源
	低圧注入流量	2	0~1,100m ³ /h	1,00m ³ /h	系統除去ポンプの流量 (1,000m ³ /h) を監視可能。重大事故等時に も監視可能。		S	C, D 計装用電源
	B-格納容器スプレイ冷却器 出口積算流量 (周用)	1	0~1,300m ³ /h (0~18,000m ³)	-(注3)	重大事故等時に、格納容器スプレイポンプの流量 を監視可能。		1	S4機能 継付
	代替格納容器 スプレイポンプ出口積算流量	1	0~200m ³ /h (0~18,000m ³)	-(注3)	重大事故等時に、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉 圧力容器への注水流量 (410m ³ /h) を監視可能。		1	S4機能 継付
② 原子 炉 内 の 設 備	燃料取扱器用水ピケット水位※2				(貯水庫の確保) を監視するパラメータと同じ。			
	補助給水ピケット水位※2							
	加圧器水位※2							
	原子炉冷却器水位※2							
③ 原子 炉 内 の 設 備	格納容器内循環ポンプ水位(広域)※2							
	1次冷却材圧力 (広域) ※2							
	1次冷却材温度 (広域-低濃度) ※2							

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表3.15-10 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (3/10)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	監視能力 (計測範囲の考査方)	相違性 相違理由	電源
① 原子炉 圧力 監視 の 圧水 機	高圧代弁注水ポンプ出口流量	1	0~120m ³ /h	-*	高圧代弁注水ポンプの最大注水量 (90.6m ³ /h) を監視可能。	(S)	区分1直流電源 125V代弁直流電源
	原子炉隔離時停炉ポンプ出口流量	1	0~150m ³ /h	0~90.6m ³ /h	原子炉隔離時停炉ポンプの最大注水量 (90.6m ³ /h) を監視可能。	S	区分1直流電源 125V代弁直流電源
	高圧炉心スプレイズポンプ出口流量	1	0~1,500m ³ /h	(高圧側) 0~213m ³ /h (低圧側) 0~1,050m ³ /h	高圧炉心スプレイズポンプの最大注水量 (1,050m ³ /h) を監視可能。	S	区分1直流電源 125V代弁直流電源
	残置熱除去系熱交換器 (残置熱除去系) 高圧炉心スプレイズポンプ出口流量	1	0~250m ³ /h	-*	残置熱除去系熱交換器は最大注水量 (190m ³ /h) を監視可能。表3.15-10の注記を参照して代弁監視ポンプを併用して監視する最大注水量 (190m ³ /h) を監視可能。	(S)	区分1直流電源 125V代弁直流電源
	残置熱除去系熱交換器 (残置熱除去系) 低圧炉心スプレイズポンプ出口流量	1	0~1,000m ³ /h	-*	残置熱除去系熱交換器は最大注水量 (1,000m ³ /h) を監視可能。	(S)	区分1直流電源 125V代弁直流電源
代弁側停炉ポンプ出口流量	3	0~200m ³ /h	-*	代弁側停炉ポンプを併用して原子炉注水時に於ける最大注水量 (120m ³ /h) を監視可能。	S	区分1直流電源 125V代弁直流電源	
残置熱除去系熱交換器出口流量	3	0~1,500m ³ /h	0~1,120m ³ /h	残置熱除去系熱交換器の最大注水量 (1,120m ³ /h) を監視可能。	S	区分1直流電源 125V代弁直流電源	
高圧炉心スプレイズポンプ出口流量	1	0~1,500m ³ /h	0~1,050m ³ /h	高圧炉心スプレイズポンプの最大注水量 (1,050m ³ /h) を監視可能。	S	区分1直流電源 125V代弁直流電源	
残置熱除去系熱交換器出口流量	1	0~1,000m ³ /h	0~1,000m ³ /h	残置熱除去系熱交換器の最大注水量 (1,000m ³ /h) を監視可能。	S	区分1直流電源 125V代弁直流電源	
原子炉冷却水機	原子炉冷却水機				「注水機の確保」を監視するパラメータと同じ。		
	原子炉冷却水機				「注水機の確保」を監視するパラメータと同じ。		
	原子炉冷却水機				「注水機の確保」を監視するパラメータと同じ。		
	原子炉冷却水機				「注水機の確保」を監視するパラメータと同じ。		
	原子炉冷却水機				「注水機の確保」を監視するパラメータと同じ。		

表3.15.9 重要監視パラメータを計測する重要計器及び重要代替監視パラメータを計測する重要代替計器 (重大事故等対処設備) (3/7)

分類	重要監視パラメータ (注1) 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	監視能力 (計測範囲の考査方)	相違性 相違理由	電源
② 原子炉 圧力 監視 の 圧水 機	第一冷却器出口流量	1	0~120m ³ /h	-*	「原子炉圧力容器」の注水量 (監視するパラメータと同じ)。		
	第二冷却器出口流量	1	0~150m ³ /h	0~90.6m ³ /h	「原子炉圧力容器」の注水量 (監視するパラメータと同じ)。		
	高圧炉心スプレイズポンプ出口流量	1	0~1,500m ³ /h	(高圧側) 0~213m ³ /h (低圧側) 0~1,050m ³ /h	「原子炉圧力容器」の注水量 (監視するパラメータと同じ)。		
	残置熱除去系熱交換器 (残置熱除去系) 高圧炉心スプレイズポンプ出口流量	1	0~250m ³ /h	-*	「原子炉圧力容器」の注水量 (監視するパラメータと同じ)。		
	残置熱除去系熱交換器 (残置熱除去系) 低圧炉心スプレイズポンプ出口流量	1	0~1,000m ³ /h	-*	「原子炉圧力容器」の注水量 (監視するパラメータと同じ)。		
	代弁側停炉ポンプ出口流量	3	0~200m ³ /h	-*	「原子炉圧力容器」の注水量 (監視するパラメータと同じ)。		
	残置熱除去系熱交換器出口流量	3	0~1,500m ³ /h	0~1,120m ³ /h	「原子炉圧力容器」の注水量 (監視するパラメータと同じ)。		
	高圧炉心スプレイズポンプ出口流量	1	0~1,500m ³ /h	0~1,050m ³ /h	「原子炉圧力容器」の注水量 (監視するパラメータと同じ)。		
	残置熱除去系熱交換器出口流量	1	0~1,000m ³ /h	0~1,000m ³ /h	「原子炉圧力容器」の注水量 (監視するパラメータと同じ)。		
	原子炉冷却水機	原子炉冷却水機				「注水機の確保」を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉冷却水機				「注水機の確保」を監視するパラメータと同じ。		
	原子炉冷却水機				「注水機の確保」を監視するパラメータと同じ。		
	原子炉冷却水機				「注水機の確保」を監視するパラメータと同じ。		
	原子炉冷却水機				「注水機の確保」を監視するパラメータと同じ。		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表3.15-10 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (6/10)

分類	重要監視パラメータ	単位	許容範囲	設計基準	監視能力 (計装設備の方式上)	監視装置 の取組	監視
計装設備の相違	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
設備の相違	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視

表3.15.9 重要監視パラメータを計測する重要代替監視パラメータを計測する重要代替計器 (重大事故等対処設備) (6/7)

分類	重要監視パラメータ (注1)	重要代替監視パラメータ	単位	計測範囲	設計基準	監視能力 (計装設備の方式上)	監視装置 の取組	監視
計装設備の相違	燃料供給能力	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視
	燃料供給能力	燃料供給能力	0	0	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視	燃料供給能力の監視

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉		相違理由
分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	種別	計測範囲	設計基準	監視能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器 設置	信頼性	電圧
原子炉内 の 監視 項目 の 相違	原子炉水位 (広領域) *1							
	原子炉水位 (狭領域) *2							
	原子炉水位 (SA広領域) *3							
	原子炉水位 (SA狭領域) *4							
	原子炉圧力 *5							
	原子炉圧力 (SA) *6							
	原子炉圧力監視装置 *7							
	炉内温度 *8							
	炉内圧力 *9							
	炉内圧力監視装置 *10							
原子炉内 の 監視 項目 の 相違	原子炉圧力監視装置 *11							
	炉内圧力監視装置 *12							
	炉内圧力監視装置 *13							
	炉内圧力監視装置 *14							
	炉内圧力監視装置 *15							
	炉内圧力監視装置 *16							
	炉内圧力監視装置 *17							
	炉内圧力監視装置 *18							
	炉内圧力監視装置 *19							
	炉内圧力監視装置 *20							

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表 3.15-11 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (1/11)						
分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法	分類	主要パラメータ	代替パラメータ推定方法
原子炉圧力容器温度 炉内温度	原子炉圧力容器温度	① 主要パラメータの他検出器	① 原子炉圧力容器温度の1つの検出器が故障した場合、他の検出器により推定する。 ② 原子炉圧力容器温度の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和蒸気温度/圧力の間接関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ③ ストラムド、原子炉水位が有効材料積層部に到達するまでの経過時間より原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ④ 残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系が交換器入口温度により推定する。	原子炉圧力容器内の圧力	① 1次冷却材温度 (広域-高温側) の1ループが故障した場合、他ループの1次冷却材温度 (広域-高温側) により推定する。 ② 1次冷却材温度 (広域-高温側) の監視が不可能となった場合は、1次冷却材温度 (広域-低温度側) により推定する。 ③ 1次冷却材温度 (広域-高温側) の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和蒸気温度/圧力の間接関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ④ 残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系が交換器入口温度により推定する。	
		① 原子炉圧力 (SA)	① 原子炉圧力 (SA) の1チャンネルが故障した場合、他のチャンネルにより推定する。 ② 原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和蒸気温度/圧力の間接関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ③ ストラムド、原子炉水位が有効材料積層部に到達するまでの経過時間より原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ④ 残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系が交換器入口温度により推定する。			
原子炉圧力	原子炉圧力	① 主要パラメータの他チャンネル	① 原子炉圧力 (SA) の1チャンネルが故障した場合、他のチャンネルにより推定する。 ② 原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和蒸気温度/圧力の間接関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ③ ストラムド、原子炉水位が有効材料積層部に到達するまでの経過時間より原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ④ 残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系が交換器入口温度により推定する。	原子炉圧力 (SA)	① 1次冷却材温度 (広域-高温側) の1ループが故障した場合、他ループの1次冷却材温度 (広域-高温側) により推定する。 ② 1次冷却材温度 (広域-高温側) の監視が不可能となった場合は、1次冷却材温度 (広域-低温度側) により推定する。 ③ 1次冷却材温度 (広域-高温側) の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和蒸気温度/圧力の間接関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ④ 残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系が交換器入口温度により推定する。	
		① 原子炉圧力 (SA)	① 原子炉圧力 (SA) の1チャンネルが故障した場合、他のチャンネルにより推定する。 ② 原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和蒸気温度/圧力の間接関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ③ ストラムド、原子炉水位が有効材料積層部に到達するまでの経過時間より原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ④ 残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系が交換器入口温度により推定する。			
表 2.15.10 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (1/18)						
分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法	分類	主要パラメータ	代替パラメータ推定方法
原子炉圧力容器内の温度	1次冷却材温度 (広域-高温側) (炉心出口温度) *2	① 主要パラメータの他ループ	① 1次冷却材温度 (広域-高温側) の1ループが故障した場合、他ループの1次冷却材温度 (広域-高温側) により推定する。 ② 1次冷却材温度 (広域-高温側) の監視が不可能となった場合は、1次冷却材温度 (広域-低温度側) により推定する。 ③ 1次冷却材温度 (広域-高温側) の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和蒸気温度/圧力の間接関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ④ 残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系が交換器入口温度により推定する。	原子炉圧力容器内の温度	① 1次冷却材温度 (広域-高温側) の1ループが故障した場合、他ループの1次冷却材温度 (広域-高温側) により推定する。 ② 1次冷却材温度 (広域-高温側) の監視が不可能となった場合は、1次冷却材温度 (広域-低温度側) により推定する。 ③ 1次冷却材温度 (広域-高温側) の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和蒸気温度/圧力の間接関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ④ 残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系が交換器入口温度により推定する。	
		① 1次冷却材温度 (広域-低温度側) *2	① 1次冷却材温度 (広域-低温度側) の1ループが故障した場合、他ループの1次冷却材温度 (広域-低温度側) により推定する。 ② 1次冷却材温度 (広域-低温度側) の監視が不可能となった場合は、1次冷却材温度 (広域-高温側) により推定する。 ③ 1次冷却材温度 (広域-低温度側) の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和蒸気温度/圧力の間接関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ④ 残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系が交換器入口温度により推定する。			
原子炉圧力	1次冷却材温度 (広域-低温度側) (炉心出口温度) *2	① 主要パラメータの他チャンネル	① 原子炉圧力 (SA) の1チャンネルが故障した場合、他のチャンネルにより推定する。 ② 原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和蒸気温度/圧力の間接関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ③ ストラムド、原子炉水位が有効材料積層部に到達するまでの経過時間より原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ④ 残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系が交換器入口温度により推定する。	原子炉圧力 (SA)	① 1次冷却材温度 (広域-低温度側) の1ループが故障した場合、他ループの1次冷却材温度 (広域-低温度側) により推定する。 ② 1次冷却材温度 (広域-低温度側) の監視が不可能となった場合は、1次冷却材温度 (広域-高温側) により推定する。 ③ 1次冷却材温度 (広域-低温度側) の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和蒸気温度/圧力の間接関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ④ 残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系が交換器入口温度により推定する。	
		① 原子炉圧力 (SA)	① 原子炉圧力 (SA) の1チャンネルが故障した場合、他のチャンネルにより推定する。 ② 原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和蒸気温度/圧力の間接関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ③ ストラムド、原子炉水位が有効材料積層部に到達するまでの経過時間より原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ④ 残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系が交換器入口温度により推定する。			
<p>■ 炉型の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWR と BWR で想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータが異なるため、比較対象外とする。以降、同表において同じ。 						

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表3.15-11 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (5/11)

項目	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータの推定方法
原子力発電設備	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。
	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。
原子力発電設備	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。
	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。
原子力発電設備	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。
	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。
原子力発電設備	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。
	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。

表2.15.10 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (5/18)

項目	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータの推定方法
原子力発電設備	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。
	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。
原子力発電設備	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。
	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。
原子力発電設備	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。
	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。
原子力発電設備	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。
	炉心出力	炉心出力	炉心出力は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。炉心出力の推定値は、炉心出力の推定値に等しい。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表3.15-11 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (6/11)						
分類	主要パラメータ	代替パラメータ	代替パラメータの推定方法	主要パラメータ	代替パラメータの推定方法	
原子炉格納容器内温度	原子炉格納容器内温度	原子炉格納容器内温度	① 原子炉格納容器内温度の監視が不可能となった場合は、格納容器内温度により推定する。 ② 原子炉格納容器内温度の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉格納容器内温度により推定する。 ③ 格納容器内温度の監視が不可能となった場合は、格納容器内温度を推定する。	① 原子炉格納容器内温度の監視が不可能となった場合は、格納容器内温度により推定する。 ② 原子炉格納容器内温度の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉格納容器内温度により推定する。 ③ 格納容器内温度の監視が不可能となった場合は、格納容器内温度を推定する。	① 原子炉格納容器内温度の監視が不可能となった場合は、格納容器内温度により推定する。 ② 原子炉格納容器内温度の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉格納容器内温度により推定する。 ③ 格納容器内温度の監視が不可能となった場合は、格納容器内温度を推定する。	
原子炉格納容器内圧力	原子炉格納容器内圧力	原子炉格納容器内圧力	① 原子炉格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力により推定する。 ② 原子炉格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉格納容器内圧力により推定する。 ③ 格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力を推定する。	① 原子炉格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力により推定する。 ② 原子炉格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉格納容器内圧力により推定する。 ③ 格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力を推定する。	① 原子炉格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力により推定する。 ② 原子炉格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉格納容器内圧力により推定する。 ③ 格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力を推定する。	
原子炉格納容器内圧力	原子炉格納容器内圧力	原子炉格納容器内圧力	① 原子炉格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力により推定する。 ② 原子炉格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉格納容器内圧力により推定する。 ③ 格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力を推定する。	① 原子炉格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力により推定する。 ② 原子炉格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉格納容器内圧力により推定する。 ③ 格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力を推定する。	① 原子炉格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力により推定する。 ② 原子炉格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉格納容器内圧力により推定する。 ③ 格納容器内圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力を推定する。	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表3.15-11 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (9/11)</p>			

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表3.15-11 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (11/11)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法
使用済燃料プールの水位/温度	①使用済燃料プールの水位/温度 (ガイドハルス式)	①使用済燃料プールの水位/温度 (ガイドハルス式) (高橋量、低橋量)	①使用済燃料プールの水位/温度 (ヒートサーキス) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料プールの水位/温度 (ガイドハルス式) により水位/温度を推定する。 ②使用済燃料プールの水位/温度 (ヒートサーキス) の監視が不可能な場合は、使用済燃料プールの水位/温度 (ガイドハルス式) により水位/温度を推定する。
	②使用済燃料プールの水位/温度 (ヒートサーキス)	②使用済燃料プールの水位/温度 (ガイドハルス式) (高橋量、低橋量)	
使用済燃料プールの監視	①使用済燃料プールの水位/温度 (ガイドハルス式)	①使用済燃料プールの水位/温度 (ヒートサーキス) (高橋量、低橋量)	推定は、計装対象が同一である使用済燃料プールの水位/温度 (ヒートサーキス) を優先する。 ②使用済燃料プールの水位/温度 (ヒートサーキス) の監視が不可能な場合は、使用済燃料プールの水位/温度 (ガイドハルス式) により水位/温度を推定する。 ③使用済燃料プールの水位/温度 (ガイドハルス式) の監視が不可能な場合は、使用済燃料プールの水位/温度 (ヒートサーキス) の監視が不可能な場合は、使用済燃料プールの水位/温度 (ガイドハルス式) により水位/温度を推定する。
	②使用済燃料プールの水位/温度 (ヒートサーキス)	②使用済燃料プールの水位/温度 (ガイドハルス式) (高橋量、低橋量)	
使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高橋量、低橋量)	①使用済燃料プールの水位/温度 (ガイドハルス式)	①使用済燃料プールの水位/温度 (ヒートサーキス) (高橋量、低橋量)	推定は、計装対象が同一である使用済燃料プールの水位/温度 (ヒートサーキス) を優先する。 ②使用済燃料プールの水位/温度 (ヒートサーキス) の監視が不可能な場合は、使用済燃料プールの水位/温度 (ガイドハルス式) により水位/温度を推定する。
	②使用済燃料プールの水位/温度 (ヒートサーキス)	②使用済燃料プールの水位/温度 (ガイドハルス式) (高橋量、低橋量)	

*1: 代替パラメータの番号は優先順位を示す。
 *2: 「 」は有効監視パラメータ又は優先監視パラメータの常用計器 (耐腐性又は耐塩酸性) ではないが、監視可能であれば監視パラメータの状態を把握することが可能な計器) を示す。

表2.15.10 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (11/18)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器圧力	①主要パラメータの他チヤンネル格納容器圧力 (AW用)	①主要パラメータの他チヤンネル格納容器圧力 (AW用) (高橋量、低橋量)	①原子炉格納容器圧力の他チヤンネル格納容器圧力 (AW用) により原子炉格納容器圧力を推定する。 ②原子炉格納容器圧力の他チヤンネル格納容器圧力 (AW用) により原子炉格納容器圧力を推定する。
	②原子炉格納容器圧力 (AW用) *	②原子炉格納容器圧力 (AW用) (高橋量、低橋量)	
原子炉格納容器水位	①原子炉格納容器水位 (AW用)	①原子炉格納容器水位 (AW用) (高橋量、低橋量)	①原子炉格納容器水位 (AW用) により原子炉格納容器水位を推定する。 ②原子炉格納容器水位 (AW用) により原子炉格納容器水位を推定する。
	②原子炉格納容器水位 (AW用) *	②原子炉格納容器水位 (AW用) (高橋量、低橋量)	
原子炉格納容器圧力	①原子炉格納容器圧力 (AW用)	①原子炉格納容器圧力 (AW用) (高橋量、低橋量)	①原子炉格納容器圧力 (AW用) により原子炉格納容器圧力を推定する。 ②原子炉格納容器圧力 (AW用) により原子炉格納容器圧力を推定する。
	②原子炉格納容器圧力 (AW用) *	②原子炉格納容器圧力 (AW用) (高橋量、低橋量)	
原子炉格納容器圧力	①原子炉格納容器圧力 (AW用)	①原子炉格納容器圧力 (AW用) (高橋量、低橋量)	①原子炉格納容器圧力 (AW用) により原子炉格納容器圧力を推定する。 ②原子炉格納容器圧力 (AW用) により原子炉格納容器圧力を推定する。
	②原子炉格納容器圧力 (AW用) *	②原子炉格納容器圧力 (AW用) (高橋量、低橋量)	
原子炉格納容器圧力	①原子炉格納容器圧力 (AW用)	①原子炉格納容器圧力 (AW用) (高橋量、低橋量)	①原子炉格納容器圧力 (AW用) により原子炉格納容器圧力を推定する。 ②原子炉格納容器圧力 (AW用) により原子炉格納容器圧力を推定する。
	②原子炉格納容器圧力 (AW用) *	②原子炉格納容器圧力 (AW用) (高橋量、低橋量)	

AW: 原子炉格納容器圧力 (AW用)

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表 2.15.10 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (13/18)			
代替パラメータ			
①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位 (広域) ③主蒸気ライン圧力 ④補助給水流量	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位 (広域) ③主蒸気ライン圧力 ④補助給水流量	①蒸気発生器水位 (狭域) の1チャンネルが故障した場合、他チャンネルの蒸気発生器水位 (広域) により蒸気発生器伝熱管破損を推定する。 ②蒸気発生器水位 (狭域) の監視が不可能となった場合、蒸気発生器水位 (広域) の上昇により蒸気発生器伝熱管破損を推定する。 ③主蒸気ライン圧力の監視が不可能となった場合、主蒸気ライン圧力及び補助給水流量を傾向監視することにより蒸気発生器伝熱管破損を推定する。 ④1次冷却材圧力 (広域) の監視が不可能となった場合は、蒸気発生器水位 (広域) の上昇及び補助給水流量の減少を傾向監視することにより蒸気発生器伝熱管破損を推定する。	
蒸気発生器水位 (狭域) 1次冷却材圧力 (広域)	①主蒸気ライン圧力の他チャンネル ②蒸気発生器水位 (広域) ③補助給水流量	①主蒸気ライン圧力の他チャンネル ②1次冷却材圧力 (広域) ③蒸気発生器水位 (狭域) ④格納容器内蒸気発生器水位 (広域) ⑤1次冷却材温度 (広域-高圧側) ⑥1次冷却材温度 (広域-低圧側)	
格納容器インバスの温度	①1次冷却材圧力 (広域) ②1次冷却材圧力 (広域) の1チャンネルが故障した場合、他チャンネルの1次冷却材圧力 (広域) の上昇及び補助給水流量の減少を傾向監視することにより蒸気発生器伝熱管破損を推定する。 ③1次冷却材圧力 (広域) の監視が不可能となった場合は、蒸気発生器水位 (広域) の上昇及び補助給水流量の減少を傾向監視することにより蒸気発生器伝熱管破損を推定する。	①1次冷却材圧力 (広域) の他チャンネル ②1次冷却材圧力 (広域) ③蒸気発生器水位 (狭域) ④格納容器内蒸気発生器水位 (広域) ⑤1次冷却材温度 (広域-高圧側) ⑥1次冷却材温度 (広域-低圧側)	

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表 2.15.10 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (16/18)			
<p>分類</p>	<p>主要パラメータ</p>	<p>代替パラメータ*1</p>	<p>代替パラメータ推定方法</p>
<p>燃料取扱替用水ピット水位</p>	<p>①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器再循環サンプ水位(広域) ③B-1格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用) ③ [格納容器スプレイ流量] *2 ③高圧注入流量 ③低圧注入流量 ③ [充てん流量] *1</p>	<p>①燃料取扱替用水ピット水位の他チャンネル ②格納容器再循環サンプ水位(広域) ③B-1格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用) ③ [格納容器スプレイ流量] *2 ③高圧注入流量 ③低圧注入流量 ③ [充てん流量] *1</p>	<p>①燃料取扱替用水ピット水位の場合、他チャンネルが故障した場合、他チャンネルの燃料取扱替用水ピット水位により推定する。 ②燃料取扱替用水ピット水位の監視が不可能となった場合は、注水失である格納容器再循環サンプ水位(広域)により推定する。なお、燃料取扱替用水ピット以外からの注水がないことを前提とする。 ③燃料取扱替用水ピット水位の監視が不可能となった場合は、B-1格納容器スプレイ冷却器出口積算流量(AM用)等の燃料取扱替用水ピットを水源とするポンプの注水量の合計により、水源の有無や使用量を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。</p>
<p>補助給水ピット水位</p>	<p>①主要パラメータの他チャンネル ②補助給水流量 ②代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量</p>	<p>①補助給水ピット水位の他チャンネル ②補助給水ピット水位の監視が不可能となった場合は、補助給水流量及び代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量である補助給水ピットを水源とするポンプの注水量の合計により、水源の有無や使用量を推定する。この推定方法では、淡水や海水を補給している場合は、補給に使用したポンプの性能並びに運転時間により算出した注水量を考慮する。</p>	<p>①補助給水ピット水位の場合、他チャンネルが故障した場合、他チャンネルの補助給水ピット水位により推定する。 ②補助給水ピット水位の監視が不可能となった場合は、補助給水流量及び代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量である補助給水ピットを水源とするポンプの注水量の合計により、水源の有無や使用量を推定する。この推定方法では、淡水や海水を補給している場合は、補給に使用したポンプの性能並びに運転時間により算出した注水量を考慮する。</p>
<p>ほう酸タンク水位</p>	<p>①主要パラメータの他チャンネル ② [緊急ほう酸注入ライン流量] *2 ③出力領域中性子束 ③中間領域中性子束 ③中性子源領域中性子束</p>	<p>①主要パラメータの他チャンネル ② [緊急ほう酸注入ライン流量] *2 ③出力領域中性子束 ③中間領域中性子束 ③中性子源領域中性子束</p>	<p>推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表 2.15.10 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (17/18) 代替パラメータ※1			
主要パラメータ 使用済燃料ピット水位 (0M)	代替パラメータ※1 ① 使用済燃料ピット水位 (0M型) ② 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ③ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ④ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ⑤ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2	代替パラメータ※1 ① 使用済燃料ピット水位 (0M型) ② 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ③ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ④ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ⑤ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2	
使用済燃料ピット水位 (0M)	① 使用済燃料ピット水位 (0M型) ② 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ③ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ④ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ⑤ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2	① 使用済燃料ピット水位 (0M型) ② 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ③ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ④ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ⑤ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2	
使用済燃料ピット水位 (0M)	① 使用済燃料ピット水位 (0M型) ② 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ③ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ④ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ⑤ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2	① 使用済燃料ピット水位 (0M型) ② 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ③ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ④ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2 ⑤ 使用済燃料ピット水位 (0M) ※2	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

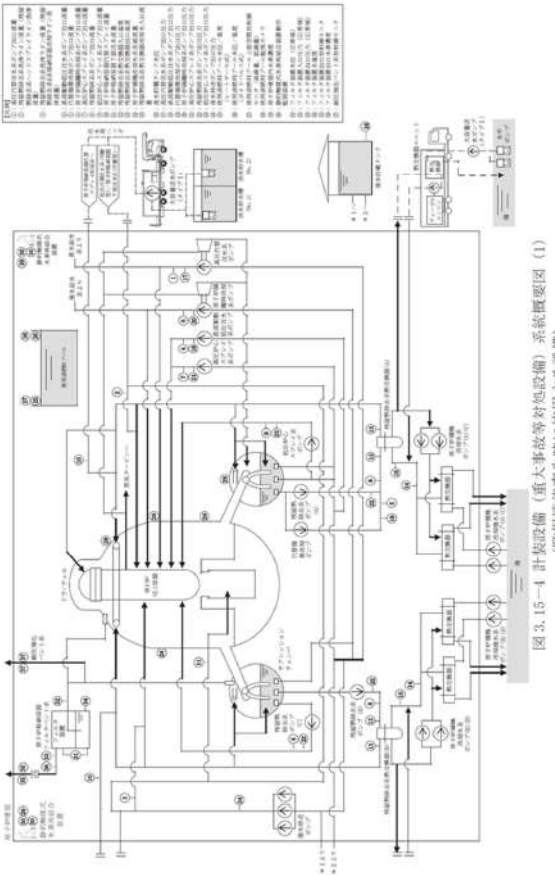
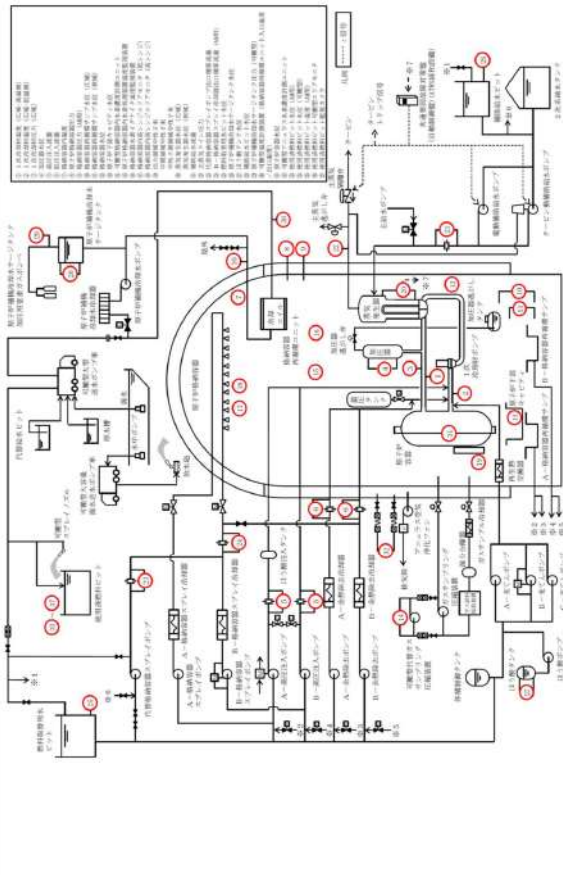
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表2.15.10 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (18/18)			
代替パラメータ推定方法			
分類 使用済燃料ピット の監視	主要パラメータ 【使用済燃料ピット水位】※1 【使用済燃料ピット温度】※1 【携帯型水位計】※2 【携帯型水温計】※2	代替パラメータ※1 ①使用済燃料ピット水位 (AM用) ②使用済燃料ピット温度 (AM用) ③携帯型水位計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタにより使用済燃料ピット水位を推定する。 ④携帯型水温計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット温度 (AM用) により温度を推定する。	①使用済燃料ピット水位 (AM用) 及び使用済燃料ピット温度 (AM用) により水位を推定する。 ②使用済燃料ピット温度 (AM用) により温度を推定する。 ③携帯型水位計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタにより使用済燃料ピット水位を推定する。 ④携帯型水温計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット温度 (AM用) により温度を推定する。
【使用済燃料ピット水位】※1 【使用済燃料ピット温度】※1 【携帯型水位計】※2 【携帯型水温計】※2	①使用済燃料ピット水位 (AM用) ②使用済燃料ピット温度 (AM用) ③携帯型水位計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタにより使用済燃料ピット水位を推定する。 ④携帯型水温計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット温度 (AM用) により温度を推定する。	①使用済燃料ピット水位 (AM用) 及び使用済燃料ピット温度 (AM用) により水位を推定する。 ②使用済燃料ピット温度 (AM用) により温度を推定する。 ③携帯型水位計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタにより使用済燃料ピット水位を推定する。 ④携帯型水温計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット温度 (AM用) により温度を推定する。	①使用済燃料ピット水位 (AM用) 及び使用済燃料ピット温度 (AM用) により水位を推定する。 ②使用済燃料ピット温度 (AM用) により温度を推定する。 ③携帯型水位計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタにより使用済燃料ピット水位を推定する。 ④携帯型水温計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット温度 (AM用) により温度を推定する。
【使用済燃料ピット水位】※1 【使用済燃料ピット温度】※1 【携帯型水位計】※2 【携帯型水温計】※2	①使用済燃料ピット水位 (AM用) ②使用済燃料ピット温度 (AM用) ③携帯型水位計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタにより使用済燃料ピット水位を推定する。 ④携帯型水温計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット温度 (AM用) により温度を推定する。	①使用済燃料ピット水位 (AM用) 及び使用済燃料ピット温度 (AM用) により水位を推定する。 ②使用済燃料ピット温度 (AM用) により温度を推定する。 ③携帯型水位計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタにより使用済燃料ピット水位を推定する。 ④携帯型水温計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット温度 (AM用) により温度を推定する。	①使用済燃料ピット水位 (AM用) 及び使用済燃料ピット温度 (AM用) により水位を推定する。 ②使用済燃料ピット温度 (AM用) により温度を推定する。 ③携帯型水位計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタにより使用済燃料ピット水位を推定する。 ④携帯型水温計 (自主対策設備) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット温度 (AM用) により温度を推定する。

※1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。
 ※2：【 】は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性、耐環境性等はないが、監視可能であれば毎電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。

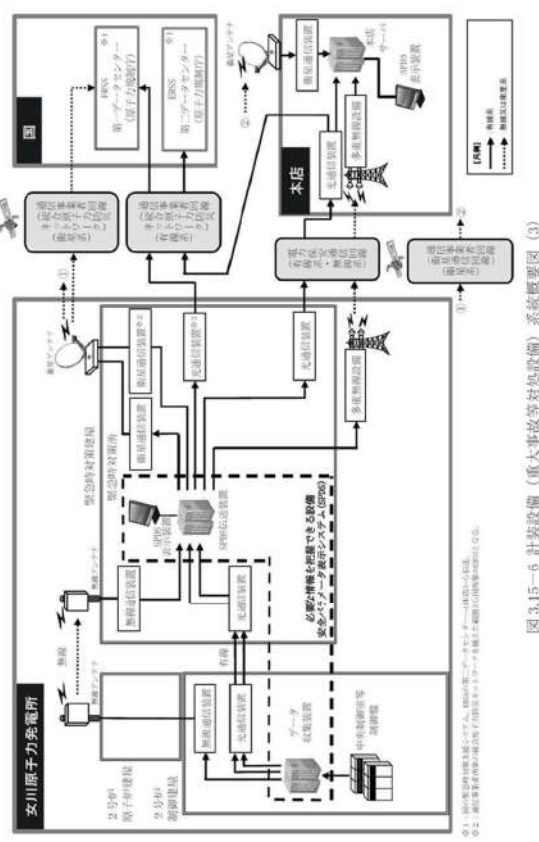
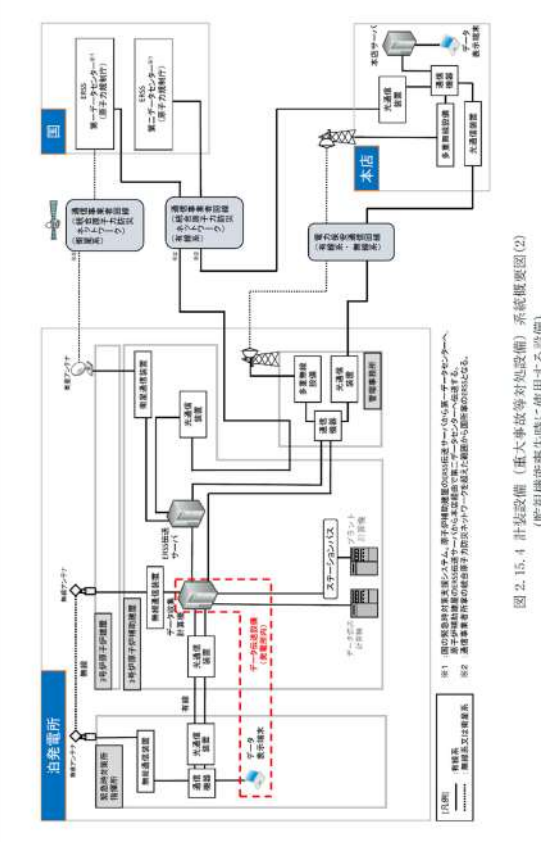
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.15-4 計装設備 (重大事故等対応施設) 系統概図 (1) (監視機能喪失時に使用する設備)</p>		<p>■ 炉型の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PWR と BWR で想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータが異なるため、比較対象外とする。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 3.15-6 計装設備 (重大事故等対処設備) 系統概要図 (3) (監視機能喪失時に使用する設備)</p>	 <p>図 2.15.4 計装設備 (重大事故等対処設備) 系統概要図 (2) (監視機能喪失時に使用する設備)</p>	<p>■設備の相違 (相違理由④)</p>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA59-9 r.12.0
提出年月日	令和5年8月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備【59条】

令和5年8月

北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較結果等を取りまとめた資料</p> <p>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</p> <p>1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由</p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記1件。 ・全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合のアニュラス空気浄化設備の系統構成において、B-アニュラス排気ダンパの開操作は当該ダンパ本体に設置されている手動操作ハンドルをユニハンドラ装置により遠隔手動操作する方針としていたが、大飯3/4号炉の審査実績を踏まえ、泊3号炉のB-アニュラス全量排気弁と同様に窒素ガスポンベにより開操作する方針に変更した。</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの：なし</p> <p>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記1件 ・運転員の最長勤務時間を踏まえた全面マスクの吸収缶の除染係数を有していることを「59-7 添付2-17 マスクによる防護係数について」に反映している。</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記4件 ・「59-7 添付2-20 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について」を追加 ・「59-7 添付2-22 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばくの評価方法について」を追加 ・「59-7 添付2-23 大気中に放出された放射性物質の入域時の吸入摂取による被ばくの評価方法について」を追加 ・先行PWRと同様にアニュラス空気浄化設備に記載していたアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベについて、女川の構成を反映し計測制御設備に記載した。【比較表 p59-16 ~ 20, P59-62 ~ 77】</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：下記1件 ・「59-7 添付2-25 中央制御室の居住性に係る被ばく評価における運転員の勤務体系を踏まえた評価」を追加</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの：下記3件 ・被ばく評価に用いる気象資料が最近の気象条件を代表しているか再検討を行った。 過去から被ばく評価に用いている1997年の気象資料が代表性を保っていることを確認しており、結果を「59-7 添付2-13 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について」に反映している。</p> <p>・設備の更新に合わせて、柏崎刈羽6,7号炉の知見を反映し、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計を酸素濃度・二酸化炭素濃度計に統合した。</p> <p>・とりまとめた資料-5の2-2)設計・運用の相違に記載のとおり、電源設備の設計方針に関する記載箇所に対し、給電できる電源設備を網羅的に記載</p> <p>1-3) バックフィット関連事項</p> <p>・柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映（原子炉制御室の居住性を確保するための対策） 改正後の59条に適合するため、放射性物質の濃度を低減するためにアニュラス空気浄化設備を用いていることを反映。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要			
2-1) 名称等の相違			
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
中央制御室遮蔽	中央制御室遮蔽	中央制御室遮へい	【女川、大飯】設備名称の相違 ・泊では既許可・既工認において、当時常用漢字ではなかった「蔽」は用いず、ひらがなの「へい」を用いて設備名称を定めた。これらとの整合のため、設備名称については、ひらがなの「へい」を用いる（参考として、伊方3号炉もひらがなの「へい」を用いている）。 ・一方で設備名称以外においては、現在は常用漢字であること及び関係法令との整合を踏まえ、「蔽」を用いる。
1次冷却系統	原子炉冷却系統	1次冷却系統	【女川】既許可で表現の相違
空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	【大飯】設備名称の相違（女川審査実績の反映） ・大飯は設備名称を記載しているが、泊及び女川は総称で記載している。
ディーゼル発電機	非常用交流電源設備	非常用交流電源設備	【大飯】設備名称の相違（女川審査実績の反映） ・大飯は設備名称を記載しているが、泊及び女川は総称で記載している。
中央制御室空調装置	中央制御室換気空調系	中央制御室空調装置	【女川】設備名称の相違
中央制御室非常用循環フィルタユニット	中央制御室再循環フィルタ装置	中央制御室非常用循環フィルタユニット	【女川】設備名称の相違
中央制御室非常用循環ファン	中央制御室再循環送風機	中央制御室非常用循環ファン	【女川】設備名称の相違
中央制御室空調ファン	中央制御室送風機	中央制御室給気ファン	【女川、大飯】設備名称の相違
閉回路循環方式	事故時運転モード	閉回路循環運転	【女川、大飯】名称の相違
外気取入れによる換気 外気取入れ運転モード	事故時運転モード（少量外気取入）	外気取入れ運転	【女川、大飯】名称の相違
微粒子フィルタ よう素フィルタ	高性能エアフィルタ チャコールエアフィルタ	微粒子フィルタ よう素フィルタ	【女川】設備名称の差異
酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	【女川、大飯】設備名称の相違 ・女川及び大飯は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度をそれぞれの計器で測定する。 ・泊は酸素濃度及び二酸化炭素濃度を1つの計器で測定する（柏崎刈羽6、7号炉と同様の方針）。 ・設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。
・本表で整理している相違については、比較表上での相違理由を省略する。			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2-2) 設備・運用の相違			
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
—	中央制御室待避所 中央制御室待避所遮蔽 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ） 差圧計 無線連絡設備（固定型） 衛星電話設備（固定型） データ表示装置（待避所）	—	【女川】設計方針の相違 ・女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室待避所及び、その内部で活動を行うための設備はない（大飯3、4号炉と同様）。 (以降「①の相違」と記載する。)
アニュラス空気浄化設備	非常用ガス処理系 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置	アニュラス空気浄化設備	【女川】型式の相違 ・PWRとBWRの型式の違いによる設備の相違 ・本設備は柏崎刈羽6、7号炉のバックフィット要求として、59条にて追加で要求された設備である。 ・アニュラス空気浄化設備は水素の排出の目的で従来より53条のSA設備として記載があり、今回59条でも記載を行う。 ・ブローアウトパネル閉止装置は非常用ガス処理系を有効に機能させるためにBWRのみに対して要求されており、泊では設置していない（大飯3、4号炉と同様）。 (以降「②の相違」と記載する。)
可搬型照明（SA）	乾電池内蔵型照明	可搬型照明（SA）	【女川】設計方針の相違 ・チェンジングエリアの照明について、女川は資機材である乾電池内蔵型照明を使用する。泊3号はSA設備である可搬型照明（SA）を使用する（大飯3、4号炉と同様）。 (以降「③の相違」と記載する。)
中央制御室循環ファン	中央制御室排風機	中央制御室循環ファン	【女川】型式の相違 ・女川は中央制御室内の空気を排気のみ行う設備がある。泊は中央制御室内の空気を循環しながら一部を排気する系統（大飯3、4号炉と同様）。ただし、いずれも空調設計を考慮したモデルで被ばく評価を行っており、設計の差異は適合性に影響をあたえるものではない。 (以降「④の相違」と記載する。)
中央制御室空調ユニット	(中央制御室空調和装置)	中央制御室給気ユニット	【女川】設計方針の相違 ・泊では、重大事故等時に流路を形成する設備のうち原則として既設置許可で登録されている設備については重大事故等対処設備として設置許可申請書に記載することとしており、「中央制御室給気ユニット」をSA設備に位置付けているが、女川では本文中に記載はなく（同様の設備は設備図上に記載あり）、許認可上の整理は異なるものの、設備としての差異はない。 ・女川では本文中に記載がないことから括弧で示した。 ・大飯も中央制御室空調ユニットをSA設備に位置付けている。 (以降「⑤の相違」と記載する。)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由		
2-2) 設備・運用の相違					
・アンユラス空気浄化設備に関する相違について（PWR 固有設備のためPWR プラントで比較する。）					
項目	大阪3/4号炉	高浜3/4号炉	伊方3号炉	泊3号炉	泊3号炉の考え方
代替空気を供給する設備	窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	窒素ポンベ（アンユラス浄化排気弁等作動用）	窒素ポンベ（アンユラス排気系空気作動弁用）	アンユラス全量排気弁等換作用可搬型窒素ガスポンベ	設計方針の相違 ・大阪3，4号炉では、アンユラス空気浄化設備の排気弁を開操作するために、ポンベの他に可搬型空気圧縮機を保管している。泊3号炉ではポンベで十分対応可能であると判断しており、可搬型空気圧縮機は保管していない（伊方3号炉及び高浜3，4号炉と同様）。 （以降「⑥の相違」と記載する。）
全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に開放可能な排気弁の系統	電源の状態によらずA，B系の弁を開操作可能	A系の弁を開操作可能	電源の状態によらずA，B系の弁を開操作可能	B系の弁を開操作可能	設計方針の相違 ・アンユラス空気浄化設備の運用において、大阪3，4号炉、伊方3号炉は電源の状態によらずA，B系のアンユラス空気浄化設備の弁を開操作可能な設計としている。 ・泊3号炉はSA時においても、電源が健全であればA，B両系ともに開操作可能であるが、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にはB系の弁を開操作可能な設計とする。（高浜3，4号炉も片系（A系）を開操作可能な設計。） ・泊3号炉では全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合操作するB系アンユラス空気浄化設備の弁及びダンパには、直流電源の供給と代替空気の供給が必要な設備と、直流電源を供給せず代替空気の供給のみで開操作できる設備を設置する設計方針のため、代替空気のみで開操作する場合についても記載している。いずれの設計でも全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合においても操作が可能であり、適合性に影響を与えるものではない。 ・上記に関連し、アンユラス空気浄化ファン及びアンユラス空気浄化フィルタユニットは電源が健全であればA系も使用するため、A，B両系ともSA設備として位置付ける。 （以降「⑦の相違」と記載する。）
リ、(4)(ii)b. で記載している設備の目的	放射性物質の濃度低減及び水素の排出	放射性物質の濃度低減及び水素の排出	放射性物質の濃度低減	放射性物質の濃度低減及び水素の排出	記載方針の相違 ・先行PWRバックフィット時のモデルプラントである大阪3，4号炉と同様の整理とした。
電源の状態による書き分け	書き分けない	書き分けない	書き分ける	書き分ける	記載方針の相違 ・⑦の相違を踏まえ事実関係（全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にはB系を用いること）を正確に記載するため、また、許認可対象、手順上の使用号機、操作対象を明確にするため、伊方3号炉実績の反映として書き分ける。 ・なお、伊方3号炉では設置許可本文の「リ。」で書き分けを行っている一方、「へ。」では書き分けを行っていないが、当社は記載の統一のため、「へ。」においても書き分けを行う。 （以降「⑧の相違」と記載する。）

各社の具体的な設置許可申請書における記載を「リ。」の比較箇所を示した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
<p>2-2) 設備・運用の相違</p> <p>・設備に給電可能な代替電源設備の相違について</p>							
給電対象（泊における名称）	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環ファン 可搬型照明（SA）	空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備	【女川、大飯】設計方針の相違 ・泊3号炉では給電可能な設備を充実して記載しているが、いずれのプラントも代替交流電源設備より給電可能な設計には相違ない。 (以降、⑨の相違と記載する。)			
アニュラス空気浄化ファン	空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 (非常用ガス処理系に対して)	常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備 加えてB系は代替所内電気設備				
B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパ	空冷式非常用発電装置	—	所内常設蓄電式直流電源設備*	【大飯】設計方針の相違 ・⑨の相違のとおり、泊3号炉ではアニュラス空気浄化ファンに常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備から給電が可能であるが、いずれの給電を行っている場合でも、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパへの給電は所内常設蓄電式直流電源設備により行う。所内常設蓄電式直流電源設備は、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から充電器を経由して給電が可能な設計であるが、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から給電できない場合は、所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）により給電する。 (以降、⑩の相違と記載する。)			
<p>2-3) 被ばく評価における主な相違（SA 被ばく評価）</p>							
相違内容	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
評価シナリオ	大破断 LOCA 時に ECCS 注入および格納容器スプレイ注入に失敗するシーケンス	大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失したシーケンス	大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	【女川】型式の相違 ・互いに「想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス」を選定しているが、型式の相違により評価シーケンスが異なる。 ・シナリオ選定の考え方は女川・泊ともに添付資料で検討を行っている。 【大飯】記載表現の相違			
待避所の有無	待避所を設置しない	格納容器ベントの際には中央制御室待避所内に滞在するとしており、待避所内では外気の流入を防止する効果を考慮している。	待避所を設置しない	「3-2) 設備・運用の相違」に示す①の相違によるもの。			
運転員の被ばくを低減するための設備	アニュラス空気浄化設備を考慮	非常用ガス処理系を考慮	アニュラス空気浄化設備を考慮	「3-2) 設備・運用の相違」に示す②の相違によるもの。			
被ばく評価における交代要員体制の考慮方法	7 日間の評価期間において最も中央制御室の滞在時間が長く入退城回数が多い運転員を対象として、7 日間の積算線量を滞在期間及び入退城に要する時間の割合で配分することで、実効線量を評価（内規に記載のある DB 被ばく評価と同様の手法。）。	具体的な交代スケジュールを想定し、その交代スケジュールに基づく評価を実施。	具体的な交代スケジュールを想定し、その交代スケジュールに基づく評価を実施。	【大飯】女川審査実績の反映 ・事故初期において線量が高くなることを考慮すると、7 日間の線量を時間で配分するより、具体的なスケジュールに基づく評価を実施するほうが保守的と考えられることから女川知見を反映した。合わせて、中央制御室滞在時のマスク着用の想定も女川実績を反映した。 (以降⑨の相違と記載する。)			
原子炉格納容器貫通部のエアロゾル粒子に対する除染係数（貫通部 DF）	保守的に 1 として評価	検討資料作成の上、10 として評価	検討資料作成の上、10 として評価	【大飯】女川審査実績の反映 ・女川実績を踏まえ、最確条件で評価を行うため有効性評価にて考慮できる貫通部 DF を検討し、10 として評価した。			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置許可申請書（3, 4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>ロ. 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設 (u) 中央制御室 中央制御室は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。</p> <p>また、原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備及びFAX等を設置し、中央制御室から原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</p> <p>1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に原子炉の運転の停止その他の原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるようにするとともに、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p>	<p>3.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備【59条】 【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設 (u) 中央制御室 中央制御室は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備、公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるようにするとともに、中央制御室内にとどまり、運転員が必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p>	<p>2.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備【59条】</p> <p>ロ. 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針の基に安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設 (u) 中央制御室 中央制御室は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備、公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</p> <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるようにするとともに、中央制御室内にとどまり、運転員が必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p>	<p>【女川】章立ての相違 ・3.16と2.16の相違については以降理由省略</p> <p>【女川、大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p>

DB26条の範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在より引用】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	<p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	<p>【参考】先行電力と泊発電所における特定された（スクリーニング評価対象の）敷地内外固定源及び敷地内可動源の有無並びに敷地内可動源への対応について</p> <table border="1" data-bbox="1254 263 1814 414"> <thead> <tr> <th></th> <th>東海第二、高根 先行PWR3社</th> <th>女川</th> <th>柏崎</th> <th>泊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地内固定源</td> <td>あり</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし (女川、柏崎と同様)</td> </tr> <tr> <td>敷地内可動源</td> <td>あり</td> <td>なし</td> <td>あり</td> <td>あり (東海第二等、柏崎と同様)</td> </tr> <tr> <td>敷地内可動源への対応</td> <td>スクリーニング評価を実施せず、漏洩時の防護措置を講じる</td> <td>対応なし</td> <td>スクリーニング評価を実施</td> <td>スクリーニング評価を実施せず、漏洩時の防護措置を講じる (東海第二等と同様)</td> </tr> <tr> <td>敷地外固定源</td> <td>あり (美浜、志保はなし)</td> <td></td> <td>あり</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>		東海第二、高根 先行PWR3社	女川	柏崎	泊	敷地内固定源	あり	なし	なし	なし (女川、柏崎と同様)	敷地内可動源	あり	なし	あり	あり (東海第二等、柏崎と同様)	敷地内可動源への対応	スクリーニング評価を実施せず、漏洩時の防護措置を講じる	対応なし	スクリーニング評価を実施	スクリーニング評価を実施せず、漏洩時の防護措置を講じる (東海第二等と同様)	敷地外固定源	あり (美浜、志保はなし)		あり	なし	<p>バックフィットの有毒ガスの範囲については、有毒ガス補足説明資料比較表と同様に、東海第二と伊方と比較するが、特定された敷地内固定源と敷地内可動源の有無及び敷地内可動源に対する漏洩時の防護措置の実施有無に応じた方針とする必要があることから、女川と柏崎の記載を参照する。以下同様。</p> <p>→泊は、現時点において、特定された敷地内固定源なし、敷地内可動源ありであるため、有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては、可動源を除き女川及び柏崎と同様。敷地内可動源の防護措置については、東海第二等と同様の方針としている。</p>
	東海第二、高根 先行PWR3社	女川	柏崎	泊																								
敷地内固定源	あり	なし	なし	なし (女川、柏崎と同様)																								
敷地内可動源	あり	なし	あり	あり (東海第二等、柏崎と同様)																								
敷地内可動源への対応	スクリーニング評価を実施せず、漏洩時の防護措置を講じる	対応なし	スクリーニング評価を実施	スクリーニング評価を実施せず、漏洩時の防護措置を講じる (東海第二等と同様)																								
敷地外固定源	あり (美浜、志保はなし)		あり	なし																								
<p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在より引用】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p>	<p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和4年11月25日、発電用原子炉施設の変更）より引用】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p>	<p>【バックフィットの有毒ガスの範囲】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p>																										

DB26条の範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、中央制御室換気空調設備の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。</p>	<p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、中央制御室換気系の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。</p>	<p>【東海第二、伊方】設備、運用の相違 ・有毒ガスに係る調査の結果、現時点においては、スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため、スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がない、及び敷地内可動源については、漏洩時の防護措置を取ることにによる相違。</p> <p>【東海第二、伊方】設備名称の相違</p>
<p>【大阪発電所 設置許可申請書（3、4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入り出すための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>また、気体状の放射性物質及び中央制御室外の火災により発生する有毒ガス等に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入り出すための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気空調系等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>その他、運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるため、気体状の放射性物質並びに中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p>	<p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入り出すための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮へいを透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>その他、運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるため、気体状の放射性物質並びに中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p>	<p>【大阪】女川審査実績の反映</p> <p>【大阪】女川審査実績の反映</p>
<p>また、中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違 ・大阪は59条バックフィット前に設置許可を得ているため、バックフィット反映箇所（アニュラス空気浄化設備に係る記載をしている箇所）以外は最新の完本においても当時の59条の条文の表現（「重大事故」となっている（同様の相違については以降は理由を省略し、「記載表現の相違」と記載する）。</p>

DB26条の範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置許可申請書（3、4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>へ、計測制御系統施設の構造及び設備</p> <p>A. 3号炉</p> <p>(5) その他の主要な事項</p> <p>(v) 中央制御室</p> <p>中央制御室（3号及び4号炉共用）は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。</p> <p>また、原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備及びFAX等を設置し、中央制御室から原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</p> <p>気体状の放射性物質及び中央制御室外の火災により発生する有毒ガス等に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に原子炉の運転の停止その他の原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるようにするとともに、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】</p> <p>へ 計測制御系統施設の構造及び設備</p> <p>(5) その他の主要な事項</p> <p>(vi) 中央制御室</p> <p>中央制御室は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備、公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、発電用原子炉の運転停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるようにするとともに、中央制御室内にとどまり、運転員が必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p>	<p>へ、計測制御系統施設の構造及び設備</p> <p>(5) その他の主要な事項</p> <p>(v) 中央制御室</p> <p>中央制御室は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備、公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は3/4号炉の識別をしている。 <p>【大飯】共用の相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載箇所及び表現の相違（女川実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在より引用】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	<p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	<p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p>	<p>相違理由</p>
<p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在より引用】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、中央制御室換気空調設備の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。</p>	<p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和4年11月25日、発電用原子炉施設の変更）より引用】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、中央制御室換気系の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。</p>	<p>【東海第二、伊方】設備、運用の相違 ・有毒ガスに係る調査の結果、現時点においては、スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため、スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がない、及び敷地内可動源については、漏洩時の防護措置を取ることに相違。 （有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては、女川及び柏崎と同様。敷地内可動源の防護措置については、東海第二等と同様の方針としている）</p> <p>【東海第二、伊方】・設備名称の相違</p>

DB26条の範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置許可申請書（3, 4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>中央制御室は、共用することにより、プラントの状況に応じた運転員の相互融通等を図ることができ、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有しながら、事故処置を含む総合的な運転管理を図ることができるなど、安全性が向上するため、居住性に配慮した設計とする。</p> <p>中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するための設備として以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気空調系等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>その他、運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるため、気体状の放射性物質並びに中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける。</p> <p>さらに、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、可搬型照明（SA）、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）、中央制御室遮蔽、中央制御室待避所遮蔽、差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。</p>	<p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮へいを透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>その他、運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるため、気体状の放射性物質並びに中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける。</p> <p>さらに、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において中央制御室の居住性を確保するための設備として以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、可搬型照明（SA）、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット、中央制御室遮へい及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】共用の相違 ・泊の中央制御室、中央制御室空調装置等は3号炉単独の設備であり、他号炉と共用していない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は大飯同様、設備の位置づけを記載している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 ・泊では大飯同様前段落で記載している。 ・また、大飯同様位置づけ（居住性の確保）を明記している。</p> <p>④の相違 ①の相違</p>

DB26条の範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、重大事故等時において中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護する設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽は、重大事故等時に、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室空調装置及び中央制御室遮蔽の機能とあわせて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。</p> <p>可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。 59-p7-①</p> <p>外部との遮断が長期にわたり、室内の環境が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室換気空調系は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風機からなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードとすることにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる場合に放出される放射性雲通過時において、中央制御室待避所を中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）で正圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の機能とあわせて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等の着用及び運転員の交替要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p> <p>外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室再循環フィルタ装置により浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 59-p7-②</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避所に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡を行うため、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）を使用する。</p> <p>無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室空調装置は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転とすることにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p> <p>中央制御室遮へいは、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、中央制御室空調装置の機能とあわせて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等の着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p> <p>外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットにより浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンは、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違 【大飯】女川審査実績の反映 ①の相違</p> <p>【女川】表現の相違 ・泊は法令の記載に合わせた</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・移動先で比較</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>④の相違 ③の相違 ①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。 59-p7-① 再掲</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。 重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設けることができるよう考慮する。</p> <p>中央制御室空調装置及び可搬型照明（SA）は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避所に待避した運転員が、中央制御室待避所の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うためにデータ表示装置（待避所）を設置する。</p> <p>データ表示装置（待避所）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である中央制御室照明が使用できない場合の重大事故等対処設備として、可搬型照明（SA）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避所と中央制御室との間が正圧化に必要な差圧を確保できていることを把握するため、差圧計を使用する。</p> <p>また、中央制御室内及び中央制御室待避所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を使用する。</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>また、照明については、乾電池内蔵型照明により確保できる設計とする。</p>	<p>想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である中央制御室の照明設備が使用できない場合の重大事故等対処設備として、可搬型照明（SA）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>また、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を使用する。</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。 重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p>	<p>①の相違</p> <p>【大阪】女川審査実績の反映 【女川】記載表現の相違 ・泊では10条で用いている表現に合わせた。 ⑨の相違 ①の相違</p> <p>①の相違 【大阪】女川審査実績の反映</p> <p>【大阪】女川審査実績の反映 【女川、大阪】記載表現の相違</p> <p>③の相違</p> <p>【大阪】女川審査実績の反映 ③の相違</p> <p>③の相違 【大阪】記載表現の相違 ・泊は空調については女川同様前段で記載済み。 ⑨の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、アンユラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ポンペ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、アンユラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ポンペ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。 再掲</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備として、非常用ガス処理系及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置を使用する。非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系排風機、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を排気筒から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の気密パウンドリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋ブローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実に原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置により開口部を閉止できる設計とする。また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、現場において、人力により操作できる設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に、アンユラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>また、系統構成に必要な空気作動弁及び空気作動ダンパは、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、B-アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、B-アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。加えて、B-アンユラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。</p> <p>また、B系アンユラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給すること又は、アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。</p>	<p>・②の相違により女川にはアンユラス空気浄化設備は存在しないため以降、泊の着色は大飯との比較結果を掲載する。</p> <p>⑧の相違</p> <p>【大飯】運用等の相違</p> <p>・泊では、ここでは電源が健全な場合の記載を行っているため、用いる設備が異なる。</p> <p>⑧の相違 ⑦の相違 ⑦の相違</p> <p>⑨の相違 ⑩の相違</p> <p>⑦の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>⑩の相違 ⑥の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>中央制御室及び中央制御室遮蔽は、プラントの状況に応じた運転員の相互融通等を考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む。）をすることで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。各号炉の監視・操作盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号炉の監視・操作中に、他方の号炉のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽は、「チ. (1) (iii) 遮蔽設備」に記載する。</p> <p>中央制御室空調装置は、「チ. (1) (iv) 換気設備」に記載する。</p> <p>アニュラス空気浄化設備は、「リ. (4) (ii) アニュラス空気浄化設備」に記載する。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、「ヌ. (2) (iv) 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、「チ(1) (v) 遮蔽設備」に記載する。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置及び中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）は、「チ(1)(vi) 換気空調設備」に記載する。</p> <p>代替交流電源設備は、「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 中央制御室遮蔽 （「チ(1)(v) 遮蔽設備」と兼用） 中央制御室待避所遮蔽 （「チ(1)(v) 遮蔽設備」と兼用） 中央制御室送風機 （「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用） 中央制御室排風機 （「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用） 中央制御室再循環送風機 （「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用） 中央制御室再循環フィルタ装置 （「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用） 無線連絡設備（固定型） （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用）</p>	<p>中央制御室遮へいについては、「チ. (1) (iii) 遮蔽設備」に記載する。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニットについては、「チ. (1) (iv) 換気設備」に記載する。</p> <p>アニュラス空気浄化設備については、「リ. (4) (ii) アニュラス空気浄化設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備については、「ヌ. (2) (iv) 代替電源設備」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 中央制御室遮へい （「チ. (1) (iii) 遮蔽設備」と兼用） 中央制御室給気ファン （「チ. (1) (iv) 換気設備」と兼用） 中央制御室循環ファン （「チ. (1) (iv) 換気設備」と兼用） 中央制御室非常用循環ファン （「チ. (1) (iv) 換気設備」と兼用） 中央制御室非常用循環フィルタユニット （「チ. (1) (iv) 換気設備」と兼用）</p>	<p>以降は泊欄の着色は女川との比較。</p> <p>【大飯】共用の相違 ・泊は女川同様、単号炉のため対象外。</p> <p>①の相違 【女川、大飯】記載表現の相違 ・泊では『〇〇については「〇〇」に記載する』という表現で統一することとしている。 ・以下、本ページの同様の相違は相違理由を省略する。 【女川】章立ての相違</p> <p>④の相違 ①の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>②の相違 ⑨の相違</p> <p>【女川】章立ての相違 ①の相違</p> <p>【女川】章立ての相違 ④の相違</p> <p>【女川】章立ての相違 ①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>可搬型照明（SA）（3号及び4号炉共用） 個数 8（予備1） 59-p11-① 再掲</p> <p>酸素濃度計（3号及び4号炉共用） 個数 1（予備2）</p> <p>二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用） 個数 1（予備2）</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>可搬型照明（SA）（3号及び4号炉共用） 個数 8（予備1） 59-p11-①</p>	<p>衛星電話設備（固定型） （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用）</p> <p>データ表示装置（待避所） 個数 一式</p> <p>差圧計 （「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用）</p> <p>非常用ガス処理系排風機 （「リ(4)(ii) 非常用ガス処理系」と兼用）</p> <p>原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置 （「リ(4)(ii) 非常用ガス処理系」と兼用） 個数 1</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ） （「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用）</p> <p>可搬型照明（SA） 個数 6（予備1）</p> <p>酸素濃度計 個数 2（予備1）</p> <p>二酸化炭素濃度計 個数 2（予備1）</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p>	<p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>可搬型照明（SA） 個数 5（予備2）</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計 個数 1（予備2）</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p>	<p>①の相違</p> <p>②の相違</p> <p>①の相違</p> <p>【大飯】 共用の相違 【女川・大飯】 設備の相違 ・女川とは①及び③の相違等により個数の設定は異なる。大飯は3、4号炉合わせての個数である。</p> <p>【大飯】 共用の相違 ①の相違</p> <p>【女川、大飯】 設備名称の相違 【大飯】 共用の相違 ①の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 ・移動先で比較</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大阪発電所 設置許可申請書（3、4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>チ. 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>A. 3号炉</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(iii) 遮蔽設備</p> <p>放射線業務従事者等の被ばく線量を低減するため、遮蔽設備を設ける。</p> <p>a. 中央制御室遮蔽</p>	<p>チ 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(v) 遮蔽設備</p> <p>放射線業務従事者等の被ばく線量を低減するため、遮蔽設備を設ける。</p> <p>a. 中央制御室遮蔽</p>	<p>チ. 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(iii) 遮蔽設備</p> <p>放射線業務従事者等の被ばく線量を低減するため、遮蔽設備を設ける。</p> <p>a. 中央制御室遮へい</p>	<p>【女川】章立ての相違</p>
<p>中央制御室遮蔽（3号及び4号炉共用）は、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退城時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、100mSvを下回るよう設計する。</p>	<p>中央制御室遮蔽は、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。また、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退城時の線量が、中央制御室換気空調系等の機能とあいまって、100mSvを下回るよう設計する。</p>	<p>中央制御室遮へいは、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。また、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮へいを透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退城時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、100mSvを下回るよう設計する。</p>	<p>【大阪】共用の相違</p> <p>【大阪】女川審査実績の反映</p>
<p>中央制御室遮蔽は、重大事故等時に、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。</p> <p>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室空調装置の機能とあわせて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。</p> <p>中央制御室及び中央制御室遮蔽はプラントの状況に応じた運転員の相互融通等を考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む。）をすることで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>各号炉の監視・操作盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号炉の監視・操作中に、他方の号炉のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な遮蔽設備として、中央制御室遮蔽を設ける。</p> <p>炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる場合に放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避所を設け、中央制御室待避所には、遮蔽設備として、中央制御室待避所遮蔽を設ける。</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な遮蔽設備として、中央制御室遮へいを設ける。</p> <p>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスク等の着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室空調装置の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。</p>	<p>DB26条の範囲</p> <p>【大阪】女川審査実績の反映</p> <p>【女川】大阪審査実績の反映</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>・泊では防護具を含め「等」を記載。</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>・2つ上の段落と表現を合わせた</p> <p>①の相違</p> <p>【大阪】共用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>中央制御室遮蔽（3号及び4号炉共用）一式</p> <p>中央制御室遮蔽は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p> <p>(iv) 換気設備 通常運転時、設計基準事故時及び重大事故等時に発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに、空気中の放射性物質を除去低減並びに中央制御室外又は緊急時対策所の火災により発生する有毒ガス等に対する隔離が可能な換気設備を設ける。</p> <p>a. 中央制御室空調装置 中央制御室等の換気及び冷暖房を行うための中央制御室空調装置（3号及び4号炉共用）を設ける。 中央制御室空調装置には、通常のラインのほか、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、事故時には外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護する設計とする。 外部との遮断が長期にわたり、室内の環境が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。 中央制御室外の火災により発生する有毒ガス等に対し、中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環方式に切り替えることが可能な設計とする。 中央制御室空調装置は、各号炉独立に設置し、片系列単独で中央制御室遮蔽とあいまって中央制御室の居住性を維持できる設計とする。また、共用により多重性を持ち、単一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニットを含め、安全性が向上する設計とする。</p>	<p>〔常設重大事故等対処設備〕 中央制御室遮蔽 （「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼用）一式 中央制御室遮蔽は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。 中央制御室待避所遮蔽 （「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼用）一式</p> <p>(vi) 換気空調設備 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時に発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに、空気中の放射性物質の除去低減が可能な換気空調設備を設ける。</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>b. 中央制御室換気空調系 中央制御室等の換気及び冷暖房を行うための中央制御室換気空調系を設ける。 中央制御室換気空調系には、通常のラインの他、高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風機からなる非常用ラインを設け、設計基準事故時には外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードとし、運転員を放射線被ばくから防護する設計とする。 外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。 中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対し、中央制御室換気空調系の外気取入れを手動で遮断し、事故時運転モードに切り替えることが可能な設計とする。</p>	<p>〔常設重大事故等対処設備〕 中央制御室遮へい （「へ、(5)(v) 中央制御室」と兼用）一式 中央制御室遮へいは、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>(iv) 換気設備 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時に発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに、空気中の放射性物質の除去低減が可能な換気設備を設ける。</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>a. 中央制御室空調装置 中央制御室等の換気及び冷暖房を行うための中央制御室空調装置を設ける。 中央制御室空調装置には、通常のラインの他、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、設計基準事故時には外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転とし、運転員を放射線被ばくから防護する設計とする。 外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。 中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対し、中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環運転に切り替えることが可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】女川審査実績の反映 【大飯】共用の相違 【女川】章立ての相違 【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>①の相違</p> <p>【女川】章立ての相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>①の相違 ・女川は①の相違により可搬型SA設備（ボンベ等）を保管するが、泊は可搬型設備は存在せず、すべて「設置」。</p>
			<p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】共用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等時において、中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護する設計とする。</p> <p>中央制御室の換気空調系は、重大事故等時において中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットを電源復旧し使用するが、共用により自号炉の系統だけでなく他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）の系統も使用することで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>3号炉及び4号炉それぞれの系統は、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。</p> <p>中央制御室空調装置は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、「ヌ。(2)(iv)代替電源設備」に記載する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>中央制御室空調ファン（3号及び4号炉共用）</p> <p>台数 4</p> <p>中央制御室循環ファン（3号及び4号炉共用）</p> <p>台数 4</p> <p>中央制御室非常用循環ファン（3号及び4号炉共用）</p> <p>台数 4</p> </div>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室換気空調系は、高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風機からなる非常用ラインを設ける。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 59-p7-②再掲</p> </div> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>中央制御室送風機 (「へ(5)(vi)中央制御室」と兼用) 台数 1 (予備1)</p> <p>容量 約80,000 m³/h</p> <p>中央制御室排風機 (「へ(5)(vi)中央制御室」と兼用) 台数 1 (予備1) 容量 約5,000 m³/h</p> <p>中央制御室再循環送風機 (「へ(5)(vi)中央制御室」と兼用) 台数 1 (予備1)</p> <p>容量 約8,000 m³/h</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転とし、運転員を放射線被ばくから防護する設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンは、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「ヌ。(2)(iv)代替電源設備」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>中央制御室給気ファン (「へ。(5)(v)中央制御室」と兼用) 台数 2</p> <p>容量 約500m³/min (1台当たり)</p> <p>中央制御室循環ファン (「へ。(5)(v)中央制御室」と兼用) 台数 2 容量 約500m³/min (1台当たり)</p> <p>中央制御室非常用循環ファン (「へ。(5)(v)中央制御室」と兼用) 台数 2</p> <p>容量 約85m³/min (1台当たり)</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映 ・前頁と同様に大飯の「内部被ばく」に対し泊は女川審査実績の反映として「放射線被ばく」と表現した。 【大飯】共用の相違</p> <p>【女川】大飯審査実績の反映 【大飯】記載表現の相違 ・泊は女川と同様に具体的な設備名称で記載。 ⑨の相違 ⑩の相違 【大飯】記載表現の相違 ・泊では『〇〇については『〇〇』に記載する』という表現で統一。 【大飯】女川審査実績の反映 【大飯】共用の相違 【女川】章立ての相違 【女川】系統構成の相違 ・泊も1台で必要な容量を満足する設備を2台設置しているが、いずれかを予備と位置付けているわけではない（大飯と同様）。 【女川】個別設計の相違 ④の相違 【大飯】共用の相違</p> <p>【大飯】共用の相違 【女川】章立ての相違 【女川】系統構成の相違 ・泊も1台で必要な容量を満足する設備を2台設置しているが、いずれかを予備と位置付けているわけではない（大飯と同様）。 【女川】個別設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>中央制御室空調ファン（3号及び4号炉共用） 台数 4</p> <p>中央制御室循環ファン（3号及び4号炉共用） 台数 4 59-p15-①</p> <p>中央制御室非常用循環フィルタユニット（3号及び4号炉共用） 型式 電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型 基数 2</p> <p>中央制御室空調ユニット（3号及び4号炉共用） 型式 粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型 基数 4</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p>	<p>中央制御室再循環フィルタ装置 （「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼用） 基数 1</p> <p>粒子除去効率 99.9%以上（直径0.5μm以上の粒子） 系統よう素除去効率 90%以上（相対湿度70%以下において）</p> <p>c. 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ） 炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる場合に放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室待避所を正圧化し、放射性物質が中央制御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐために必要な換気空調設備として、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）を設ける。 [常設重大事故等対処設備] 差圧計 （「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼用） 個数 1 [可搬型重大事故等対処設備] 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ） （「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼用） 本数 40（予備40） 容量 約47 L（1本当たり） 充填圧力 約19.6 MPa [gage]</p>	<p>中央制御室非常用循環フィルタユニット （「へ、(5)(v) 中央制御室」と兼用） 型式 電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型 基数 1 容量 約85m³/min 粒子除去効率 99%以上（0.7μm粒子） よう素除去効率 95%以上（相対湿度95%において）</p> <p>中央制御室給気ユニット （「中央制御室」及び「換気設備」と兼用） 型式 粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型 基数 2 容量 約500m³/min（1基当たり）</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p>	<p>【大阪】記載箇所の相違 ・移動先で比較</p> <p>【大阪】共用の相違 【女川】章立ての相違 【女川】記載方針の相違 ・泊では大阪同様、型式を記載している。</p> <p>記載方針の相違 【女川】個別仕様の相違 【女川】個別仕様の相違</p> <p>⑤の相違 【大阪】共用の相違</p> <p>【女川】大阪審査実績の反映</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大阪発電所 設置許可申請書（3、4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>リ. 原子炉格納施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (ii) アンユラス空気浄化設備 b. 重大事故等時</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備及び原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設の酸素爆発による損傷を防止するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）を設ける。</p>	<p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在より引用】</p> <p>リ 原子炉格納施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (ii) アンユラス空気再循環設備 b. 重大事故等対処設備 (a) 放射性物質の濃度を低減するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>運転員が中央制御室にとどまるため、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。</p>	<p>リ. 原子炉格納施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (ii) アンユラス空気浄化設備 b. 重大事故等時</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備及び原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設の酸素爆発による損傷を防止するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）を設置及び保管する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ②の相違により女川にはアンユラス空気浄化設備は存在しないため大阪との比較を実施する。 「原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設の酸素爆発による損傷を防止するための設備」（水素の排出）としての記載は53条での説明事項。 電源健全時と喪失時の手段をかき分けている先行プラントとして伊方3号炉の設置変更許可申請書完本の引用を掲載した。 伊方3号炉との相違理由のうち、緑字は設備名称の相違又は大阪若しくは女川審査実績の反映である。
	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】</p> <p>ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備 (3) 非常用冷却設備 (ii) 主要な機器及び管の個数及び構造 b. 重大事故等対処設備 (b) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備として主蒸気逃がし安全弁を設ける。</p>	<p>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備のうち、放射性物質の濃度を低減するための設備及び酸素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、原子炉建屋等の損傷を防止するための酸素濃度制御設備としてアンユラス空気浄化ファン及びアンユラス空気浄化フィルタユニットを設ける。</p>	<p>【大阪、伊方】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川では「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」について、窒素ガスを供給する設備を「へ。」に書き分けている。泊ではその知見を反映し、アンユラス空気浄化設備で用いるアンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベは「へ。」に記載することとした。 本章においてボンベ以外の記載を行うことをここで記載している。女川の構文を参考としているため、女川の記載を掲載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）として、アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質及び水素等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで、放射性物質の濃度を低減するとともに水素を排出する設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、アンユラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）として、アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質及び水素等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで、放射性物質の濃度を低減するとともに水素を排出する設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、アンユラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">再掲</p>	<p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在 より引用】</p> <p>(a-1) 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる設備 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アンユラス排気ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む気体を吸引し、アンユラス排気フィルタユニットにて放射性物質を低減して排出することにより、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>(a-2) 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる設備 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アンユラス排気ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む気体を吸引し、アンユラス排気フィルタユニットにて放射性物質を低減して排出することにより、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>アンユラス排気ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である非常用ガスタービン発電機又は空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、アンユラス排気系空気作動弁は、窒素ポンベ（アンユラス排気系空気作動弁用）により代替空気を供給し、非常用ガスタービン発電機又は空冷式非常用発電装置によりアンユラス排気系空気作動弁駆動用空気配管の電磁弁を開弁することで開操作できる設計とする。</p>	<p>(a) 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる設備 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）として、アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質、水素等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで、放射性物質の濃度を低減するとともに水素を排出する設計とする。</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に、アンユラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>また、系統構成に必要な空気作動弁及び空気作動ダンパは、所内常設蓄電池式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(b) 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる設備 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）として、B-アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質、水素等を含む空気を吸入し、B-アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで、放射性物質の濃度を低減するとともに水素を排出する設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。加えて、B-アンユラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。</p> <p>また、B系アンユラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給すること又は、アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電池式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。</p> <p>アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベについては「へ。(5)(x)アンユラス空気浄化設備（重大事故等時）」に記載する。</p>	<p>⑧の相違 【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】運用等の相違 ・泊では、ここでは電源が健全な場合の記載を行っているため、用いる設備が異なる。</p> <p>⑧の相違</p> <p>⑦の相違 【大阪】記載表現の相違 ⑦の相違</p> <p>⑨の相違 【大阪】記載表現の相違 ⑨の相違</p> <p>⑦の相違 ⑦の相違 【大阪】記載表現の相違 ⑥の相違</p> <p>⑩の相違</p> <p>【大阪、伊方】女川審査実績の反映 ・女川実績の反映として、泊ではポンベについての記載を別章に整理しており、それを宣言している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空冷式非常用発電装置については、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」にて記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] アンユラス空気浄化ファン（リ.(4)(ii)a.他と兼用） 台数 2 容量 約160m³/min（1台当たり）</p> <p>アンユラス空気浄化フィルタユニット （リ.(4)(ii)a.他と兼用） 型式 電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型 個数 2 容量 約156m³/min（1個当たり）</p> <p>よう素除去効率 95%以上 粒子除去効率 99%以上（0.7μm 粒子）</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用） （ホ.(3)(ii)b.(b)他と兼用）</p> <p>本数 10（予備2） 容量 約7Nm³（1本当たり）</p> <p>可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） （ホ.(3)(ii)b.(b)他と兼用） 台数 2（予備1） 容量 約14.4m³/h（1台当たり）</p>	<p>非常用ガスタービン発電機及び空冷式非常用発電装置については、「ヌ(2)(iv)代替電源設備」にて記載する。</p> <p>【高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（3, 4号炉完本）令和3年5月現在 より引用】</p> <p>リ. 原子炉格納施設の構造及び設備 A. 3号炉 (4) その他の主要な事項 (ii) アンユラス空気浄化設備 b. 重大事故等時 炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備及び原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設の水素爆発による損傷を防止するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）を設ける。 重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）として、アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラスへ漏えいする放射性物質及び水素等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで、放射性物質の濃度を低減するとともに水素を排出する設計とする。アンユラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。また、A系アンユラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ポンベ（アンユラス浄化排気弁等作動用）により開操作できる設計とする。空冷式非常用発電装置については、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に記載する。</p>	<p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備については、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] アンユラス空気浄化ファン（リ.(4)(ii)a.他と兼用） 台数 2 容量 約310m³/min（1台当たり）</p> <p>アンユラス空気浄化フィルタユニット （リ.(4)(ii)a.他と兼用） 型式 電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型 個数 2 容量 約310m³/min（1基当たり） チャコール層厚さ 約50mm よう素除去効率 95%以上（相対湿度95%において） 粒子除去効率 99%以上（0.7μm 粒子）</p>	<p>⑨、⑩の相違</p> <p>・代替空気により開操作可能な弁が片系である先行実績を示すため、高浜3 / 4号炉の設置変更許可申請書完本を女川欄に掲載した。</p> <p>【大飯】個別設計の相違</p> <p>【大飯】個別設計の相違 【大飯】記載項目の相違 【大飯】女川実績の反映 ・「チ。」における女川の中央制御室再循環フィルタ装置での記載を踏まえ、記載を追加した。 【大飯】記載箇所の相違 ・女川実績の反映として、泊の対応するSA設備「アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ」は、『へ.(5)(x)アンユラス空気浄化設備（重大事故等時）』に記載する。</p> <p>⑥の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較対象として泊のへ、を記載】</p> <p>リ、原子炉格納施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (ii) アンユラス空気浄化設備 b. 重大事故等時</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備及び原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設の水素爆発による損傷を防止するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）を設置及び保管する。</p> <p>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備のうち、放射性物質の濃度を低減するための設備及び水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、原子炉建屋等の損傷を防止するための水素濃度制御設備としてアンユラス空気浄化ファン及びアンユラス空気浄化フィルタユニットを設ける。</p> <p>(a) 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる設備</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）として、アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質、水素等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで、放射性物質の濃度を低減するとともに水素を排出する設計とする。</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に、アンユラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>また、系統構成に必要な空気作動弁及び空気作動ダンパは、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】</p> <p>へ 計測制御系統施設の構造及び設備 (5) その他の主要な事項 (x iii) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備として、主蒸気逃がし安全弁を作動させる代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）、高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系を設ける。</p>	<p>へ、計測制御系統施設の構造及び設備 (5) その他の主要な事項 (x) アンユラス空気浄化設備（重大事故等時）</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備及び原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設の水素爆発による損傷を防止するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）を設置及び保管する。</p> <p>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備のうち、放射性物質の濃度を低減するための設備及び水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、原子炉建屋等の損傷を防止するための水素濃度制御設備としてアンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペを設ける。</p>	<p>【大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川では「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」について、窒素ガスを供給する設備を「へ、」に書き分けている。泊ではその知見を反映し、アンユラス空気浄化設備で用いるアンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペは「へ、」に記載することとした。 ・女川の完本における、「ホ」と「へ」の対応関係と泊の「リ、」と「へ、」の対応関係が同様の関係となるように記載した。 ・「リ、」と「へ、」の対応関係については、添付書類八での「9.3.2」と「6.12」の対応関係と同様である（p59-72）。 ・泊の「リ、」と「へ、」の相違については青で識別しており、相違理由は上記のとおり。 <p>・「へ、」としては、アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペを用いない手順は記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b)全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる設備</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）として、B-アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質、水素等を含む空気を吸入し、B-アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで、放射性物質の濃度を低減するとともに水素を排出する設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。加えて、B-アニュラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。</p> <p>また、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペについては「へ. (5) (x)アニュラス空気浄化設備（重大事故等時）」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備については、「ヌ. (2) (iv)代替電源設備」に記載する。</p> <p>【大阪発電所 設置許可申請書（3、4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>窒素ポンペ（代替制御用空気供給用） (ホ. (3) (ii) b. (b)他と兼用)</p> <p>本数 10 (予備2) 容量 約 7Nm³ (1本当たり)</p> <p style="text-align: right;">59-p18-① 再掲</p> </div>		<p>a. 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる設備</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）として、B-アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質、水素等を含む空気を吸入し、B-アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで、放射性物質の濃度を低減するとともに水素を排出する設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。加えて、B-アニュラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。</p> <p>また、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。</p> <p>B-アニュラス空気浄化ファン及びB-アニュラス空気浄化フィルタユニットについては「リ. (4) (ii)アニュラス空気浄化設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備については、「ヌ. (2) (iv)代替電源設備」に記載する。</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペ (へ. (5) (v)他と兼用)</p> <p>個数 1 (予備1) 容量 約 47 L</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】設備名称の相違 【大阪】兼用の相違</p> <p>【大阪】個別設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置許可申請書（3, 4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>第五十九条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。））が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するための設備として以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、重大事故等時において中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護する設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽は、重大事故等時に、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室空調装置及び中央制御室遮蔽の機能とあわせて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。</p>	<p>第五十九条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。））が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備 重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるための設備として、可搬型照明（SA）、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）、中央制御室遮蔽、中央制御室待避所遮蔽、差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。</p> <p>a. 換気空調設備及び遮蔽設備 炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室換気空調系は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風機からなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードとすることにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる場合に放出される放射性雲通過時において、中央制御室待避所を中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）で正圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の機能とあわせて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等の着用及び運転員の交替要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p>	<p>第五十九条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。））が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備 炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために中央制御室の居住性を確保するための重大事故等対処設備（居住性の確保）として、可搬型照明（SA）、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット、中央制御室遮へい及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。</p> <p>a. 換気空調設備及び遮蔽設備 炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備（居住性の確保）として、中央制御室空調装置は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転とすることにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p> <p>中央制御室遮へいは、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、中央制御室空調装置の機能とあわせて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等の着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p>	<p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・要求条文及びp59-6の表現に合わせた。 ④の相違 ①の相違 ①の相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映 【女川】大飯審査実績の反映</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違 【大飯】女川審査実績の反映 ①の相違</p> <p>【女川】表現の相違 ・泊は法令の記載に合わせた</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。 59-p22-①</p> <p>外部との遮断が長期にわたり、室内の環境が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることが可能な設計とする。</p> <p>照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。 59-p22-②</p> <p>中央制御室空調装置及び可搬型照明（SA）は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。 59-p22-② 再掲</p>	<p>中央制御室換気空調系は、外部との遮断が長期にわたり、室内の環境条件が悪化した場合には、外気を中央制御室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>b. 通信連絡設備 炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避所に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡を行うため、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）を使用する。 無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>c. データ表示装置（待避所） 炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避所に待避した運転員が、中央制御室待避所の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うためにデータ表示装置（待避所）を設置する。 データ表示装置（待避所）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>d. 中央制御室の照明を確保する設備 想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である中央制御室照明が使用できない場合の重大事故等対処設備として、可搬型照明（SA）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>中央制御室空調装置は、外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットにより浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンは、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>b. 中央制御室の照明を確保する設備 想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である中央制御室の照明設備が使用できない場合の重大事故等対処設備として、可搬型照明（SA）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違 ・移動先で比較</p> <p>記載表現の相違 ・泊は「へ、計測制御系統施設の構造及び設備」の記載に合わせた</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・移動先で比較</p> <p>④の相違 【大飯】女川審査実績の反映 ⑨の相違 ⑩の相違</p> <p>①の相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊では10条で用いている表現に合わせた。 ⑨の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。 59-p22-① 再掲</p> <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設けることができるよう考慮する。</p> <p>可搬型照明（SA）は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>e. 差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計 炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避所と中央制御室との間が正圧化に必要な差圧が確保できていることを把握するため、差圧計を使用する。</p> <p>また、中央制御室内及び中央制御室待避所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を使用する。</p> <p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備 重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>また、照明については、乾電池内蔵型照明により確保できる設計とする。</p>	<p>c. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備 重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>①の相違 【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯は設備名称を記載しているが、泊は総称で記載している</p> <p>【女川】大飯審査実績の反映</p> <p>⑨の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は設置許可基準規則の解釈に合わせた。</p> <p>【女川、大飯】記載表現の相違</p> <p>③の相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>③の相違</p> <p>【女川】大飯審査実績の反映</p> <p>⑨の相違</p> <p>⑨の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、アンユラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ポンペ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、アンユラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ポンペ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">再掲</p>	<p>(3) 運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備として、非常用ガス処理系及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置を使用する。</p> <p>非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系排風機、配管・弁類及び計測制御装置等で構成し、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を排気筒から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。</p> <p>なお、本システムを使用することにより重大事故等対応要員の被ばくを低減することも可能である。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋ブローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実に原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置により開口部を再開止できる設計とする。</p> <p>また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は現場において、人力により操作できる設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>(3) 放射性物質の濃度を低減するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。</p> <p>a. 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる設備</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に、アンユラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備から給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な空気作動弁及び空気作動ダンパは、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>b. 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる設備</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、B-アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、B-アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。加えて、B-アンユラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。</p> <p>また、B系アンユラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給すること又は、アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。</p>	<p>②の相違により女川との比較困難のため、本ページは大飯と比較する。</p> <p>⑧の相違</p> <p>【大飯】運用等の相違 ・泊では、ここでは電源が健全な場合の記載を行っているため、用いる設備が異なる。</p> <p>⑧の相違</p> <p>⑦の相違</p> <p>⑦の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ⑨の相違 ⑩の相違 ⑦の相違 【大飯】記載表現の相違 ⑦の相違 ⑦の相違 ⑥の相違 ⑩の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>中央制御室及び中央制御室遮蔽は、プラントの状況に応じた運転員の相互融通等を考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む。）をすることで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>各号炉の監視・操作盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号炉の監視・操作中に、他方の号炉のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</p> <p>中央制御室の換気空調系は、重大事故等時において中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットを電源復旧し使用するが、共用により自号炉の系統だけでなく他号炉（3号炉及び4号炉のうち、自号炉を除く。）の系統も使用することで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>3号炉及び4号炉それぞれの系統は、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。</p>		<p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯は設備名称を記載しているが、泊は総称で記載している ⑨、⑩の相違</p> <p>【大飯】共用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.16.1 適合方針</p> <p>原子炉制御室（以下「中央制御室」という。）には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するための設備として以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、中央制御室遮蔽及び補助建屋換気空調設備のうち中央制御室空調装置の中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに可搬型照明（SA）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を使用する。</p> <p>また、代替電源として空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。</p> <p>重大事故等時において、中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護する設計とする。</p>	<p>6.10 制御室</p> <p>6.10.2 重大事故等時</p> <p>6.10.2.1 概要</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>中央制御室の系統概要図を第6.10-1図から第6.10-4図に示す。</p> <p>6.10.2.2 設計方針</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故が発生した場合における炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる場合に、放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避所を設ける設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、可搬型照明（SA）、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）、中央制御室遮蔽、中央制御室待避所遮蔽、差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。</p> <p>a. 換気空調設備及び遮蔽設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室及び中央制御室待避所の運転員を過度の放射線被ばくから防護するために、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機及び中央制御室再循環フィルタ装置を使用する。</p> <p>中央制御室換気空調系は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風機からなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードとすることにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p>	<p>6.14 制御室</p> <p>6.14.2 重大事故等時</p> <p>6.14.2.1 概要</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>中央制御室の系統概要図を第6.14.1図から第6.14.3図に示す。</p> <p>6.14.2.2 設計方針</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために中央制御室の居住性を確保するための設備として以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、可搬型照明（SA）、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット、中央制御室遮へい及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。</p> <p>また、代替電源として常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>a. 換気空調設備及び遮蔽設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室の運転員を過度の放射線被ばくから防護するために、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン及び中央制御室非常用循環フィルタユニットを使用する。</p> <p>中央制御室空調装置は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転とすることにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p>	<p>【大飯】女川審査実績の反映 【女川】章立ての相違 【大飯】女川審査実績の反映 【女川】章立ての相違 【大飯】女川審査実績の反映 【女川】章立ての相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映 【女川】章立ての相違</p> <p>①の相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映 【女川】大飯審査実績の反映</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映 ④の相違 ①の相違</p> <p>⑨の相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>①の相違 ④の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>中央制御室遮蔽は、重大事故等時に、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。</p> <p>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮しその実施のための体制を整備することで、中央制御室空調装置及び中央制御室遮蔽の機能と併せて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。</p> <p>可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。 59-p27-①</p> <p>外部との遮断が長期にわたり、室内の環境が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることが可能な設計とする。</p> <p>照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。 59-p27-②</p> <p>中央制御室空調装置及び可搬型照明（SA）は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室遮蔽（3号及び4号炉共用） ・中央制御室非常用循環ファン（3号及び4号炉共用） ・中央制御室空調ファン（3号及び4号炉共用） ・中央制御室循環ファン（3号及び4号炉共用） ・中央制御室非常用循環フィルタユニット（3号及び4号炉共用） <p>可搬型照明（SA）（3号及び4号炉共用） 59-p27-③</p> <p>酸素濃度計（3号及び4号炉共用） 二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用） 59-p27-④</p>	<p>また、炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる場合に放出される放射性雲通過時において、中央制御室待避所を中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）で正圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時において、中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等の着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p> <p>中央制御室換気空調系は、外気との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機は、非常用交流電源設備に加えて常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室送風機 ・中央制御室排風機 ・中央制御室再循環送風機 ・中央制御室再循環フィルタ装置 ・中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ） ・中央制御室遮蔽 ・中央制御室待避所遮蔽 	<p>中央制御室遮へいは、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、中央制御室空調装置の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等の着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p> <p>中央制御室空調装置は、外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットにより浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンは、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室給気ファン ・中央制御室循環ファン ・中央制御室非常用循環ファン ・中央制御室非常用循環フィルタユニット ・中央制御室遮へい 	<p>①の相違</p> <p>①の相違 【女川】記載表現の相違 ・泊は59-18に表現を合わせた</p> <p>①の相違 【大阪】女川審査実績の反映 【女川】表現の相違 ・泊は法令の記載に合わせた</p> <p>【女川・大阪】記載表現の相違 ・泊は59-19に表現を合わせた</p> <p>【大阪】記載箇所の相違 ・移動先で比較</p> <p>④の相違 記載表現の相違（「,」の有無） ・泊は59-7,59-19に合わせた。 【大阪】女川審査実績の反映 ・ただし、可搬型照明は女川同様、別の項としている。</p> <p>⑨の相違</p> <p>【大阪】記載順所の相違、共用の相違</p> <p>④の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違 【大阪】記載箇所の相違 ・移動して比較</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） 	<ul style="list-style-type: none"> ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ及び中央制御室待避所加圧設備（配管・弁）を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 通信連絡設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避所に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡を行うため、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）を使用する。</p> <p>無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線連絡設備（固定型）（10.12 通信連絡設備） ・衛星電話設備（固定型）（10.12 通信連絡設備） ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>c. データ表示装置（待避所）</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避所に待避した運転員が、中央制御室待避所の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うためにデータ表示装置（待避所）を設置する。</p> <p>データ表示装置（待避所）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ表示装置（待避所） ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） 	<ul style="list-style-type: none"> ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、中央制御室空調装置ダクト・ダンパを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は設備名称を記載しているが、泊は総称で記載している <p>⑨の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。 59-p27-② 再掲</p> <p>可搬型照明（SA）（3号及び4号炉共用） 59-p27-③ 再掲</p> <p>可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。 59-p27-① 再掲</p> <p>酸素濃度計（3号及び4号炉共用） 二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用） 59-p27-④ 再掲</p> <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、補助建屋換気空調設備のうち中央制御室空調装置の中央制御室空調ユニット及びディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>また、ディーゼル発電機の詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p>	<p>d. 中央制御室の照明を確保する設備</p> <p>想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である中央制御室照明が使用できない場合の重大事故等対処設備として、可搬型照明（SA）を使用する。</p> <p>可搬型照明（SA）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型照明（SA） 常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>e. 差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室と中央制御室待避所との間が正圧化に必要な差圧を確保できていることを把握するため、差圧計を使用する。また、中央制御室内及び中央制御室待避所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 差圧計 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」にて記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）については、「10.12 通信連絡設備」にて記載する。</p>	<p>b. 中央制御室の照明を確保する設備</p> <p>想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である中央制御室の照明設備が使用できない場合の重大事故等対処設備として、可搬型照明（SA）を使用する。</p> <p>可搬型照明（SA）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型照明（SA） 常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） 可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>c. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 <p>その他、設計基準事故対処設備である補助建屋換気空調設備のうち中央制御室空調装置の中央制御室給気ユニットを重大事故等対処設備として使用し、非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」にて記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>【大飯】女川審査実績の反映 【女川】記載表現の相違 ・泊では10条で用いている表現に合わせた。 ⑨の相違</p> <p>【大飯】共用の相違 ⑨の相違</p> <p>①の相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映 ①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違 【大飯】共用の相違</p> <p>⑤の相違 【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、可搬型照明（SA）、空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。</p> <p>照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設けることができるよう考慮する。</p> <p>可搬型照明（SA）は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型照明（SA）（3号及び4号炉共用） 空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） 燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） 重油タンク（2.14 電源設備【57条】） タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、ディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p>	<p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>また、照明については、乾電池内蔵型照明により確保できる設計とする。</p>	<p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、可搬型照明（SA）、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型照明（SA） 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」にて記載する。常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は設置許可基準規則の解釈及び大阪の記載に合わせた。 <p>【女川、大阪】記載表現の相違</p> <p>②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は重大事故等対処設備を使用するため、大阪同様使用する設備を記載している。 <p>【大阪】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪は設備名称を記載しているが、泊は総称で記載している <p>①の相違</p> <p>③の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型照明の記載については大阪実績を反映した。 <p>【大阪】女川審査実績の反映</p> <p>③の相違</p> <p>③の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊欄の着色は大阪との比較結果とした。 <p>①の相違</p> <p>【大阪】共用の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪は設備名称を記載しているが、泊は総称で記載している <p>①の相違</p> <p>③の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川の構文で記載した。 多様性等に関する記載は、「6.14.2.2 設計方針」を通じて最後に記載している。 <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置許可申請書（3, 4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アンユラス空気浄化設備のアンユラス空気浄化ファン、アンユラス空気浄化フィルタユニット、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用する。また、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、アンユラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンユラス空気浄化ファン ・アンユラス空気浄化フィルタユニット ・窒素ポンベ（代替制御用空気供給用） ・可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） ・空冷式非常用発電装置（10.2 代替電源設備） ・燃料油貯蔵タンク（10.2 代替電源設備） ・重油タンク（10.2 代替電源設備） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（10.2 代替電源設備） <p>59-p31-①</p> <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>59-p31-②</p> <p>格納容器空調装置を構成する排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>59-p31-③</p>	<p>(3) 運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備として、非常用ガス処理系及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置を使用する。</p> <p>非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系排風機、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉棟内に負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を排気筒から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。なお、本システムを使用することにより重大事故等対応要員の被ばくを低減することも可能である。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋ブローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実に原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置により開口部を閉止できる設計とする。また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、現場において、人力により操作できる設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ガス処理系排風機 ・原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置 ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>本システムの流路として、非常用ガス処理系空気乾燥装置、非常用ガス処理系フィルタ装置、非常用ガス処理系の配管及び弁並びに排気筒を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>59-p31-④</p>	<p>(3) 放射性物質の濃度を低減するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。</p> <p>a. 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる設備</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アンユラス空気浄化設備のアンユラス空気浄化ファン及びアンユラス空気浄化フィルタユニットを使用する。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に、アンユラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>また、系統構成に必要な空気作動弁及び空気作動ダンパは、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンユラス空気浄化ファン ・アンユラス空気浄化フィルタユニット <p>・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備）</p> <p>本システムの流路として、換気空調設備を構成する排気筒、アンユラス空気浄化設備のダクト、ダンパ及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>②の相違により、設備が相違するため女川との比較は困難であるから本ページについては大飯と比較し、着色する。</p> <p>③の相違</p> <p>【大飯】運用等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では電源が健全な場合の記載を行っているため、用いる設備が異なる。 <p>【大飯】運用等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、ここでは電源が健全な場合の記載を行っているため、用いる設備が異なる。 <p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【大飯】運用等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、ここでは電源が健全な場合の記載を行っているため、用いる設備が異なる。 <p>【大飯】運用等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、ここでは電源が健全な場合の記載を行っているため、用いる設備が異なる。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の構文を用いて表現しており、排気筒以外の設備についても記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アンユラス空気浄化設備のアンユラス空気浄化ファン、アンユラス空気浄化フィルタユニット、窒素ポンペ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用する。また、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、アンユラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ポンペ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンユラス空気浄化ファン ・アンユラス空気浄化フィルタユニット ・窒素ポンペ（代替制御用空気供給用） ・可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） ・空冷式非常用発電装置（10.2 代替電源設備） ・燃料油貯蔵タンク（10.2 代替電源設備） ・重油タンク（10.2 代替電源設備） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（10.2 代替電源設備） <p style="text-align: right;">59-p31-① 再掲</p>		<p>b. 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる設備</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アンユラス空気浄化設備のB-アンユラス空気浄化ファン及びB-アンユラス空気浄化フィルタユニット並びにアンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペを使用する。また、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備を使用する。</p> <p>B-アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、B-アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。加えて、B-アンユラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。</p> <p>また、B系アンユラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給すること又は、アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B-アンユラス空気浄化ファン ・B-アンユラス空気浄化フィルタユニット ・アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペ ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） ・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備） 	<p>②の相違により、設備が相違するため女川との比較は困難であるから本ページについては大飯と比較する。</p> <p>⑧の相違</p> <p>⑦の相違</p> <p>⑥の相違</p> <p>⑨、⑩の相違</p> <p>⑦の相違</p> <p>⑦の相違</p> <p>⑨の相違</p> <p>⑨の相違</p> <p>⑦の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では電源喪失時を仮定しているため、非常用交流電源設備であるディーゼル発電機についての記載はない（使用することは後段にて示している。） <p>⑩の相違</p> <p>⑥の相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>⑦の相違</p> <p>⑦の相違</p> <p>⑥の相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は設備名称を記載しているが、泊は総称で記載している <p>⑨の相違</p> <p>⑨の相違</p> <p>⑩の相違</p> <p>②の相違により、設備が相違するため女川</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>格納容器空調装置を構成する排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 59-p31-③ 再掲</p>	<p>本系統の流路として、非常用ガス処理系空気乾燥装置、非常用ガス処理系フィルタ装置、非常用ガス処理系の配管及び弁並びに排気筒を重大事故等対処設備として使用する。 59-p31-④ 再掲</p>	<p>本系統の流路として、換気空調設備を構成する排気筒、アニュラス空気浄化設備のダクト、ダンバ及び弁並びに制御用圧縮空気設備の配管及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>との比較は困難であるから放射性物質の濃度を低減するための設備については大飯と比較する。 【大飯】記載表現の相違 ・泊は女川の構文を用いて表現しており、排気筒以外の設備についても記載した。</p>
<p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」にて記載する。 59-p31-② 再掲</p>	<p>その他、設計基準対象施設である原子炉建屋原子炉棟を重大事故等対処設備として使用し、非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」にて記載する。 常設代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」にて記載する。 常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違 ・大飯は後段にて多様性、位置的分散にかかる記載と合わせて使用する旨を記載しているが、泊は女川の構文に合わせ、使用する旨をここで記載している。 【大飯】記載箇所の相違、記載方針の相違 ・泊では、a. と b. を通じて最後にまとめて記載している。 ・泊は女川の構文で記載した。 ⑨、⑩の相違</p>
<p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、アニュラス空気浄化ファンの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>中央制御室遮蔽、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置及び非常用ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性及び位置的分散の設計方針は適用しない。 59-p33-①</p> <p>原子炉建屋原子炉棟については、「9.1.2 重大事故等時」に示す。</p>	<p>中央制御室遮へい、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット、中央制御室給気ユニット及びディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性及び位置的分散の設計方針は適用しない。</p>	<p>本項以降は全体に係る記載であるため女川と比較する。 ④の相違 ⑤の相違 【大飯】女川審査実績の反映 ②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.16.1.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>中央制御室空調装置は、多重性をもったディーゼル発電機から給電でき、系統として多重性を持つ設計とする。また、共用することにより号炉間においても多重性を持つ設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン及び可搬型照明（SA）は、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>【大飯発電所 設置許可申請書（3、4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p>	<p>6.10.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室換気空調系及び非常用ガス処理系は、多重性を有する非常用交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置、非常用ガス処理系排風機及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、中央制御室の非常用照明設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>6.14.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室空調装置及びアニュラス空気浄化ファンは、多重性を有する非常用交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン及び可搬型照明（SA）は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備から給電できる設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、中央制御室の非常用照明設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】女川審査実績の反映 【女川】章番号の相違 【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>②の相違 【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>④の相違 ③の相違 【大飯】女川審査実績の反映 ⑨の相違 【女川】記載表現の相違 ・泊は可搬型照明を含んでいるため、大飯の表現を参考とした。</p> <p>②の相違により、アニュラス空気浄化ファンは大飯と比較 ⑨の相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.16.1.2 悪影響防止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>中央制御室の居住性の確保のために使用する中央制御室遮蔽は、原子炉補助建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室の居住性の確保のために使用する中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、ダンパ操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室の居住性の確保及び汚染の持ち込み防止に使用する可搬型照明（SA）は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 59-p35-① 再掲</p> <p>中央制御室の居住性の確保のために使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室の居住性の確保及び汚染の持ち込み防止に使用する可搬型照明（SA）は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 59-p35-①</p>	<p>6.10.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室の居住性の確保のために使用する中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、制御建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置及び非常用ガス処理系排風機は、設計基準事故対処設備として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、他の設備から独立して使用が可能なことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）、データ表示装置（待避所）及び差圧計は、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立して使用が可能なことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>6.14.2.2.2悪影響防止 基本方針については、「1.1.10.1多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室の居住性の確保のために使用する中央制御室遮蔽へいは、原子炉補助建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、設計基準事故対処設備として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立して使用が可能なことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】女川審査実績の反映 【女川】章立ての相違</p> <p>①の相違 【女川】建屋名称の相違</p> <p>④の相違 ②の相違 ⑤の相違 【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>②の相違</p> <p>①の相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・移動して比較</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置許可申請書（3、4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>放射性物質の濃度を低減するために使用するアナユラス空気浄化ファン、アナユラス空気浄化フィルタユニット及び排気筒は、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放射性物質の濃度を低減するために使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【伊方発電所 設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在より引用】</p> <p>放射性物質の濃度を低減するために使用するアナユラス排気ファン及びアナユラス排気フィルタユニットは、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合には弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放射性物質の濃度を低減するために使用する格納容器排気筒は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で、重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>放射性物質の濃度を低減するために使用するアナユラス空気浄化ファン及びアナユラス空気浄化フィルタユニットは、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合には弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放射性物質の濃度を低減するために使用する排気筒は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放射性物質の濃度を低減するために使用するアナユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすること並びに固縛によって固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>②の相違により比較困難のため、本ページでは大飯及び伊方との比較を実施する</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源系が健全な場合、各機能のDB時の系統構成と同じであり、SA機能を確立するために特別な操作は行わない。電源喪失時には、SA機能確立のための系統構成が必要なため、条件に応じて記載を書き分けた。 排気筒は電源系の状態によらず、DB時の系統構成と同じである。 本記載箇所は伊方3号炉の記載を掲載し伊方との比較を行った。 <p>⑥の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ポンベは可搬型設備であるため固縛による悪影響防止を記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.16.1.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>中央制御室及び中央制御室遮蔽は、プラントの状況に応じた運転員の相互融通等を考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む。）をすることで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>各号炉の監視・操作盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号炉の監視・操作中に、他方の号炉のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</p> <p>中央制御室の換気空調系は、重大事故等時において中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットを電源復旧し使用するが、共用により自号炉の系統だけでなく他号炉の系統も使用することで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>3号炉及び4号炉それぞれの系統は、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。</p>			<p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では共用しない

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.16.2 容量等 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するための設備として使用する中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、重大事故等時に運転員の内部被ばくを防止するために必要な浄化機能に対して、設計基準事故対処設備としてのフィルタユニットが持つ浄化能力を使用することにより達成できることを確認した上で、同仕様で設計する。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内の居住環境の基準値の範囲を測定できるものを3号炉及び4号炉共用で1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検のバックアップ用の2個（3号及び4号炉共用）を含めて合計3個（3号及び4号炉共用）を分散して保管する設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、重大事故等時に中央制御室の制御盤での操作に必要な照度を有するものを3号炉及び4号炉共用で6個、重大事故等時に身体サーベイ及び作業服の着替え等に必要な照度を有するものを3号炉及び4号炉共用で2個使用する。保有数は、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個（3号及び4号炉共用）を含めて合計9個（3号及び4号炉共用）を分散して保管する設計とする。</p>	<p>6.10.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）は、想定される重大事故等時において中央制御室待避所の居住性を確保するため、中央制御室待避所を正圧化することにより、必要な運転員の窒息を防止及び給気ライン以外から中央制御室待避所内への外気の流入を一定時間遮断するために必要な容量を有するものを1セット40本使用する。保有数は、1セット40本に加えて、加圧時間の余裕並びに故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として40本を加えた合計80本を保管する。</p> <p>差圧計は、中央制御室待避所の正圧化された室内と中央制御室との差圧の監視が可能な計測範囲を有する設計とする。</p> <p>データ表示装置（待避所）は、中央制御室待避所に待避中の運転員が、発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うために必要なデータの伝送及び表示が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、想定される重大事故等時に、運転員が中央制御室内で操作可能な照度を確保するために必要な容量を有するものを5個及び中央制御室待避所内で操作可能な照度を確保するために必要な容量を有するものを1個使用する。保有数は、中央制御室用として1セット5個、中央制御室待避所用として1セット1個、保守点検は目視点検であり、保守点検中でも使用が可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個の合計7個を中央制御室内に保管する設計とする。</p>	<p>6.14.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.10.2容量等」に示す。</p> <p>可搬型照明（SA）は、想定される重大事故等時に、運転員が中央制御室内で操作可能な照度を確保するために必要な容量を有するものを3個及び重大事故等時に身体サーベイ、作業服の着替え等に必要な照度を有するものを2個使用する。保有数は、中央制御室用として1セット3個、身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画用として1セット2個、保守点検は目視点検であり、保守点検中でも使用が可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用としてそれぞれ1個の合計7個を原子炉補助建屋内に保管する設計とする。</p>	<p>【大飯】女川審査実績の反映 【女川】章立ての相違 【大飯】記載箇所の相違 ・移動して比較する</p> <p>①の相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映 【女川】設計方針の相違 ・女川では①の相違に伴い待避所内で使用する可搬型照明が必要になっている。一方、泊では③の相違で使用する分を記載している。</p> <p>【女川】運用の相違 ・具体的な保管場所の相違 （大飯も中央制御室外に保管する。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内の居住環境の基準値の範囲を測定できるものを3号炉及び4号炉共用で1個使用する。</p> <p>保有数は、故障時及び保守点検のバックアップ用の2個（3号及び4号炉共用）を含めて合計3個（3号及び4号炉共用）を分散して保管する設計とする。 59-p38-② 再掲</p> <p>重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するための設備として使用する中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、重大事故等時に運転員の内部被ばくを防止するために必要な浄化機能に対して、設計基準事故対処設備としてのフィルタユニットが持つ浄化能力を使用することにより達成できることを確認した上で、同仕様で設計する。 59-p38-① 再掲</p>	<p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内及び中央制御室待避所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内にあることの測定が可能なものを、それぞれ1個を1セットとし、中央制御室用として1セット、中央制御室待避所用として1セットの合計2セットを使用する。</p> <p>保有数は、重大事故等時に必要な2セットに加えて故障時及び保守点検時による待機除外時のバックアップ用として1セットを加えた合計3セットを保管する設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機は、設計基準事故対処設備の中央制御室換気空調系と兼用しており、運転員を過度の被ばくから防護するための中央制御室内の換気に必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>中央制御室再循環フィルタ装置は、設計基準事故対処設備としてのフィルタ性能が、想定される重大事故等時においても、中央制御室の運転員を過度の被ばくから防護するために必要な放射性物質の除去効率及び吸着能力に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>非常用ガス処理系排風機は、設計基準事故対処設備としての仕様が、想定される重大事故等時において、中央制御室の運転員の被ばくを低減できるよう、原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、排気筒を通して排気口から放出するために必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内にあることの測定が可能なものを、中央制御室用として1個使用する。</p> <p>保有数は、重大事故等時に必要な1個に加えて故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2個を加えた合計3個を保管する設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、設計基準事故対処設備の中央制御室空調装置と兼用しており、運転員を過度の被ばくから防護するための中央制御室内の換気に必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>中央制御室非常用循環フィルタユニットは、設計基準事故対処設備としてのフィルタ性能が、想定される重大事故等時においても、中央制御室の運転員を過度の被ばくから防護するために必要な放射性物質の除去効率及び吸着能力に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川では①の相違に伴い待避所内で使用する分を記載している。 ・女川は保守点検用を考慮していないが、泊は考慮して個数を設定している。 <p>【大飯】女川審査実績の反映 【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>④の相違 【大飯】女川審査実績の反映 ⑤の相違</p> <p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置許可申請書（3、4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>炉心の著しい損傷により発生した放射性物質が、原子炉格納容器外に漏えいした場合において、放射性物質の濃度を低減するために使用するアニュラス空気浄化ファンは、設計基準事故対処設備のアニュラス空気浄化設備と兼用しており、原子炉格納容器から漏えいする空気中の放射性物質の濃度を低減するために必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットは、設計基準事故対処設備としてのフィルタ性能が、原子炉格納容器から漏えいする空気中の放射性物質の濃度を低減するために必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>窒素ポンペ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、供給先のアニュラス浄化排気弁等が空気作動式であるため、弁全開に必要な圧力を設定圧力とし、配管分の加圧、弁作動回数及びリークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有したものを3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンペ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）を使用する。</p> <p>保有数は3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンペ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンペ2本（A系統1本、B系統1本）、可搬式空気圧縮機1台、あわせて3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンペ12本、可搬式空気圧縮機3台の合計窒素ポンペ24本、可搬式空気圧縮機6台を保管する設計とする。</p> <p>詳細仕様については、表2.16-1及び表2.16-2に示す。</p> <p style="text-align: right;">59-p40-①</p>		<p>炉心の著しい損傷により発生した放射性物質が、原子炉格納容器外に漏えいした場合において、放射性物質の濃度を低減するために使用するアニュラス空気浄化ファンは、設計基準事故対処設備のアニュラス空気浄化設備と兼用しており、原子炉格納容器から漏えいする空気中の放射性物質の濃度を低減するために必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットは、設計基準事故対処設備としてのフィルタ性能が、原子炉格納容器から漏えいする空気中の放射性物質の濃度を低減するために必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペは、供給先のB系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパが空気作動式であるため、弁全開に必要な圧力以上を設定圧力とし、配管分の加圧、弁作動回数、リークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有した1個を使用する。</p> <p>保有数は重大事故等時に必要な1個、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する設計とする。</p>	<p>本ページは②の相違により比較困難であるため、大飯との比較を実施する。</p> <p>⑥の相違 ⑦の相違</p> <p>【大飯】設計等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給が必要な弁の数によりポンペの必要数も異なっている。 泊は同一用途のポンペを2個以上同時に保守点検することがないよう運用することとしたうえで、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを1個に設定している。 <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の構文を用い、「重大事故等時に必要な」を記載 <p>【大飯】女川に記載統一</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動先に記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.16.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽は、コンクリート構造物として原子炉補助建屋と一体であり、建屋として重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、中央制御室内及び原子炉補助建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における中央制御室内及び原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室並びに身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画で可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内で保管及び使用するため、重大事故等時における中央制御室内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室で可能な設計とする。</p>	<p>6.10.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽、中央制御室待避所遮蔽、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置及びデータ表示装置（待避所）は、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>差圧計は、中央制御室待避所に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）は、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）、データ表示装置（待避所）、可搬型照明（SA）、差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所での可能な設計とする。</p>	<p>6.14.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮へい、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンの操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）、酸素濃度・二酸化炭素濃度計の接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所での可能な設計とする。</p>	<p>【大阪】女川審査実績の反映 【女川】章立ての相違</p> <p>①、④の相違 【大阪】女川審査実績の反映 ①、⑤の相違 【女川】建屋名称の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違 ・泊は主語を明確化した。 【女川】大阪審査実績の反映</p> <p>【大阪】女川審査実績の反映 ・泊は前段で他の設備と合わせて記載した。 ①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>②の相違</p> <p>①の相違 【大阪】女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置許可申請書（3, 4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、重大事故等時におけるアニュラス部の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットは、重大事故等時におけるアニュラス部の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、原子炉周辺建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>排気筒は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>非常用ガス処理系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p>	<p>アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットは、周辺補機棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、周辺補機棟内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>排気筒は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>②の相違により比較困難のため本ページでは大飯との比較を実施。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニュラス空気浄化フィルタユニットについても合わせて記載した。 <p>【大飯】女川審査実績の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章構成は女川と同様であり、大飯とは異なるが、設置場所の環境条件を考慮した設計とする方針は同じ。 <p>⑥の相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章構成は女川の構文（第一パラグラフ参照）を用いているため大飯とは異なるが、設置場所の環境条件を考慮した設計とする方針は同じ。 <p>【大飯】女川審査実績の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章構成は女川の構文（第一パラグラフ参照）を用いているため大飯とは異なるが、設置場所の環境条件を考慮した設計とする方針は同じ。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.16.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>中央制御室空調装置の運転モード切替えは、中央制御室換気空調系隔離信号による自動動作のほか、中央制御室の制御盤での手動切替操作も可能な設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>59p43①</p> <p>可搬型照明 (SA) は、通常時に使用する設備ではなく、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備 (空気ポンペ) は、重大事故等時において、現場での弁操作により、通常時の隔離された系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に速やかに切替えが可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気空調系ダンパは、電源供給ができない場合においても、現場操作が可能となるように手動操作ハンドルを設け、現場で人力により確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>また、中央制御室空調装置の空気作動ダンパは、一般的に使用される工具を用いて人力で開操作が可能な構造とする。</p>	<p>6.10.2.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、制御建屋と一体構造とし、重大事故等時において、特段の操作を必要とせず直ちに使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備 (空気ポンペ)、データ表示装置 (待避所)、差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、通常時に使用する設備ではなく、重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、中央制御室の操作スイッチでの操作が可能な設計とする。また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、電源供給ができない場合においても、現場で人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明 (SA) は、通常時に使用する設備ではなく、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備 (空気ポンペ) は、重大事故等時において、現場での弁操作により、通常時の隔離された系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に速やかに切替えが可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気空調系ダンパは、電源供給ができない場合においても、現場操作が可能となるように手動操作ハンドルを設け、現場で人力により確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p>6.14.2.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽へいは、原子炉補助建屋と一体構造とし、重大事故等時において、特段の操作を必要とせず直ちに使用できる設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、通常時に使用する設備ではなく、重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>可搬型照明 (SA) は、通常時に使用する設備ではなく、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室空調装置の空気作動ダンパは、駆動源 (空気) が喪失した場合又は電源供給ができない場合においても、一般的に使用される工具等を用いて現場で人力により確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】女川審査実績の反映 【女川】章立ての相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映 ①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>②の相違</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・移動して比較</p> <p>①の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊では空気動作ダンパを用いるため、駆動空気が喪失した場合についても記載している。</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型照明（SA）は、汎用品を用いる等容易かつ確実に操作ができる設計とする。</p>	<p>非常用ガス処理系の起動に使用する空気作動ダンパは、駆動源（空気）が喪失した場合又は電源が喪失した場合に開となり、現場での人力による操作が不要な構造とする。</p> <p>データ表示装置（待避所）は、通常は、操作を行わずに常時伝送が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）の電源ケーブルの接続は、コンセントによる接続とし、接続規格を統一することで、確実に接続が可能な設計とする。可搬型照明（SA）は、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p> <p>差圧計は、中央制御室待避所に設置し、操作を必要とせず直ちに指示を監視することが可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、付属の操作スイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p> <p>また、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）は、設置場所にて固縛等により固定できる設計とする。</p>	<p>可搬型照明（SA）の電源ケーブルの接続は、コンセントによる接続とし、接続規格を統一することで、確実に接続が可能な設計とする。可搬型照明（SA）は、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）、酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、付属の操作スイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p>	<p>②の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置許可申請書（3、4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>アニュラス空気浄化ファンを使用した放射性物質の濃度低減を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用したアニュラス浄化排気弁等への代替空気供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）の出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続できる設計とする。</p> <p>また、3号炉及び4号炉で同一形状とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、ポンベ取付継手による接続とし、3号炉及び4号炉の窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用及び代替制御用空気供給用）の取付継手は同一形状とする。また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンベの交換が可能な設計とする。</p>	<p>【伊方発電所 設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在】</p> <p>放射性物質の濃度を低減するために使用する系統（アニュラス排気ファン及びアニュラス排気フィルタユニット）は、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用でき、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にも設計基準対象施設として使用する場合は系統から切替えることなく弁操作等により重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>アニュラス排気ファンは、中央制御室の操作スイッチで操作が可能な設計とする。</p> <p>格納容器排気筒は、炉心の著しい損傷が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p>	<p>アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットを使用した放射性物質の濃度低減を行う系統は、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用でき、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にも設計基準対象施設として使用する場合は系統から切替えることなく弁操作等により重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>排気筒は、炉心の著しい損傷が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベを使用したB系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパへの代替空気供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方式による接続とし、確実に接続できる設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの取付継手は、他の窒素ポンベ（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ及び格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ）と同一形状とし、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンベの交換が可能な設計とする。</p>	<p>②の相違により比較困難のため、アニュラス空気浄化設備に関しては大飯及び伊方と比較する。</p> <p>【大飯、伊方】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本記載箇所は伊方との比較を実施した。 ・伊方実績の反映としてアニュラス空気浄化フィルタユニットについても記載 ・電源系が健全な場合、各機能のDB時の系統構成と同じであり、SA機能を確立するために特別な操作は行わない。電源喪失時には、SA機能確立のための操作が必要のため、条件に応じて記載を書き分けた。 ・排気筒については電源系の状態によらず、DB時の系統構成と同じであるため、段落を切り分けた（伊方実績の反映）。 <p>⑥の相違</p> <p>⑦の相違</p> <p>⑧の相違</p> <p>【大飯】記載行減の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の表現を用いている。 <p>【大飯】設計等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では号機間の共有は考慮しない。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な設備は異なるが、他の窒素ポンベと同一形状とする方針は相違ない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>中央制御室空調装置の運転モード切替えは、中央制御室換気空調系隔離信号による自動動作のほか、中央制御室の制御盤での手動切替操作も可能な設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。 59-p43-① 再掲</p> <p>詳細仕様については、表2.16-1及び表2.16-2に示す。 59-p40-① 再掲</p>	<p>非常用ガス処理系及び中央制御室換気空調系は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系及び中央制御室換気空調系は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>6.10.2.3 主要設備及び仕様 中央制御室（重大事故等時）の設備の主要機器仕様を第6.10-2 表及び第6.10-3 表に示す。</p>	<p>中央制御室空調装置は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>中央制御室空調装置の運転モード切替は、中央制御室換気系隔離信号による自動動作のほか、中央制御室の制御盤での手動切替操作も可能な設計とする。</p> <p>中央制御室空調装置は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>6.14.2.3 主要設備及び仕様 中央制御室（重大事故等時）の主要設備及び仕様を第6.14.2表に示す。</p>	<p>以降は女川との比較を実施。</p> <p>②の相違</p> <p>【女川】大飯審査実績の反映 ・泊では大飯と同様に記載を充実。</p> <p>②の相違</p> <p>【女川】章立ての相違 【大飯】女川審査実績の反映 【女川】章立ての相違 【女川】資料構成の相違 ・泊では（常設）と（可搬型）の表を分けないことで統一しているため、表の数が異なる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 試験・検査</p> <p>中央制御室の居住性の確保のために使用する中央制御室遮蔽は、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室の居住性の確保のために使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、特性の確認が可能なように、標準器等による校正ができる設計とする。</p> <p>中央制御室の居住性の確保及び汚染の持ち込み防止に使用する可搬型照明（SA）は、バッテリー容量の確認が可能なように、点灯状態の継続により機能・性能の確認ができる設計とする。59-p48-① 再掲</p> <p>中央制御室の居住性の確保のために使用する系統（中央制御室（気密性）、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニット）は、通常ラインにて機能・性能確認が可能な系統設計とする。</p> <p>また、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、差圧確認が可能な設計とする。また、内部の確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。</p>	<p>6.10.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>データ表示装置（待避所）、可搬型照明（SA）、差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機及び中央制御室再循環フィルタ装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、事故時運転モードによる機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機は、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室再循環フィルタ装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中に差圧確認が可能な設計とする。また、中央制御室再循環フィルタ装置は、発電用原子炉の停止中に内部確認を行えるように、点検口を設ける設計とし、性能の確認を行えるように、フィルタを取り出すことが可能な設計とする。</p>	<p>6.14.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮へいは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）、酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に、非常用ラインにて機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンは、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環フィルタユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に差圧確認が可能な設計とする。また、中央制御室非常用循環フィルタユニットは、発電用原子炉の停止中に内部確認を行えるように、点検口を設ける設計とし、性能の確認を行えるように、フィルタを取り出すことが可能な設計とする。</p> <p>中央制御室給気ユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に差圧確認が可能な設計とする。また、中央制御室給気ユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部確認を行えるように、点検口を設ける設計とする。</p>	<p>【大飯】女川審査実績の反映 【女川】章立ての相違</p> <p>①の相違 【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違 【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>④の相違 【大飯】女川審査実績の反映 ⑤の相違</p> <p>④の相違</p> <p>⑤の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>中央制御室の居住性の確保のために使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、特性の確認が可能なように、標準器等による校正ができる設計とする。</p> <p>中央制御室の居住性の確保及び汚染の持ち込み防止に使用する可搬型照明（SA）は、バッテリー容量の確認が可能なように、点灯状態の継続により機能・性能の確認ができる設計とする。 59-p48-①</p> <p>【大飯発電所 設置許可申請書（3、4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>アンユラス部からの放射性物質の濃度低減に使用する系統（アンユラス空気浄化ファン及びアンユラス空気浄化フィルタユニット）は、多重性のある試験系統により独立して機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化フィルタユニットは、差圧確認が可能な系統設計とする。また、内部の確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。よう素フィルタは、フィルタ取り外しができる設計とする。</p> <p>排気筒は、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>アンユラス部からの放射性物質の濃度低減に使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、代替制御用空気供給用配管への空気供給により、アンユラス空気浄化系の弁の開閉試験が可能な設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は規定圧力が確認できる設計とする。</p> <p>また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>非常用ガス処理系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、非常用ガス処理系排風機は、発電用原子炉の停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。</p>	<p>アンユラス部からの放射性物質の濃度低減に使用する系統（アンユラス空気浄化ファン及びアンユラス空気浄化フィルタユニット）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化ファンは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化フィルタユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に差圧確認が可能な系統設計とする。また、アンユラス空気浄化フィルタユニットは、内部の確認が可能なよう点検口を設ける設計とし、フィルタ取り出しができる設計とする。</p> <p>排気筒は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>アンユラス部からの放射性物質の濃度低減に使用するアンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、B系アンユラス空気浄化設備の弁及びダンパの駆動用空気配管への窒素供給により、弁の開閉試験を行うことで発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。</p> <p>アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは発電用原子炉の運転中又は停止中に規定圧力の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違 ・移動して比較</p> <p>②の相違</p> <p>②の相違により比較困難のため、以降、本ページでは大飯との比較を行う。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に点検可能時期を記載した（本ページで類出のため以降、本ページでは差異理由省略）。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊3号炉では、よう素フィルタに限定しない記載としているが実質的な相違はない。</p> <p>⑥の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊では窒素供給による弁の開閉試験が機能・性能の確認であることを明示した。</p> <p>⑥の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

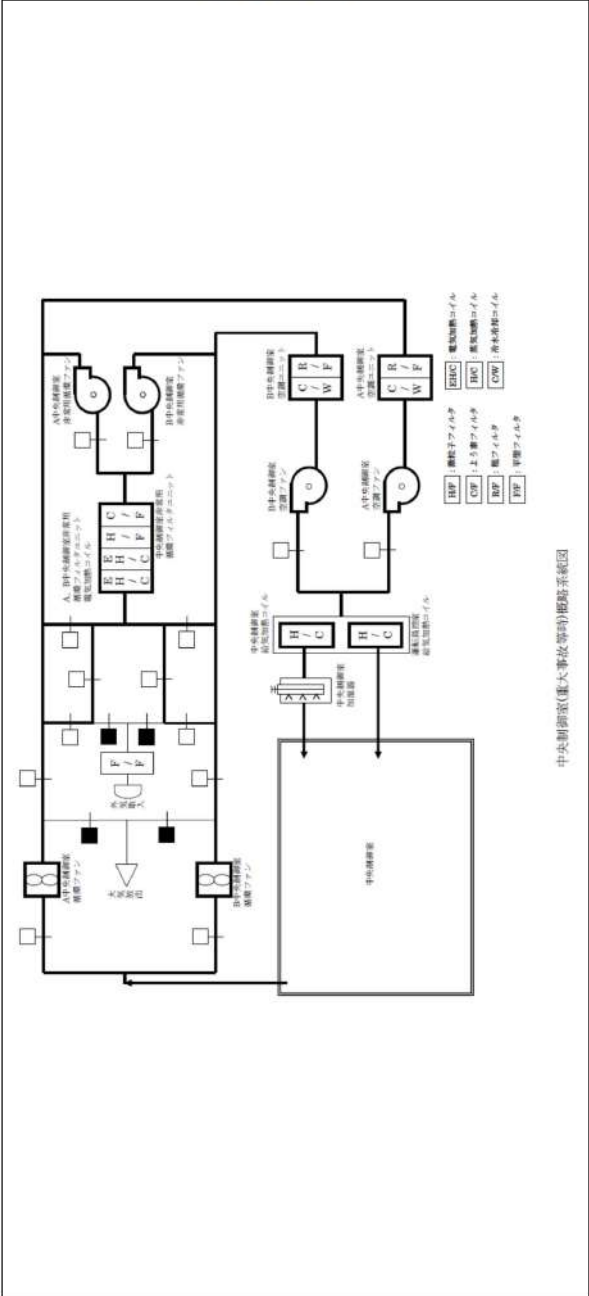
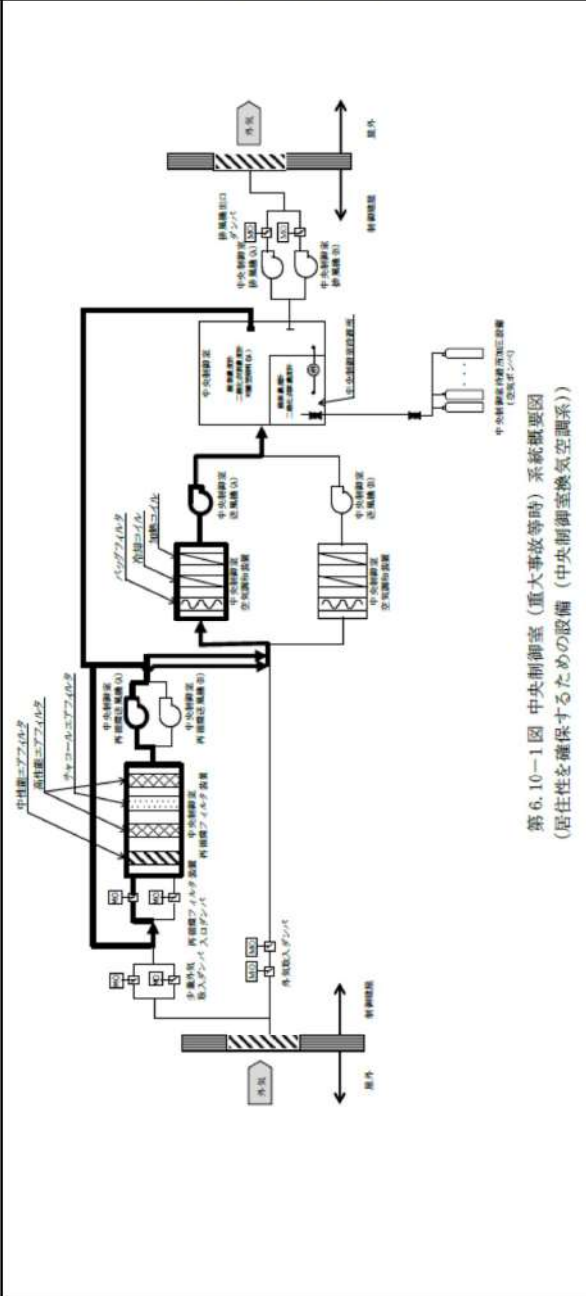
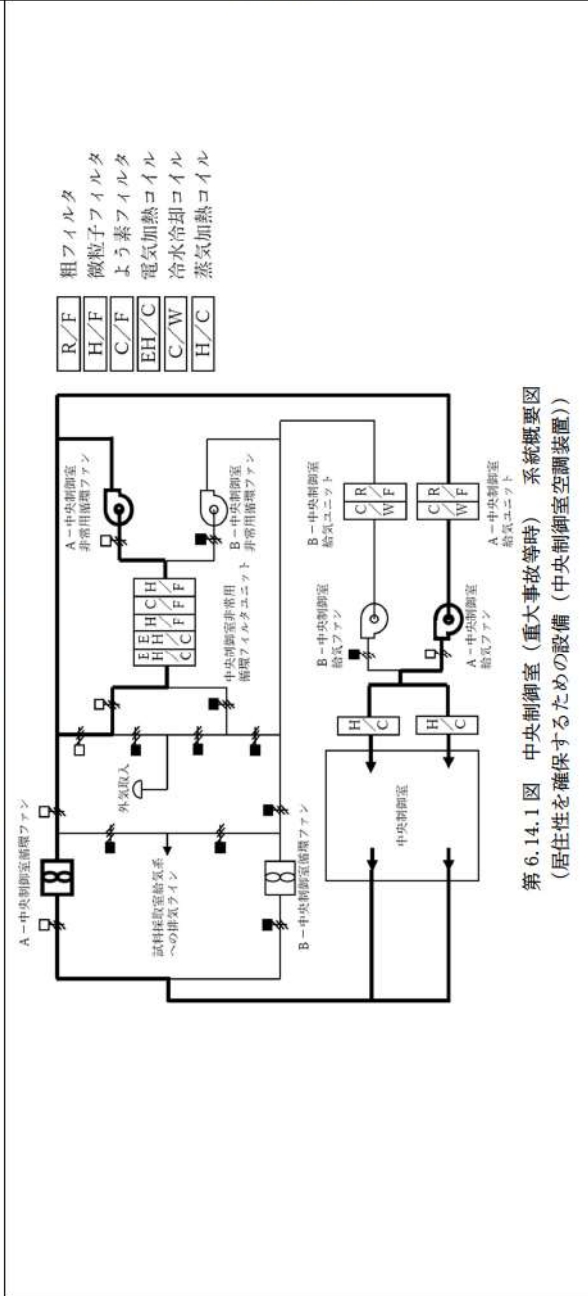
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表2.16-1 常設重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 中央制御室遮蔽（3号及び4号炉共用） 1式</p> <p>(2) 中央制御室非常用循環ファン（3号及び4号炉共用） 台数 4</p> <p>(3) 中央制御室空調ファン（3号及び4号炉共用） 台数 4</p> <p>(4) 中央制御室循環ファン（3号及び4号炉共用） 台数 4</p> <p>(5) 中央制御室非常用循環フィルタユニット（3号及び4号炉共用） 型式 電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型 基数 2</p> <p>(6) 中央制御室空調ユニット（3号及び4号炉共用） 型式 粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型 基数 4</p> <p style="text-align: right;">59-p57-① 再掲</p>	<p>第6.10-2 表 中央制御室（重大事故等時）（常設）の設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>a. 中央制御室遮蔽 第8.3-1表 遮蔽設備の主要仕様に記載する。</p> <p>b. 中央制御室待避所遮蔽 第8.3-2表 遮蔽設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p> <p>c. 中央制御室換気空調系</p> <p>(a) 中央制御室送風機 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(b) 中央制御室排風機 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(c) 中央制御室再循環送風機 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(d) 中央制御室再循環フィルタ装置 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 無線連絡設備（固定型） 第10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>e. 衛星電話設備（固定型） 第10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>f. データ表示装置（待避所） 個数 1</p> <p>g. 差圧計 第8.2-2 表 換気空調設備（重大事故等時）（常設）の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>第6.14.2 表 中央制御室（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(1) 中央制御室遮へい 第8.1.1表 遮蔽設備の主要仕様に記載する。</p> <p>(2) 中央制御室給気ファン 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の主要仕様に記載する。</p> <p>(3) 中央制御室循環ファン 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の主要仕様に記載する。</p> <p>(4) 中央制御室非常用循環ファン 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の主要仕様に記載する。</p> <p>(5) 中央制御室非常用循環フィルタユニット 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の主要仕様に記載する。</p> <p>(6) 中央制御室給気ユニット 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の主要仕様に記載する。</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・泊では（常設）と（可搬型）の表を分けないことで統一している。</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映 ・泊は女川同様設置許可への記載事項を記載しており、大飯とは記載内容が異なる。 ・また、記載順序も異なる。</p> <p>①の相違</p> <p>④の相違</p> <p>⑤の相違</p> <p>①の相違</p>
<p>(2) 酸素濃度計（3号及び4号炉共用） 測定範囲 0~25% 個数 1（予備2）</p> <p>(3) 二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用） 測定範囲 0~1% 個数 1（予備2）</p> <p style="text-align: right;">59-p57-③ 再掲</p>	<p>c. 酸素濃度計 個数 2（予備1）</p> <p>d. 二酸化炭素濃度計 個数 2（予備1）</p> <p style="text-align: right;">59-p50-② 再掲</p>	<p>(7) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 測定範囲 0~25.0vol%（酸素） 0~5.00vol%（二酸化炭素） 個数 1（予備2）</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映 【大飯】個別設計の相違 【大飯・女川】個別設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 可搬型照明 (SA) (3号及び4号炉共用) 個 数 8 (予備1) 59-p57-② 再掲</p>	<p>b. 可搬型照明 (SA) 個 数 6 (予備1) 59-p50-① 再掲</p> <p>(2) 中央制御室の運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>a. 非常用ガス処理系 (a) 非常用ガス処理系排風機 第9.1-4表 非常用ガス処理系主要仕様に記載する。</p> <p>b. 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置 個 数 1</p> <p>第6.10-3表 中央制御室（重大事故等時）（可搬型）の設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>a. 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ） 第8.2-3表 換気空調設備（重大事故等時）（可搬型）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 可搬型照明 (SA) 個 数 6 (予備1) 59-p50-①</p> <p>c. 酸素濃度計 個 数 2 (予備1)</p> <p>d. 二酸化炭素濃度計 個 数 2 (予備1) 59-p50-②</p>	<p>(8) 可搬型照明 (SA) 個 数 5 (予備2)</p> <p>(9) アニュラス空気浄化ファン 第9.3.1表 アニュラス空気浄化設備の主要仕様に記載する。</p> <p>(10) アニュラス空気浄化フィルタユニット 第9.3.1表 アニュラス空気浄化設備の主要仕様に記載する。</p> <p>(11) 排気筒 第8.2.4表 補助建屋換気空調設備の主要仕様に記載する。</p> <p>(12) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペ 第6.12.1表 アニュラス空気浄化設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p>	<p>【大飯・女川】個別設計の相違 ・女川とは①及び③の相違等により個数の設定は異なる。大飯は3、4号炉合わせての個数である。</p> <p>②の相違</p> <p>②の相違</p> <p>【女川】資料構成の相違 ・泊では（常設）と（可搬型）の表を分けないことで統一している。</p> <p>①の相違</p> <p>【女川】資料構成の相違 ・泊では（常設）と（可搬型）の表を分けないことで統一しており、掲載順序が異なるため、移動先で比較している。。</p> <p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

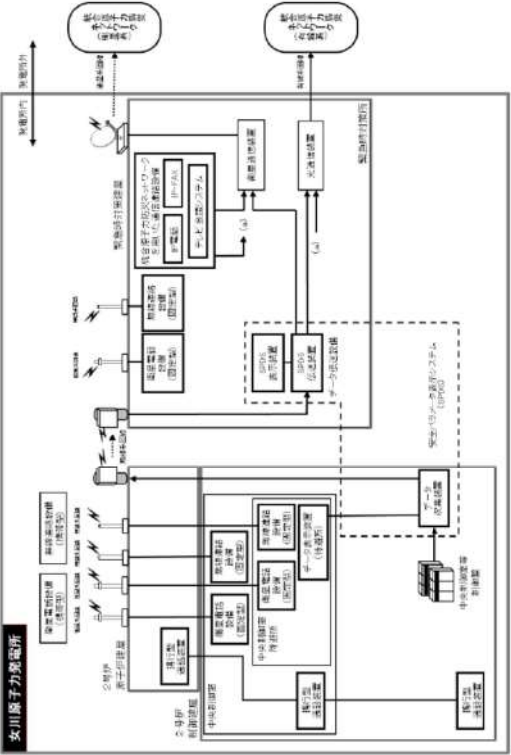
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>中央制御室(重大事故等時)概略系統図</p>	 <p>第6.10-1 図 中央制御室(重大事故等時)系統概要図 (居住性を確保するための設備(中央制御室換気空調系))</p>	 <p>第6.14.1 図 中央制御室(重大事故等時)系統概要図 (居住性を確保するための設備(中央制御室空調装置))</p> <p> 粗フィルター 微粒子フィルター よう素フィルター 電気加熱コイル 冷水冷却コイル 蒸気加熱コイル </p> <p> R/F H/F C/F EH/C C/W H/C </p>	<p>設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉 【大飯発電所 設置許可申請書（3、4号炉完本）令和3年5月現在より引用】	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第 6.10.2.3 図 中央制御室(重大事故等時) 概略系統図 (3)</p>		<p>第 6.14.3 図 中央制御室(重大事故等時) 系統概要図 (放射性物質の濃度を低減するための設備(アニュラス空気浄化設備)) (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)</p>	<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第6.10-4図 中央制御室（重大事故等時）系統概要図（通信連絡設備等）</p>		<p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 1.16.1 重大事故等時における対応手段と整備する手順

項目	機能喪失を想定する 種別	対応 手段	対応設備	整備する 手順	手順の分類	
1	-	-	中央制御室空調	* 中央制御室換気空調 起動の手順	-	
			中央制御室非常用換気ファン*		* 中央制御室への放射 性物質の侵入を低減 するための手順	* 炉心の著しい損傷及 び原子炉格納容器破 壊を防止する運転手 順書
			中央制御室空調ファン*			
			中央制御室換気ファン*			
			中央制御室非常用換気エア ラジエーター			
			中央制御室非常用換気*	* 空気の非常用発電機 による電源の復旧 手順 * 空気の非常用発電機 燃料供給の手順	* SA所置*	
			可搬型用機 (SA) *			
			動力源設計			
			二酸化炭素濃度計			
			空気の非常用発電機*			
			燃料供給ポンプ*	* 中央制御室内におけ るマスタ層板に関する 手順	* 運転操作に関する基 本的な対応方針を定 める手順 * SA所置*	
			燃料供給ポンプ*			
			燃料ポンプ*			
			燃料ローリー*			
			全面マスク*	* 中央制御室入城に関 する手順 * 燃料供給ポンプに関 する手順 * 炉心の著しい損傷及 び原子炉格納容器破 壊を防止する運転手 順書 * SA所置*	* 運転操作に関する基 本的な対応方針を定 める手順 * SA所置*	
チェンジングエリア非常用換 気*						
可搬型用機 (SA) *						
空気の非常用発電機*						
燃料供給ポンプ*						
燃料ポンプ*						
燃料ローリー*						
防護具及びチェンジングエ リア用資機材*	* 中央制御室入城に関 する手順					

※1 「大飯発電所」 重大事故等発生時および大規模機器発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する手順。
 ※2 デーゼル発電機等により駆動する。
 ※3 空気の非常用発電機からの給電は「14」電源の確保に関する手順等）に整備する。
 ※4 空気の非常用発電機が燃料供給に使用する。手順は「14」電源の確保に関する手順等）に整備する。
 ※5 「全面マスク」及び「防護具及びチェンジングエリア用資機材」は資機材であるため、重大事故等対応設備とはしない。
 ※6 「重大事故対策において用いる設備の分類」
 *：当該施設に備える重大事故等対応設備。 *：37条に適合する重大事故等対応設備。 e：自主的対策として整備する重大事故等対応設備。

【大飯】女川に記載統一
 ・泊は女川同様、設置許可申請書添付書類
 の内容を記載しているため、本表は記載
 しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表2.16-1 常設重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 中央制御室遮蔽（3号及び4号炉共用） 1式</p> <p>(2) 中央制御室非常用循環ファン（3号及び4号炉共用） 台数 4</p> <p>(3) 中央制御室空調ファン（3号及び4号炉共用） 台数 4</p> <p>(4) 中央制御室循環ファン（3号及び4号炉共用） 台数 4</p> <p>(5) 中央制御室非常用循環フィルタユニット（3号及び4号炉共用） 型式 電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型 基数 2</p> <p>(6) 中央制御室空調ユニット（3号及び4号炉共用） 型式 粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型 基数 4</p> <p>59-p57-①</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 ・移動して比較している。</p>
<p>表2.16-2 可搬型重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 可搬型照明（SA）（3号及び4号炉共用） 個数 8（予備1）</p> <p>59-p57-②</p> <p>(2) 酸素濃度計（3号及び4号炉共用） 測定範囲 0～25% 個数 1（予備2）</p> <p>(3) 二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用） 測定範囲 0～1% 個数 1（予備2）</p> <p>59-p57-③</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置許可申請書（3, 4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p>			
<p>8.2 換気空調設備</p> <p>8.2.4 主要設備 (2) 補助建屋換気空調設備 c. 中央制御室空調装置</p>	<p>8.2 換気空調設備</p> <p>8.2.3 主要設備の仕様 換気空調設備の主要機器仕様を第8.2-2表及び第8.2-3表に示す。 59-p58-①</p> <p>8.2.4 主要設備</p> <p>(3) 中央制御室換気空調系 中央制御室換気空調系の系統概要図を第8.2-3 図に示す。</p>	<p>8.2 換気空調設備</p> <p>8.2.3 主要設備 (2) 補助建屋換気空調設備 c. 中央制御室空調装置</p>	<p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は大飯と同じく通常運転時等と重大事故等時を分けて記載している。
<p>(a) 通常運転時等</p> <p>中央制御室等の換気及び冷暖房は、冷水冷却コイルを内蔵した中央制御室空調ユニット、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット、中央制御室非常用循環ファン等から構成する中央制御室空調装置により行うことができる設計とする。</p> <p>中央制御室空調装置には、通常のラインの他、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、事故時には外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の環境が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>…（以降の記載省略）…</p>	<p>中央制御室換気空調系は、設計基準事故時に放射線業務従事者等を内部被ばくから防護し、必要な運転操作を継続することができるようにするため、他の換気系とは独立にして、外気との連絡口を遮断し、高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置を通して再循環することができ、また、必要に応じて外気を中央制御室再循環フィルタ装置を通して取り入れることができる設計とする。</p>	<p>(a) 通常運転時等</p> <p>中央制御室空調装置は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、中央制御室の換気空調を行うための装置であり、中央制御室給気系統、中央制御室循環系統及び中央制御室非常用循環系統で構成する。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転をすることにより、事故によって放出することがあり得る気体状放射性物質が中央制御室に直接侵入することを防ぎ、運転員等を過度の放射線被ばく等から防護するため、よう素フィルタを通して再循環することができる設計とする。</p> <p>…（以降の記載省略）…</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は大飯と同じく通常運転時等と重大事故等時を分けて記載している。 通常運転時等については既許可を踏襲した記載となっており、女川より充実した記載となっているが、比較については26条比較表で行っており、59条まとめ資料としては女川と同等の記載を行っている箇所を掲載し、以降は記載省略した。
<p>(b) 重大事故等時 (b-1) 設計方針</p> <p>重大事故等時において、中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護する設計とする。</p> <p>…（以降の記載省略）…</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室に運転員がとどまるために必要な換気空調設備として、中央制御室換気空調系を設ける。本設備については、「6.10 制御室」に記載する。</p> <p>8.2.3 主要設備の仕様 換気空調設備の主要機器仕様を第8.2-2表及び第8.2-3表に示す。 59-p58-① 再掲</p>	<p>(b) 重大事故等時 (b-1) 設計方針</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室に運転員がとどまるために必要な換気空調設備として、中央制御室空調装置を設ける。本設備については、「6.14 制御室」に記載する。</p> <p>(b-2) 主要設備及び仕様 中央制御室空調装置（重大事故等時）の主要設備及び仕様を第8.2.5表に示す。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は大飯と同じく通常運転時等と重大事故等時を分けて記載している。 <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯はまとめ資料では記載がないものの、完本では重大事故等時の中央制御室空調装置について詳細に記載している（本比較表では省略した）。泊では、女川の記載方針と同様、詳細については「6.14 制御室」に記載する。

DB26条の範囲

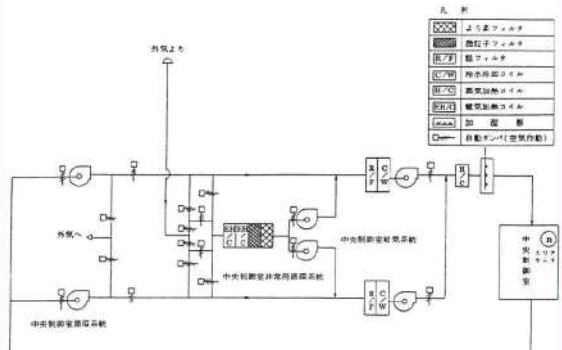
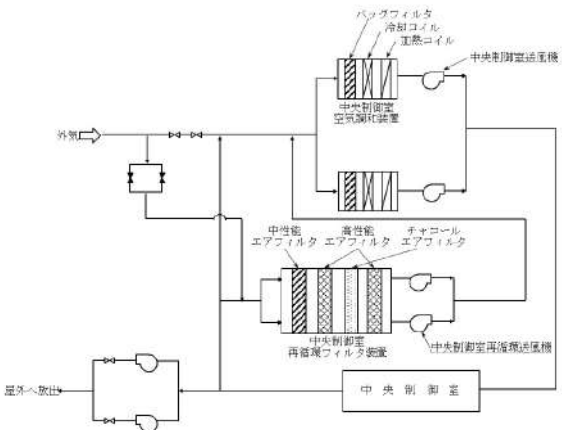
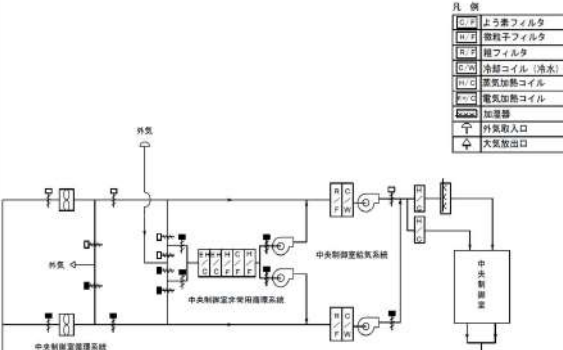
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第8.2.3表 中央制御室空調装置（重大事故等時）（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 中央制御室非常用循環ファン（3号及び4号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室 ・換気空調設備 台数 4 59-p59-①</p> <p>(2) 中央制御室空調ファン（3号及び4号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室 ・換気空調設備 台数 4</p> <p>(3) 中央制御室循環ファン（3号及び4号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室 ・換気空調設備 台数 4</p> <p>(1) 中央制御室非常用循環ファン（3号及び4号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室 ・換気空調設備 台数 4 59-p59-① 再掲</p> <p>(4) 中央制御室非常用循環フィルタユニット（3号及び4号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室 ・換気空調設備 型式 電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型 基数 2</p>	<p>(4) 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ） 炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる場合に放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室待避所を正圧化し、放射性物質が中央制御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐために必要な換気空調設備として、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）を設ける。本設備については、「6.10 制御室」に記載する。</p> <p>第8.2-2表 換気空調設備（重大事故等時）（常設）の主要機器仕様</p> <p>(1) 中央制御室換気空調系</p> <p>a. 中央制御室送風機 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 中央制御室排風機 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>c. 中央制御室再循環送風機 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 中央制御室再循環フィルタ装置 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>第8.2.5表 中央制御室空調装置（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(1) 中央制御室給気ファン 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の主要仕様に記載する。</p> <p>(2) 中央制御室循環ファン 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の主要仕様に記載する。</p> <p>(3) 中央制御室非常用循環ファン 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の主要仕様に記載する。</p> <p>(4) 中央制御室非常用循環フィルタユニット 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の主要仕様に記載する。</p>	<p>①の相違</p> <p>【女川、大飯】資料構成の相違 ・泊では（常設）と（可搬型）の表を分けないことで統一している。 【女川】記載表現の相違 ・泊では、中央制御室空調装置であることは表タイトルで識別。 【大飯】記載箇所の相違</p> <p>【大飯】共用の相違 【大飯】女川審査実績の反映 ・女川同様、別の表で記載している事項について、該当する表を示している。</p> <p>④の相違 【大飯】共用の相違 【大飯】女川審査実績の反映 ・女川同様、別の表で記載している事項について、該当する表を示している。</p> <p>【大飯】共用の相違 【大飯】女川審査実績の反映 ・女川同様、別の表で記載している事項について、該当する表を示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 中央制御室空調ユニット（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室 換気空調設備 <p>基数 4</p>  <p>第8.2.4図 補助建屋換気空調設備系統図（中央制御室）</p>	<p>(2) 中央制御室待避所</p> <p>a. 差圧計 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室（重大事故等時） <p>台数 1 測定範囲 0～200Pa</p> <p>第8.2-3表 換気空調設備（重大事故等時）（可搬型）の主要機器仕様</p> <p>(1) 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室（重大事故等時） <p>本数 40（予備40） 容量 約47L（1本当たり） 充填圧力 約19.6MPa [gage]</p>  <p>第8.2-3図 中央制御室換気空調系統概要図</p>	<p>(5) 中央制御室給気ユニット 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の主要仕様に記載する。</p>  <p>第8.2.4図 補助建屋換気空調設備系統概要図（中央制御室空調装置）</p>	<p>⑤の相違 【大飯】共用の相違 【大飯】女川審査実績の反映 ・女川同様、別の表で記載している事項について、該当する表を示している。</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置許可申請書（3, 4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>8.3 遮蔽設備</p> <p>8.3.4 主要設備</p> <p>(6) 中央制御室遮蔽</p> <p>b. 重大事故等時</p> <p>(a) 設計方針</p> <p>中央制御室遮蔽は、重大事故等時に、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。</p> <p>…（以降の記載省略）…</p>	<p>8.3 遮蔽設備</p> <p>8.3.3 主要設備の仕様</p> <p>遮蔽設備の主要仕様を第8.3-2表に示す。</p> <p>59-p61-①</p> <p>8.3.4 主要設備</p> <p>8.3.4.5 中央制御室遮蔽</p> <p>(2) 重大事故等時</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な遮蔽設備として、中央制御室遮蔽を設ける。</p> <p>中央制御室遮蔽については、「6.10 制御室」に記載する。</p> <p>8.3.4.6 中央制御室待避所遮蔽</p> <p>炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる場合に放出される放射線による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避所を設け、中央制御室待避所には、遮蔽設備として、中央制御室待避所遮蔽を設ける。中央制御室待避所遮蔽については、「6.10 制御室」に記載する。</p> <p>8.3.3 主要設備の仕様</p> <p>遮蔽設備の主要仕様を第8.3-2表に示す。</p> <p>59-p61-① 再掲</p> <p>第8.3-2表 遮蔽設備（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(1) 中央制御室遮蔽</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室（通常運転時等） 中央制御室（重大事故等時） <p>厚 さ □mm以上</p> <p>材 料 普通コンクリート</p> <p>(2) 中央制御室待避所遮蔽</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室（重大事故等時） <p>厚 さ □mm以上</p> <p>材 料 普通コンクリート</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p>8.1 遮蔽設備</p> <p>8.1.3 主要設備</p> <p>(6) 中央制御室遮へい</p> <p>b. 重大事故等時</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な遮蔽設備として、中央制御室遮へいを設ける。</p> <p>中央制御室遮へいについては、「6.14 制御室」に記載する。</p> <p>8.1.4 主要仕様</p> <p>遮蔽設備の主要仕様を第8.1.1表及び第8.1.2表に示す。</p> <p>第8.1.2表 遮蔽設備（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(1) 中央制御室遮へい</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遮蔽設備 中央制御室（重大事故等時） <p>厚 さ □mm以上</p> <p>材 料 鉄筋コンクリート</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 既許可の章構成の相違によるもの。 <p>【大飯】女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯はまとも資料では記載がないものの、完本では重大事故等時の中央制御室遮蔽について詳細に記載している（本比較表では省略した）。泊では、女川の記載方針と同様詳細については「6.14 制御室」に記載する。 <p>①の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では既許可にて、通常運転時の機能は遮蔽設備に整理しており、「中央制御室（通常運転時）」には整理していない。 <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置許可申請書（3, 4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>9. 原子炉格納施設</p> <p>9.3 アニュラス空気浄化設備</p> <p>9.3.2 重大事故等時</p> <p>9.3.2.1 設計方針</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備及び原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設の水素爆発による損傷を防止するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）として、アニュラス空気浄化設備のアニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニット、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用する。また、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質及び水素等を含む空気を吸入し、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで、放射性物質の濃度を低減するとともに水素を排出する設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、アニュラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p>	<p>【女川知見の反映としてアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベを別の章に記載する場合の参考として女川の46条の記載を掲載】</p> <p>5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>5.5.1 概要</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の系統概要図を第5.5-1図から第5.5-3図に示す。</p> <p>5.5.2 設計方針</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備として主蒸気逃がし安全弁を設ける。</p>	<p>9. 原子炉格納施設</p> <p>9.3 アニュラス空気浄化設備</p> <p>9.3.2 重大事故等時</p> <p>9.3.2.1 概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備及び原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設の水素爆発による損傷を防止するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）を設置及び保管する。</p> <p>9.3.2.2 設計方針</p> <p>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備のうち、放射性物質の濃度を低減するための設備及び水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、原子炉建屋等の損傷を防止するための水素濃度制御設備としてアニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットを設ける。</p> <p>(1) 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる設備</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）として、アニュラス空気浄化設備のアニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットを使用する。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質、水素等を含む空気を吸入し、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで、放射性物質の濃度を低減するとともに水素を排出する設計とする。</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に、アニュラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備から給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な空気作動弁及び空気作動ダンパは、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は柏崎刈羽6/7号炉のバックフィットとして9.3アニュラス空気浄化設備の項に重大事故等時の記載をすることとしている。女川はBWRであるため、本記載に該当する項目はないため比較しない。 ・「原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設の水素爆発による損傷を防止するための設備」としての記載は53条での説明事項である。 【大飯】資料構成の相違 ・泊では女川及び6.14の構成と同様に「概要」と「設計方針」を分けて記載している。 【大飯】資料構成の相違 ・女川では別条文（46条）にて、窒素ガスを供給する設備を「6.」に書き分けている。泊ではその知見を反映し、アニュラス空気浄化設備で用いるアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは「6.12」に記載することとした。 ・本章においてポンベ以外の記載を行うことをここで記載している。女川の構文を参考としているため、女川の46条を掲載した。 ⑧の相違 【大飯】運用等の相違 ・泊では電源が健全な場合の記載を行っているため、用いる設備が異なる。 【大飯】記載表現の相違 【大飯】運用等の相違 ・泊では、ここでは電源が健全な場合の記載を行っているため、用いる設備が異なる。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・窒素ポンベ（代替制御用空気供給用） ・可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） ・空冷式非常用発電装置（10.2 代替電源設備） ・燃料油貯蔵タンク（10.2 代替電源設備） ・重油タンク（10.2 代替電源設備） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（10.2 代替電源設備） <p>59-p63-①</p>		<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット <p>・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備）</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【大飯】運用等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、ここでは電源が健全な場合の記載を行っているため、用いる設備が異なる。
<p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>59-p63-②</p>			<p>【大飯】運用等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、ここでは電源が健全な場合の記載を行っているため、用いる設備が異なる。
<p>格納容器空調装置を構成する排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>59-p63-③</p>	<p>本系統の流路として、非常用ガス処理系空気乾燥装置、非常用ガス処理系フィルタ装置、非常用ガス処理系の配管及び弁並びに排気筒を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>59-p28-④ 再掲</p>	<p>本系統の流路として、換気空調装置を構成する排気筒、アニュラス空気浄化設備のダクト、ダンパ及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>(2)全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる設備</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の構文を用いて表現しており、排気筒以外の設備についても記載した。 <p>⑧の相違</p>
<p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）として、アニュラス空気浄化設備のアニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニット、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用する。また、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質及び水素等を含む空気を吸入し、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで、放射性物質の濃度を低減するとともに水素を排出する設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、アニュラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p>59-p62-① 再掲</p>		<p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）として、アニュラス空気浄化設備のB-アニュラス空気浄化ファン及びB-アニュラス空気浄化フィルタユニット並びにアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベを使用する。また、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備を使用する。</p> <p>B-アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質、水素等を含む空気を吸入し、B-アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで、放射性物質の濃度を低減するとともに水素を排出する設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。加えて、B-アニュラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。</p> <p>また、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパはアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。</p>	<p>⑦の相違</p> <p>⑦の相違</p> <p>⑥の相違</p> <p>⑨、⑩の相違</p> <p>⑦の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>⑦の相違</p> <p>⑩の相違</p> <p>⑨の相違</p> <p>⑦の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では電源喪失時を仮定しているため、非常用交流電源設備であるディーゼル発電機についての記載はない（使用することはa.にて示している。） <p>⑩の相違</p> <p>⑥の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・窒素ポンペ（代替制御用空気供給用） ・可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） ・空冷式非常用発電装置（10.2 代替電源設備） ・燃料油貯蔵タンク（10.2 代替電源設備） ・重油タンク（10.2 代替電源設備） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（10.2 代替電源設備） <p>59-p63-① 再掲</p>	<p>本系統の流路として、非常用ガス処理系空気乾燥装置、非常用ガス処理系フィルタ装置、非常用ガス処理系の配管及び弁並びに排気筒を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>59-p28-④ 再掲</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B-アニュラス空気浄化ファン ・B-アニュラス空気浄化フィルタユニット ・アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペ（6.12 アニュラス空気浄化設備（重大事故等時）） ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） ・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備） 	<p>【大飯】女川審査実績の反映 ⑦の相違 ⑦の相違 ⑥の相違 【大飯】女川審査実績の反映 ・大飯は設備名称を記載しているが、泊は総称で記載している ⑨、⑩の相違</p>
<p>格納容器空調装置を構成する排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>59-p63-③ 再掲</p>	<p>中央制御室遮蔽、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置及び非常用ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性及び位置的分散の設計方針は適用しない。</p> <p>59-p30-① 再掲</p>	<p>本系統の流路として、換気空調設備を構成する排気筒、アニュラス空気浄化設備のダクト、ダンバ及び弁並びに制御用圧縮空気設備の配管及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性及び位置的分散の設計方針は適用しない。</p>	<p>【大飯】設備名称の相違 【大飯】記載表現の相違 ・泊は女川の構文を用いて表現しており、排気筒以外の設備についても記載した。</p>
<p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、アニュラス空気浄化ファンの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>59-p63-② 再掲</p>	<p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペについては「6.12 アニュラス空気浄化設備（重大事故等時）」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」にて記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>【大飯】女川審査実績の反映 ・泊では女川同様、多様性・位置的分散を考慮しない理由を詳細に記載した。 ・参考として女川の記載を再掲した。</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映 ・女川実績の反映として、泊ではポンペについての記載を別率に整理しており、それを宣言している。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違、記載方針の相違 ・泊では、a.とb.を通じて最後にまとめて記載している。 ・泊は女川の構文で記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>9.3.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>9.3.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>放射性物質の濃度低減及び水素の排出に使用するアニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニット及び排気筒は、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放射性物質の濃度低減及び水素の排出に使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">59-p65-①</p>	<p>【伊方発電所 設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在】</p> <p>放射性物質の濃度を低減するために使用するアニュラス排気ファン及びアニュラス排気フィルタユニットは、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合には弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放射性物質の濃度を低減するために使用する格納容器排気筒は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>9.3.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備に対して多様性を持った常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備から給電できる設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>9.3.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>放射性物質の濃度低減及び水素の排出に使用するアニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットは、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合には弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放射性物質の濃度低減及び水素の排出に使用する排気筒は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>⑨の相違</p> <p>【大飯、伊方】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本記載箇所は伊方との比較を実施した。 ・大飯実績の反映として、本章では水素の排出についても記載している。 ・電源系が健全な場合、各機能のDB時の系統構成と同じであり、SA機能を確立するために特別な操作は行わない。電源喪失時には、SA機能確立のための系統構成が必要なため、条件に応じて記載を書き分けた（伊方と同様）。 ・排気筒は電源系の状態によらず、DB時の系統構成と同じである。 <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川実績の反映として、泊の対応するSA設備「アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ」は、『6.12 アニュラス空気浄化設備（重大事故等時）』に記載する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>9.3.2.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>炉心の著しい損傷により発生した放射性物質及び水素が、原子炉格納容器外に漏えいした場合において、放射性物質の濃度を低減及び水素を排出するために使用するアンユラス空気浄化ファンは、設計基準事故対処設備のアンユラス空気浄化設備と兼用しており、原子炉格納容器から漏えいする空気中の放射性物質の濃度を低減するために必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>また、原子炉格納容器外に漏えいした可燃限界濃度未満の水素を含む空気を排出させる機能に対して、設計基準事故対処設備としてのアンユラスの負圧達成能力及び負圧維持能力を使用することにより、アンユラス内の水素を屋外に排出することができるため、同仕様で設計するが、格納容器内自然対流冷却、格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイによる原子炉格納容器の温度・圧力低下機能と、静的触媒式水素再結合装置及び原子炉格納容器水素燃焼装置による原子炉格納容器内の水素濃度低減機能とあいまって、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する容量を有する設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化フィルタユニットは、設計基準事故対処設備としてのフィルタ性能が、原子炉格納容器から漏えいする空気中の放射性物質の濃度を低減するために必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、供給先のアンユラス浄化排気弁等が空気作動式であるため、弁全開に必要な圧力を設定圧力とし、配管分の加圧、弁作動回数及びリークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有したものを3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）を使用する。</p> <p>保有数は3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ2本（A系統1本、B系統1本）、可搬式空気圧縮機1台、あわせて3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ12本、可搬式空気圧縮機3台の合計窒素ポンベ24本、可搬式空気圧縮機6台を保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">59-p66-①</p>		<p>9.3.2.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>炉心の著しい損傷により発生した放射性物質及び水素が、原子炉格納容器外に漏えいした場合において、放射性物質の濃度を低減及び水素を排出するために使用するアンユラス空気浄化ファンは、設計基準事故対処設備のアンユラス空気浄化設備と兼用しており、原子炉格納容器から漏えいする空気中の放射性物質の濃度を低減するために必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>また、原子炉格納容器外に漏えいした可燃限界濃度未満の水素を含む空気を排出させる機能に対して、設計基準事故対処設備としてのアンユラスの負圧達成能力及び負圧維持能力を使用することにより、アンユラス部の水素を屋外に排出することができるため、同仕様で設計するが、格納容器内自然対流冷却、格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイによる原子炉格納容器の温度・圧力低下機能と、原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタによる原子炉格納容器内の水素濃度低減機能とあいまって、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する容量を有する設計とする。</p> <p>アンユラス空気浄化フィルタユニットは、設計基準事故対処設備としてのフィルタ性能が、原子炉格納容器から漏えいする空気中の放射性物質の濃度を低減するために必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 ・泊は「アンユラス部」に統一</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・女川実績の反映として、泊の対応するSA設備「アンユラス全量排気弁等操作用可搬式窒素ガスポンベ」は、『6.12 アンユラス空気浄化設備（重大事故等時）』に記載する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>9.3.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、重大事故等時におけるアニュラス部の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットは、重大事故等時におけるアニュラス部の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、原子炉周辺建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は設置場所で可能な設計とする。 59-p67-①</p> <p>排気筒は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p>		<p>9.3.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットは、周辺補機棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>排気筒は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違 ・アニュラス空気浄化フィルタユニットについても合わせて記載した。</p> <p>【大飯】女川審査実績の相違 ・文章構成は女川と同様であり、大飯とは異なるが、設置場所の環境条件を考慮した設計とする方針は同じ。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・女川実績の反映として、泊の対応するSA設備「アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ」は、『6.12 アニュラス空気浄化設備（重大事故等時）』に記載する。</p> <p>【大飯】女川審査実績の相違 ・文章構成は女川と同様であり、大飯とは異なるが、設置場所の環境条件を考慮した設計とする方針は同じ。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>9.3.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンを使用した放射性物質の濃度低減及び水素の排出を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用したアニュラス浄化排気弁等への代替空気供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）の出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続できる設計とする。</p> <p>また、3号炉及び4号炉で同一形状とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、ポンベ取付継手による接続とし、3号炉及び4号炉の窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用及び代替制御用空気供給用）の取付継手は同一形状とする。また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンベの交換が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">59-p68-①</p> <p>9.3.2.2.6 主要設備及び仕様</p> <p>アニュラス空気浄化設備の主要設備及び仕様は第9.3.2.1表及び第9.3.2.2表に示す。</p>	<p>【伊方発電所 設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在】</p> <p>放射性物質の濃度を低減するために使用する系統（アニュラス排気ファン及びアニュラス排気フィルタユニット）は、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用でき、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にも設計基準対象施設として使用する場合の系統から切替えることなく弁操作等により重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>アニュラス排気ファンは、中央制御室の操作スイッチで操作が可能な設計とする。</p> <p>格納容器排気筒は、炉心の著しい損傷が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p>	<p>9.3.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットを使用した放射性物質の濃度低減及び水素の排出を行う系統は、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用でき、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にも設計基準対象施設として使用する場合の系統から切替えることなく 弁操作等により重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>排気筒は、炉心の著しい損傷が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>9.3.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>アニュラス空気浄化設備の主要設備及び仕様は第9.3.2表に示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯、伊方】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本記載箇所は伊方と比較を実施した。 ・伊方実績の反映として、アニュラス空気浄化フィルタユニットについても記載 ・大飯実績の反映として、本章では水素の排出についても記載している。 ・電源系が健全な場合、各機能のDB時の系統構成と同じであり、SA機能を確立するために特別な操作は行わない。電源喪失時には、SA機能確立のための操作が必要なため、条件に応じて記載を書き分けた。（伊方と同様） ・排気筒については電源系の状態によらず、DB時の系統構成と同じであるため、段落を切り分けた。 <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川実績の反映として、泊の対応するSA設備「アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ」は、『6.12 アニュラス空気浄化設備（重大事故等時）』に記載する。 <p>【大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では（常設）と（可搬型）の表を分けないことで統一しており、表の数が異なる。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>9.3.2.2.7 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>アニュラス部からの放射性物質の濃度低減及び水素の排出に使用する系統（アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニット）は、多重性のある試験系統により独立して機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットは、差圧確認が可能な系統設計とする。</p> <p>また、内部の確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。よう素フィルタは、フィルタ取り外しができる設計とする。</p> <p>排気筒は、外観の確認が可能な設計とする。</p> <hr/> <p>アニュラス部からの放射性物質の濃度低減及び水素の排出に使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、代替制御用空気供給用配管への空気供給により、アニュラス空気浄化系の弁の開閉試験が可能な設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は規定圧力が確認できる設計とする。</p> <p>また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">59-p69-①</p>		<p>9.3.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>アニュラス部からの放射性物質の濃度低減及び水素の排出に使用する系統（アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニット）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に差圧確認が可能な系統設計とする。</p> <p>また、アニュラス空気浄化フィルタユニットは、内部の確認が可能なよう点検口を設ける設計とし、フィルタ取り出しができる設計とする。</p> <p>排気筒は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川と同様に点検可能時期を記載した（本ページで類出のため以降、本ページでは相違理由省略）。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、よう素フィルタに限定しない記載としているが実質的な相違はない。 <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川実績の反映として、泊の対応するSA設備「アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ」は、『6.12 アニュラス空気浄化設備（重大事故等時）』に記載する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第9.3.2.1表 アンユラス空気浄化設備（重大事故等時）（常設）の設備仕様</p> <p>(1) アンユラス空気浄化ファン 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室 ・アンユラス空気浄化設備 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 台数 2 容量 約156m³/min（1台当たり）</p> <p>(2) アンユラス空気浄化フィルタユニット 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室 ・アンユラス空気浄化設備 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 型式 電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型 個数 2 容量 約156m³/min（1個当たり） チャコール層厚さ 約50mm よう素除去効率 95%以上 粒子除去効率 99%以上（0.7μm 粒子）</p> <p>(3) 排気筒 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室 ・換気空調設備 ・アンユラス空気浄化設備 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 個数 1 地上高さ 約73m</p>		<p>第9.3.2表 アンユラス空気浄化設備（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(1) アンユラス空気浄化ファン 第9.3.1表 アンユラス空気浄化設備の主要仕様に記載する。</p> <p>(2) アンユラス空気浄化フィルタユニット 第9.3.1表 アンユラス空気浄化設備の主要仕様に記載する。</p> <p>(3) 排気筒 第8.2.4表 補助建屋換気空調設備の主要仕様に記載する。</p>	<p>【大飯】資料構成の相違 ・泊では（常設）と（可搬型）の表を分けないことで統一している。</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映 ・女川同様、別の表で記載している事項について、該当する表を示している。</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映 ・女川同様、別の表で記載している事項について、該当する表を示している。</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映 ・女川同様、別の表で記載している事項について、該当する表を示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>第9.3.2.2表 アニュラス空気浄化設備（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・中央制御室 ・アニュラス空気浄化設備 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>鋼製容器</td> </tr> <tr> <td>本 数</td> <td>10（予備2）</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約7Nm³（1本当たり）</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>14.7MPa[gage]</td> </tr> <tr> <td>供給圧力</td> <td>約0.88MPa[gage]（供給後圧力）</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">59-p71-①</p> <p>(2) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・中央制御室 ・アニュラス空気浄化設備 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <table border="0"> <tr> <td>型 式</td> <td>往復式</td> </tr> <tr> <td>台 数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約14.4m³/h（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧</td> <td>約0.88MPa[gage]</td> </tr> </table>	種 類	鋼製容器	本 数	10（予備2）	容 量	約7Nm ³ （1本当たり）	最高使用圧力	14.7MPa[gage]	供給圧力	約0.88MPa[gage]（供給後圧力）	型 式	往復式	台 数	2（予備1）	容 量	約14.4m ³ /h（1台当たり）	吐 出 圧	約0.88MPa[gage]			<p>【大阪】記載方針の相違 ・泊は他条文と同様に、（常設）と（可搬型）の表を分割しない構成としている。</p> <p>【大阪】記載箇所の相違 ・女川実績の反映として、泊の対応するSA設備「アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ」は、『6.12 アニュラス空気浄化設備（重大事故等時）』に記載する。</p> <p>⑥の相違</p>
種 類	鋼製容器																				
本 数	10（予備2）																				
容 量	約7Nm ³ （1本当たり）																				
最高使用圧力	14.7MPa[gage]																				
供給圧力	約0.88MPa[gage]（供給後圧力）																				
型 式	往復式																				
台 数	2（予備1）																				
容 量	約14.4m ³ /h（1台当たり）																				
吐 出 圧	約0.88MPa[gage]																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【泊の6.12.1及び6.12.2は9.3.2の記載と同様であるため、参考として泊の9.3.2を掲載】</p> <p>9.3.2 重大事故等時</p> <p>9.3.2.1 概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備及び原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設の酸素爆発による損傷を防止するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）を設置及び保管する。</p> <p>9.3.2.2 設計方針</p> <p>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備のうち、放射性物質の濃度を低減するための設備及び酸素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、原子炉建屋等の損傷を防止するための酸素濃度制御設備としてアンユラス空気浄化ファン及びアンユラス空気浄化フィルタユニットを設ける。</p> <p>(1) 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる設備</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）として、アンユラス空気浄化設備のアンユラス空気浄化ファン及びアンユラス空気浄化フィルタユニットを使用する。アンユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質、水素等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで、放射性物質の濃度を低減するとともに水素を排出する設計とする。</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に、アンユラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備から給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な空気作動弁及び空気作動ダンパは、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンユラス空気浄化ファン ・アンユラス空気浄化フィルタユニット ・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、換気空調設備を構成する排気筒、アンユラス空気浄化設備のダクト、ダンパ及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>【女川知見の反映としてアンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベを別の章に記載しており、参考として同様の対応を行っている女川の46条の記載を抜粋して掲載】</p> <p>6.8 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>6.8.1 概要</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の説明図及び系統概要図を第6.8-1図から第6.8-3図に示す。</p> <p>6.8.2 設計方針</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備として主蒸気逃がし安全弁を作動させる代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）、高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系を設ける。</p>	<p>6.12 アンユラス空気浄化設備（重大事故等時）</p> <p>6.12.1 概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備及び原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設の酸素爆発による損傷を防止するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）を設置及び保管する。</p> <p>6.12.2 設計方針</p> <p>酸素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、原子炉建屋等の損傷を防止するための酸素濃度制御設備及び運転員が原子炉制御室にとどまるための設備のうち放射性物質の濃度を低減するための設備としてアンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベを設ける。</p>	<p>【大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川では「5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」（46条）にて、窒素ガスを供給する設備を「6. 計測制御系統施設」に書き分けている。泊ではその知見を反映し、「9.3 アンユラス空気浄化設備」で用いるアンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベは「6.12」に記載することとした。 ・女川の46条まとめ資料における、「5.5」と「6.8」の対応関係が泊の「9.3.2」と「6.12」の対応関係と同様になるよう記載した。具体的には以下の対応である。 ・「6.12.1 概要」は「9.3.2.1 概要」と同様の内容 ・「6.12.2 設計方針」ではこの章において記載する設備（泊であれば「アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ」）に関する事項のみ記載した（「9.3」との相違を青字で識別した）。 ・「6.12.2.1 多様性、位置的分散」以降については、「アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ」についての記載を行っており、泊「9.3」のファン等の記載は参考とならないため、大飯に該当箇所があればこれを再掲して比較した。 ・6.12としては、アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベを用いない手順「(1) 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる設備」は記載していない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2)全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる設備</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）として、アニュラス空気浄化設備のB-アニュラス空気浄化ファン及びB-アニュラス空気浄化フィルタユニット並びにアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベを使用する。また、代替電源設備として常設代替交流電源設、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備を使用する。</p> <p>B-アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質、水素等を含む空気を吸入し、B-アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで、放射性物質の濃度を低減するとともに水素を排出する設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。加えて、B-アニュラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。</p> <p>また、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパはアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B-アニュラス空気浄化ファン ・ B-アニュラス空気浄化フィルタユニット ・ アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ (6.12 アニュラス空気浄化設備 (重大事故等時)) ・ 常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・ 可搬型代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・ 代替所内電気設備 (10.2 代替電源設備) ・ 所内常設蓄電式直流電源設備 (10.2 代替電源設備) <p>本系統の流路として、換気空調設備を構成する排気筒、アニュラス空気浄化設備のダクト、ダンパ及び弁並びに制御用圧縮空気設備の配管及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p>		<p>(1)全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる設備</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減及び水素の排出）として、アニュラス空気浄化設備のB-アニュラス空気浄化ファン及びB-アニュラス空気浄化フィルタユニット並びにアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベを使用する。また、代替電源設備として常設代替交流電源設、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備を使用する。</p> <p>B-アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質、水素等を含む空気を吸入し、B-アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで、放射性物質の濃度を低減するとともに水素を排出する設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。加えて、B-アニュラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。</p> <p>また、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパはアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B-アニュラス空気浄化ファン (9.3 アニュラス空気浄化設備) ・ B-アニュラス空気浄化フィルタユニット (9.3 アニュラス空気浄化設備) ・ アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ ・ 常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・ 可搬型代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・ 代替所内電気設備 (10.2 代替電源設備) ・ 所内常設蓄電式直流電源設備 (10.2 代替電源設備) <p>本系統の流路として、換気空調設備を構成する排気筒、アニュラス空気浄化設備のダクト、ダンパ及び弁並びに制御用圧縮空気設備の配管及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性及び位置的分散の設計方針は適用しない。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベについては「6.12 アニュラス空気浄化設備（重大事故等時）」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」にて記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>【女川知見の反映としてアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベを別の章に記載しており、参考として同様の対応を行っている女川の46条の記載を抜粋して掲載】</p> <p>6.8.2.1 多様性，位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>高圧窒素ガスポンベは、予備のポンベも含めて、原子炉建屋付属棟内に分散して保管及び設置することで、原子炉格納容器内の主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>B-アニュラス空気浄化ファン及びB-アニュラス空気浄化フィルタユニットについては「9.3 アニュラス空気浄化設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>6.12.2.1 多様性，位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、予備のポンベも含めて、通常時接続せず、周辺補機棟内に保管及び設置し、周辺補機棟内の制御用空気圧縮機と異なる区画に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>・6.12 としては非常用交流電源設備を用いる手順はないため記載していない。</p> <p>・6.12 としては非常用交流電源設備を用いる手順はないため記載していない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・大飯はポンベについて多様性，位置的分散の記載がないが、泊は女川の46条の構文を参考に記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>放射性物質の濃度低減及び水素の排出に使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">59-p65-① 再掲</p>		<p>6.12.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>放射性物質の濃度低減及び水素の排出に使用するアンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすること並びに固縛によって固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>6.12.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、供給先のB系アンユラス空気浄化設備の弁及びダンパが空気動作式であるため、弁全開に必要な圧力以上を設定圧力とし、配管分の加圧、弁作動回数、リークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有した1個を使用する。</p> <p>保有数は重大事故等時に必要な1個、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する設計とする。</p> <p>6.12.2.4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、周辺補機棟内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>⑥の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンベは可搬型設備であるため固縛による悪影響防止を記載した。 <p>⑥の相違</p> <p>⑦の相違</p> <p>【大阪】設計等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給に必要な弁の数によりポンベの必要数も異なっている。 ・泊は同一用途のポンベを2個以上同時に保守点検することがないよう運用することとしたうえで、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを1個に設定している。 <p>【大阪】女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の構文を用い、「重大事故等時に必要な」を記載 <p>⑥の相違</p> <p>【大阪】女川審査実績の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章構成は女川と同様であり、大阪とは異なるが、設置場所の環境条件を考慮した設計とする方針は同じ。 <p>【大阪】女川審査実績の相違</p>
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、供給先のアンユラス浄化排気弁等が空気動作式であるため、弁全開に必要な圧力を設定圧力とし、配管分の加圧、弁作動回数及びリークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有したものを3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）を使用する。</p> <p>保有数は3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ2本（A系統1本、B系統1本）、可搬式空気圧縮機1台、あわせて3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ12本、可搬式空気圧縮機3台の合計窒素ポンベ24本、可搬式空気圧縮機6台を保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">59-p66-① 再掲</p>			
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、原子炉周辺建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">59-p67-① 再掲</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用したアニュラス浄化排気弁等への代替空気供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）の出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続できる設計とする。</p> <p>また、3号炉及び4号炉で同一形状とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、ポンベ取付継手による接続とし、3号炉及び4号炉の窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用及び代替制御用空気供給用）の取付継手は同一形状とする。また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンベの交換が可能な設計とする。</p> <p>59-p68-① 再掲</p>		<p>6.12.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベを使用したB系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパへの代替空気供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、人力による運搬が可能な設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて固縛による固定等が可能な設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方式による接続とし、確実に接続できる設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの取付継手は、他の窒素ポンベ（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ及び格納容器空気サンプライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ）と同一形状とし、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンベの交換が可能な設計とする。</p> <p>6.12.3 主要設備及び仕様</p> <p>アニュラス空気浄化設備の主要設備及び仕様は第6.12.1表に示す。</p>	<p>⑥の相違 ⑦の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・可搬型設備については、アクセスルートを確認することを明示した。（伊方と同様。女川にも可搬型設備にはアクセス可能な設計であることを記載している。）</p> <p>⑥の相違 【大飯】記載表現の相違 ・泊では女川の表現を用いている。</p> <p>【大飯】設計等の相違 ・泊では号機間の共有は考慮しない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・具体的な設備は異なるが、他の窒素ポンベと同一形状とする方針は相違ない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>アニュラス部からの放射性物質の濃度低減及び水素の排出に使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、代替制御用空気供給用配管への空気供給により、アニュラス空気浄化系の弁の開閉試験が可能な設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は規定圧力が確認できる設計とする。 また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">59-p69-① 再掲</p> <p>第9.3.2.2表 アニュラス空気浄化設備（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・中央制御室 ・アニュラス空気浄化設備 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">種 類</td> <td>鋼製容器</td> </tr> <tr> <td>本 数</td> <td>10（予備2）</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約7Nm³（1本当たり）</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>14.7MPa[gage]</td> </tr> <tr> <td>供給圧力</td> <td>約0.88MPa[gage]（供給後圧力）</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(供給後圧力) 再掲</p>	種 類	鋼製容器	本 数	10（予備2）	容 量	約7Nm ³ （1本当たり）	最高使用圧力	14.7MPa[gage]	供給圧力	約0.88MPa[gage]（供給後圧力）		<p>6.12.4 試験検査 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>アニュラス部からの放射性物質の濃度低減及び水素の排出に使用するアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパの駆動用空気配管への窒素供給により、弁の開閉試験を行うことで発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは発電用原子炉の運転中又は停止中に規定圧力の確認が可能な設計とする。 また、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第6.12.1表 アニュラス空気浄化設備（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(1) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・中央制御室（重大事故等時） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">種 類</td> <td>鋼製容器</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約47L</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>14.7MPa[gage]</td> </tr> <tr> <td>供給圧力</td> <td>約0.74MPa[gage]（供給後圧力）</td> </tr> </table>	種 類	鋼製容器	個 数	1（予備1）	容 量	約47L	最高使用圧力	14.7MPa[gage]	供給圧力	約0.74MPa[gage]（供給後圧力）	<p>⑥の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に点検可能時期を記載した（本ページで頻出のため以降、本ページでは相違理由省略）。 ・泊では窒素供給による弁の開閉試験が機能・性能の確認であることを明示した。</p> <p>⑥の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】兼用の相違</p> <p>【大飯】章立ての相違による記載順序の相違</p> <p>【大飯】兼用の相違</p> <p>【大飯】章立ての相違による記載順序の相違</p> <p>【大飯】個別設計の相違</p> <p>【大飯】個別設計の相違</p> <p>【大飯】個別設計の相違</p>
種 類	鋼製容器																						
本 数	10（予備2）																						
容 量	約7Nm ³ （1本当たり）																						
最高使用圧力	14.7MPa[gage]																						
供給圧力	約0.88MPa[gage]（供給後圧力）																						
種 類	鋼製容器																						
個 数	1（予備1）																						
容 量	約47L																						
最高使用圧力	14.7MPa[gage]																						
供給圧力	約0.74MPa[gage]（供給後圧力）																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(大飯発電所3/4号炉では添付資料は作成していない)	3.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備【59条】 < 添付資料 目次 > 3.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 3.16.1 設置許可基準規則第59条への適合方針 3.16.1.1 重大事故等対処設備 (1) 居住性を確保するための設備 (2) 汚染の持ち込みを防止するための設備 (3) 運転員の被ばくを低減するための設備 (4) 非常用照明 3.16.2 重大事故等対処設備 3.16.2.1 中央制御室の居住性を確保するための設備 3.16.2.1.1 設備概要 (1) 遮蔽及び換気設備 (2) 無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）及びデータ表示装置（待避所） (3) 可搬型照明（SA） (4) 差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計 3.16.2.1.2 主要設備及び計装設備の仕様 (1) 中央制御室遮蔽 (2) 中央制御室待避所遮蔽 (3) 中央制御室換気空調系 (4) 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ） (5) 差圧計 (6) 酸素濃度計 (7) 二酸化炭素濃度計 (8) データ表示装置（待避所） (9) 無線連絡設備（固定型） (10) 衛星電話設備（固定型） (11) 可搬型照明（SA） 3.16.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.16.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）	2.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備【59条】 < 添付資料 目次 > 2.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 2.16.1 設置許可基準規則第59条への適合方針 2.16.1.1 重大事故等対処設備 (1) 居住性を確保するための設備 (2) 汚染の持ち込みを防止するための設備 (3) 放射性物質の濃度を低減するための設備 (4) 無停電運転保安灯 2.16.2 重大事故等対処設備 2.16.2.1 中央制御室の居住性を確保するための設備 2.16.2.1.1 設備概要 (1) 遮蔽及び換気設備 (2) 可搬型照明（SA） (3) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 2.16.2.1.2 主要設備及び計装設備の仕様 (1) 中央制御室遮へい (2) 中央制御室給気ファン (3) 中央制御室循環ファン (4) 中央制御室非常用循環ファン (5) 中央制御室非常用循環フィルタユニット (6) 中央制御室給気ユニット (7) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 (8) 可搬型照明（SA） 2.16.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針 2.16.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）	相違理由 資料構成による相違 ・以降、3.16と2.16の相違については相違理由を省略する。 記載表現の相違 ・法令の表現に合わせた。 記載表現の相違 ・泊はPWRでの記載に合わせた。 設備名称の相違 ①の相違 ①の相違 ①の相違 ①の相違 ①の相違 ①の相違 ①の相違

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） 3.16.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） 3.16.2.1.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号） (3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）	(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） 2.16.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） 2.16.2.1.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号） (3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号） 2.16.2.2 汚染の持ち込みを防止するための設備 2.16.2.2.1 設備概要 2.16.2.2.2 主要設備及び計装設備の仕様 (1) 可搬型照明（SA） 2.16.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針 2.16.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） 2.16.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号） (3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）	③の相違 ・女川では汚染の持ち込みを防止するための設備としてSA設備を用いないため、泊のみ章立てしている。

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.16.2.2 運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>3.16.2.2.1 設備概要</p> <p>3.16.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 非常用ガス処理系排風機</p> <p>(2) 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置</p> <p>3.16.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.16.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.16.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>2.16.2.3 放射性物質の濃度を低減するための設備</p> <p>2.16.2.3.1 設備概要</p> <p>2.16.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) アンユラス空気浄化ファン</p> <p>(2) アンユラス空気浄化フィルタユニット</p> <p>(3) 排気筒</p> <p>(4) アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペ</p> <p>2.16.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.16.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.16.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.16.2.3.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>・泊はPWRでの記載に合わせた。</p> <p>②の相違</p> <p>②の相違</p> <p>・女川は可搬型SA設備を用いないため、泊のみ章立てしている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備【59条】 【設置許可基準規則】 (運転員が原子炉制御室にとどまるための設備) 第五十九条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合(重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。))が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。)においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。 (解釈)</p> <p>1 第59条に規定する「重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。))が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</p> <p>2 第59条に規定する「運転員が第26条第1項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 本規程第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス(例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合)を想定すること。</p> <p>② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>c) 原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>d) 上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理系等(BWRの場合)又はアニュラス空気再循環設備等(PWRの場合)を設置すること。</p>	<p>2.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備【59条】 【設置許可基準規則】 (運転員が原子炉制御室にとどまるための設備) 第五十九条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合(重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。))が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。)においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。 (解釈)</p> <p>1 第59条に規定する「重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。))が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</p> <p>2 第59条に規定する「運転員が第26条第1項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 本規程第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス(例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合)を想定すること。</p> <p>② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>c) 原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>d) 上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理系等(BWRの場合)又はアニュラス空気再循環設備等(PWRの場合)を設置すること。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>e) BWR にあつては、上記b) の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたブローアウトパネルを閉止する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止操作ができること。また、ブローアウトパネルは、現場において人力による操作が可能なものとする。</p>	<p>e) BWR にあつては、上記b) の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたブローアウトパネルを閉止する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止操作ができること。また、ブローアウトパネルは、現場において人力による操作が可能なものとする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</p> <p>3.16.1 設置許可基準規則第59条への適合方針 中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>3.16.1.1 重大事故等対処設備 (1) 居住性を確保するための設備 炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるための設備として、可搬型照明 (SA)、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）、中央制御室遮蔽、中央制御室待避所遮蔽、差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。</p> <p>a. 換気空調設備及び遮蔽設備 炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室換気空調系は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風機からなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードとすることにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント系を動作させる場合に放出される放射性雲通過時において、中央制御室待避所を中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）で正圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故時に、中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等の着用及び運転員の交替要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p> <p>中央制御室換気空調系は、外部との遮断が長期にわたり、室内の環境条件が悪化した場合には、外気を中央制御室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p>	<p>2.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</p> <p>2.16.1 設置許可基準規則第59条への適合方針 中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>2.16.1.1 重大事故等対処設備 (1) 居住性を確保するための設備 炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるための設備として、可搬型照明 (SA)、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット、中央制御室遮へい及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。</p> <p>a. 換気空調設備及び遮蔽設備 炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室空調装置は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転とすることにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p> <p>中央制御室遮へいは、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故時に、中央制御室空調装置の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等の着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p> <p>中央制御室空調装置は、外部との遮断が長期にわたり、室内の環境条件が悪化した場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p>	<p>④の相違 ①の相違 ①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>表現の相違 ・泊は法令の記載に合わせた</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>b. 通信連絡設備 炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避所に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡を行うため、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）を使用する。 無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>c. データ表示装置（待避所） 炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避所に待避した運転員が、中央制御室待避所の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うためにデータ表示装置（待避所）を設置する。 データ表示装置（待避所）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>d. 中央制御室の照明を確保する設備 想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である中央制御室照明が使用できない場合の重大事故等対処設備として、可搬型照明（SA）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>e. 差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計 炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避所と中央制御室との間が正圧化に必要な差圧が確保できていることを把握するため、差圧計を使用する。また、中央制御室内及び中央制御室待避所内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を使用する。</p>	<p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンは、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>b. 中央制御室の照明を確保する設備 想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である中央制御室の照明設備が使用できない場合の重大事故等対処設備として、可搬型照明（SA）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>c. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を使用する。</p>	<p>④の相違 ⑨の相違 ⑩の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>記載表現の相違 ・泊では10条と同様の表現を用いた。 ⑨の相違</p> <p>①の相違 ①の相違 ①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備 重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設けることができるよう、必要な資機材を配備する。</p> <p>また、照明については、資機材として乾電池内蔵型照明を配備する。</p> <p>(3) 運転員の被ばくを低減するための設備 炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備として、非常用ガス処理系及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置を使用する。</p> <p>非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系排風機、配管・弁類及び計測制御装置等で構成し、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を排気筒から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。</p> <p>なお、本システムを使用することにより重大事故等対応要員の被ばくを低減することも可能である。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の気密パウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋ブローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実に原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置により開口部を閉止できる設計とする。また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、現場において、人力により操作できる設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備 重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設けることができるよう、必要な資機材を配備する。</p> <p>可搬型照明（SA）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>(3) 放射性物質の濃度を低減するための設備 炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。</p> <p>a. 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる設備 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アニユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アニユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に、アニユラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備から給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な空気作動弁及び空気作動ダンバは、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>b. 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる設備 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、B</p>	<p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備 重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設けることができるよう、必要な資機材を配備する。</p> <p>可搬型照明（SA）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>(3) 放射性物質の濃度を低減するための設備 炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。</p> <p>a. 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる設備 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アニユラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アニユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に、アニユラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備から給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な空気作動弁及び空気作動ダンバは、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>b. 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる設備 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、B</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>③の相違 ・文章構成については、大阪と比較している箇所(p59-8)と同様の構成となっている。</p> <p>③の相違</p> <p>③の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、チェンジングエリア用資機材については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」の「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等【解釈】1a）」を満足するための資機材（放射線防護措置）として位置付ける。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員がとどまるために、自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(4) 非常用照明 非常用照明は、耐震性は確保されていないが、全交流動力電源喪失時に常設代替交流電源設備から給電が可能であるため、照明を確保する手段として有効である。</p>	<p>なお、チェンジングエリア用資機材については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」の「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等【解釈】1a）」を満足するための資機材（放射線防護措置）として位置付ける。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員がとどまるために、自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(4) 無停電運転保安灯 無停電運転保安灯は、耐震性は確保されていないが、全交流動力電源喪失時に常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能であるため、照明を確保する手段として有効である。</p>	<p>ーアニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、Bーアニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。加えて、Bーアニュラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。</p> <p>また、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。</p> <p>なお、チェンジングエリア用資機材については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」の「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等【解釈】1a）」を満足するための資機材（放射線防護措置）として位置付ける。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員がとどまるために、自主対策設備として、以下を整備する。</p>	<p>②の相違</p> <p>設備名称の相違 設備名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊3号炉では給電可能な設備が充実しているが、いずれのプラントも代替交流電源設備より給電可能な設計には相違ない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.16.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.16.2.1 中央制御室の居住性を確保するための設備</p> <p>3.16.2.1.1 設備概要</p> <p>中央制御室の居住性を確保するための設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が中央制御室にとどまることを目的として設置するものである。</p> <p>本設備は、中央制御室遮蔽、中央制御室待避所遮蔽、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）、差圧計、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）、データ表示装置（待避所）、可搬型照明（SA）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計等で構成する。</p> <p>中央制御室の居住性を確保するための設備の重大事故等対処設備一覧を表3.16-1に、中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の系統概略図を図3.16-1に、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）及びデータ表示装置（待避所）系統概略図を図3.16-2に示す。</p> <p>(1) 遮蔽及び換気設備</p> <p>中央制御室遮蔽は、制御建屋と一体の中央制御室バウンダリを形成するコンクリート構造物であり、炉心の著しい損傷が発生した場合において中央制御室内にとどまる運転員の被ばくを低減するために必要な遮蔽厚さを有する設計とする。</p> <p>中央制御室換気空調系は、重大事故等時において、放射性物質が環境に放出された場合に、中央制御室換気空調系ダンパであるMCR外気取入ダンパ、MCR少量外気取入ダンパ及びMCR排風機出口ダンパにより外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環送風機により高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを通した事故時運転モードとし、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。</p> <p>また、本設備は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機からの給電のほか、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から給電が可能な設計とする。</p>	<p>2.16.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.16.2.1 中央制御室の居住性を確保するための設備</p> <p>2.16.2.1.1 設備概要</p> <p>中央制御室の居住性を確保するための設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が中央制御室にとどまることを目的として設置するものである。</p> <p>本設備は、中央制御室遮へい、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット、可搬型照明（SA）、酸素濃度・二酸化炭素濃度計等で構成する。</p> <p>中央制御室の居住性を確保するための設備の重大事故等対処設備一覧を表2.16-1に、中央制御室空調装置の系統概要図を図2.16-1に示す。</p> <p>(1) 遮蔽及び換気設備</p> <p>中央制御室遮へいは、原子炉補助建屋と一体の中央制御室バウンダリを形成するコンクリート構造物であり、炉心の著しい損傷が発生した場合において中央制御室内にとどまる運転員の被ばくを低減するために必要な遮蔽厚さを有する設計とする。</p> <p>中央制御室空調装置は、重大事故等時において、放射性物質が環境に放出された場合に、中央制御室空調装置ダンパである中央制御室外気取入ダンパ、中央制御室排気風量調節ダンパ、中央制御室排気第1隔離ダンパ及び中央制御室排気第2隔離ダンパにより外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環ファンにより微粒子フィルタ及びよう素フィルタを通した閉回路循環運転とし、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。</p> <p>また、本設備は、非常用交流電源設備であるディーゼル発電機からの給電のほか、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から給電が可能な設計とする。</p>	<p>①の相違 ④の相違 ①の相違</p> <p>①の相違 記載表現の相違 ①の相違</p> <p>建屋名称の相違</p> <p>設備名称の相違 ・具体的なダンパは異なる。</p> <p>設備名称の相違 設備名称の相違 ③の相違</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>さらに、炉心の著しい損傷後に原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる際の放射性雲の影響による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避所を設置する。</p> <p>本設備は、中央制御室待避所遮蔽並びに中央制御室待避所の居住性を確保するための中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）及び差圧計で構成する。</p> <p>中央制御室待避所遮蔽は、制御建屋と一体のコンクリート構造物であり、重大事故等時における運転員の被ばくを低減するために必要な遮蔽厚さを有する設計とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）は、中央制御室待避所遮蔽によって囲まれ、気密扉により外気から遮断された気密空間を空気ポンペの空気で加圧し、待避所内を正圧化することで、一定時間外気の流入を完全に遮断することが可能な設計とする。</p> <p>(2) 無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）及びデータ表示装置（待避所）</p> <p>中央制御室待避所に無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）を設けることで、重大事故等時に正圧化した中央制御室待避所に運転員が待避した場合においても発電所内の緊急時対策所および屋外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>また、中央制御室待避所は、中央制御室待避所にデータ表示装置（待避所）を設けることで、運転員が中央制御室待避所の正圧化バウンダリ外に出ることなく継続的にプラントの監視が可能な設計とする。</p> <p>なお、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）及びデータ表示装置（待避所）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(3) 可搬型照明（SA）</p> <p>可搬型照明（SA）は、重大事故等時において、運転員が中央制御室又は中央制御室待避所にとどまり、監視操作に必要な照度を確保することを目的として保管するものである。</p> <p>本設備は、蓄電池を内蔵した可搬型照明（SA）で構成する。</p>	<p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>(2) 可搬型照明（SA）</p> <p>可搬型照明（SA）は、重大事故等時において、運転員が中央制御室にとどまり、監視操作に必要な照度を確保することを目的として保管するものである。</p> <p>本設備は、蓄電池を内蔵した可搬型照明（SA）で構成する。</p>	<p>①の相違</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>可搬型照明(SA)は、通常待機時、常用電源設備により内蔵している蓄電池を充電し、全交流動力電源喪失時に蓄電池により点灯させるとともに、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの給電を可能とし、運転員が中央制御室又は中央制御室待避所にとどまり監視操作に必要な照度の確保が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明(SA)は、10時間以上無充電で点灯が可能な蓄電池を内蔵しており、全交流動力電源喪失発生から常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機による給電を再開するまでの間（15分以内）に必要な照度の確保が可能な設計とする。</p> <p>また、運転員が中央制御室待避所に待避している間（約600分）の中央制御室待避所の照明についても、可搬型照明(SA)により確保が可能な設計とする。</p> <p>(4) 差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</p> <p>差圧計は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる際、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）により正圧化し、外気の流入を一定時間完全に遮断する場合、中央制御室と中央制御室待避所との間の差圧を把握可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時において、中央制御室換気空調系を事故時運転モードとする場合又は中央制御室待避所を中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）により正圧化し、外気の流入を一定時間完全に遮断する場合に、室内の酸素及び二酸化炭素濃度が運転員の活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を中央制御室内に保管する。</p> <p>なお、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）による中央制御室待避所の正圧化は、重大事故等時において、原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる際の放射性雲の影響による運転員の被ばくを低減するために実施する。</p> <p>また、上記の中央制御室及び中央制御室待避所の機能と併せて、運転員の交替要員体制及び交替時の全面マスクの着用を考慮し、それらの実施のための体制の整備により運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時においても運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることで、中央制御室の居住性の確保が可能な設計とする。</p>	<p>可搬型照明(SA)は、通常待機時、内蔵している蓄電池を充電し、全交流動力電源喪失時に蓄電池により点灯させるとともに、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車からの給電を可能とし、運転員が中央制御室にとどまり監視操作に必要な照度の確保が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明(SA)は、約2.5時間無充電で点灯が可能な蓄電池を内蔵しており、全交流動力電源喪失発生から常設代替交流電源設備である代替非常用発電機による給電を再開するまでの間（25分以内）に必要な照度の確保が可能な設計とする。</p> <p>(3) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</p> <p>重大事故等時において、中央制御室空調装置を閉回路循環運転とする場合に、室内の酸素及び二酸化炭素濃度が運転員の活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を中央制御室内及び原子炉補助建屋内に保管する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常時の充電元を限定しない記載とした。 <p>⑨の相違 ⑩の相違</p> <p>個別設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれも必要な時間に対し十分な仕様としている。 <p>設備名称の相違 個別設計の相違</p> <p>⑩の相違</p> <p>①の相違 ①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では中央制御室内にも保管するが、中央制御室外にも分散して保管している。具体的な保管場所は補足説明資料59-2 配置図に示している。 <p>⑩の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
	<p>表3.16-1 中央制御室の居住性を確保するための設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="698 236 1198 858"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">主要設備</td> <td>中央制御室遮蔽【常設】</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避所遮蔽【常設】</td> </tr> <tr> <td>中央制御室送風機【常設】</td> </tr> <tr> <td>中央制御室排風機【常設】</td> </tr> <tr> <td>中央制御室再循環送風機【常設】</td> </tr> <tr> <td>中央制御室再循環フィルタ装置【常設】</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避所加圧設備（空気ボンベ）【可搬】</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（固定型）【常設】</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（固定型）【常設】</td> </tr> <tr> <td>データ表示装置（待避所）【常設】</td> </tr> <tr> <td>差圧計【常設】</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明（SA）【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計【可搬】</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路、電源設備を含む）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路（伝送路）</td> <td>中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ【常設】 中央制御室待避所加圧設備（配管・弁）【常設】 無線連絡設備（屋外アンテナ）【常設】 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備^{※1}</td> <td>常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電源設備については「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」にて示す。また、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の適合性については「3.19通信連絡を行うために必要な設備（設置許可基準規則第62条に対する設計方針を示す章）」にて示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	中央制御室遮蔽【常設】	中央制御室待避所遮蔽【常設】	中央制御室送風機【常設】	中央制御室排風機【常設】	中央制御室再循環送風機【常設】	中央制御室再循環フィルタ装置【常設】	中央制御室待避所加圧設備（空気ボンベ）【可搬】	無線連絡設備（固定型）【常設】	衛星電話設備（固定型）【常設】	データ表示装置（待避所）【常設】	差圧計【常設】	可搬型照明（SA）【可搬型】	酸素濃度計【可搬】	二酸化炭素濃度計【可搬】	附属設備	—	水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—	流路（伝送路）	中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ【常設】 中央制御室待避所加圧設備（配管・弁）【常設】 無線連絡設備（屋外アンテナ）【常設】 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】	注水先	—	電源設備 ^{※1}	常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】	計装設備	—	<p>表2.16-1 中央制御室の居住性を確保するための設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="1272 236 1796 810"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">主要設備</td> <td>中央制御室遮へい【常設】</td> </tr> <tr> <td>中央制御室給気ファン【常設】</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン【常設】</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン【常設】</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタユニット【常設】</td> </tr> <tr> <td>中央制御室給気ユニット【常設】</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明（SA）【可搬】</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路、電源設備を含む）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路（伝送路）</td> <td>中央制御室空調装置ダクト・ダンパ【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備^{*1}</td> <td>常設代替交流電源設備 代替非常用発電機【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 電源設備については「2.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」にて示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	中央制御室遮へい【常設】	中央制御室給気ファン【常設】	中央制御室循環ファン【常設】	中央制御室非常用循環ファン【常設】	中央制御室非常用循環フィルタユニット【常設】	中央制御室給気ユニット【常設】	可搬型照明（SA）【可搬】	酸素濃度・二酸化炭素濃度計【可搬】	附属設備	—	水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—	流路（伝送路）	中央制御室空調装置ダクト・ダンパ【常設】	注水先	—	電源設備 ^{*1}	常設代替交流電源設備 代替非常用発電機【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】	計装設備	—	<p>設備の相違 ・①の相違、④の相違、⑤の相違、⑨の相違</p>
設備区分	設備名																																																						
主要設備	中央制御室遮蔽【常設】																																																						
	中央制御室待避所遮蔽【常設】																																																						
	中央制御室送風機【常設】																																																						
	中央制御室排風機【常設】																																																						
	中央制御室再循環送風機【常設】																																																						
	中央制御室再循環フィルタ装置【常設】																																																						
	中央制御室待避所加圧設備（空気ボンベ）【可搬】																																																						
	無線連絡設備（固定型）【常設】																																																						
	衛星電話設備（固定型）【常設】																																																						
	データ表示装置（待避所）【常設】																																																						
	差圧計【常設】																																																						
	可搬型照明（SA）【可搬型】																																																						
	酸素濃度計【可搬】																																																						
	二酸化炭素濃度計【可搬】																																																						
附属設備	—																																																						
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—																																																						
流路（伝送路）	中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ【常設】 中央制御室待避所加圧設備（配管・弁）【常設】 無線連絡設備（屋外アンテナ）【常設】 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】																																																						
注水先	—																																																						
電源設備 ^{※1}	常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】																																																						
計装設備	—																																																						
設備区分	設備名																																																						
主要設備	中央制御室遮へい【常設】																																																						
	中央制御室給気ファン【常設】																																																						
	中央制御室循環ファン【常設】																																																						
	中央制御室非常用循環ファン【常設】																																																						
	中央制御室非常用循環フィルタユニット【常設】																																																						
	中央制御室給気ユニット【常設】																																																						
	可搬型照明（SA）【可搬】																																																						
酸素濃度・二酸化炭素濃度計【可搬】																																																							
附属設備	—																																																						
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—																																																						
流路（伝送路）	中央制御室空調装置ダクト・ダンパ【常設】																																																						
注水先	—																																																						
電源設備 ^{*1}	常設代替交流電源設備 代替非常用発電機【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】																																																						
計装設備	—																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>①の相違</p>

図 3.16-2 無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）及びデータ表示装置（待避所）系統概要図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。	枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	
	3. 16. 2. 1. 2 主要設備及び計装設備の仕様	2. 16. 2. 1. 2 主要設備及び計装設備の仕様	
	(1) 中央制御室遮蔽	(1) 中央制御室遮へい	
	材 質 普通コンクリート 遮 蔽 厚 □ mm以上 取付箇所 制御建屋地上3階	材 質 鉄筋コンクリート 遮 蔽 厚 □ mm以上 取付箇所 原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m	記載表現の相違 個別仕様の相違 建屋名称の相違
	(2) 中央制御室待避所遮蔽		①の相違
	材 質 普通コンクリート 遮 蔽 厚 □ mm以上 取付箇所 制御建屋地上3階		
	(3) 中央制御室換気空調系		
	a. 中央制御室送風機	(2) 中央制御室給気ファン	
	台 数 1（予備1） 容 量 約80,000 m ³ /h 取付箇所 制御建屋地下2階	台 数 2 容 量 約500m ³ /min（1台当たり） 取付箇所 原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m	記載表現の相違 個別仕様の相違 建屋名称の相違
	b. 中央制御室排風機	(3) 中央制御室循環ファン	④の相違
	台 数 1（予備1） 容 量 約5,000 m ³ /h 取付箇所 制御建屋地下2階	台 数 2 容 量 約500m ³ /min（1台当たり） 取付箇所 原子炉補助建屋 T.P. 28. 6m	
	c. 中央制御室再循環送風機	(4) 中央制御室非常用循環ファン	
	台 数 1（予備1） 容 量 約8,000 m ³ /h 取付箇所 制御建屋地下2階	台 数 2 容 量 約85m ³ /min（1台当たり） 取付箇所 原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m	容量の相違 建屋名称の相違
	d. 中央制御室再循環フィルタ装置	(5) 中央制御室非常用循環フィルタユニット	
	基 数 1 処理容量 約8,000m ³ /h チャコールフィルタ厚さ 約5cm 粒子除去効率 99.9%以上（直径0.5μm以上の粒子） 系統よう素除去効率 90%以上（相対湿度70%以下において） 取付箇所 制御建屋地下2階	基 数 1 容 量 約85m ³ /min チャコール層厚さ 約50mm 粒子除去効率 99%以上（0.7μm粒子） よう素除去効率 95%以上（相対湿度95%において） 取付箇所 原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m	個別仕様の相違 記載表現の相違 個別仕様の相違 個別仕様の相違 建屋名称の相違
		(6) 中央制御室給気ユニット	⑤の相違
		型 式 粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型 基 数 2 容 量 約500m ³ /min（1基当たり） 取付箇所 原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）</p> <p>本数 40（予備40） 容量 約47L（1本当たり） 充填圧力 約19.6MPa [gage] 使用場所 制御建屋地上1階及び地下2階 保管場所 制御建屋地上1階及び地下2階</p>		①の相違
	<p>(5) 差圧計</p> <p>個数 1 測定範囲 0～200Pa 取付箇所 制御建屋地上3階</p>		①の相違
	<p>(6) 酸素濃度計</p> <p>個数 2（予備1） 使用場所 制御建屋地上3階 保管場所 制御建屋地上3階</p>	<p>(7) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</p> <p>個数 1（予備2） 使用場所 原子炉補助建屋 T.P.17.8m 保管場所 原子炉補助建屋 T.P.17.8m</p>	①の相違 ・女川は中央制御室待避所内でも用いるため個数の考え方が異なる。 建屋名称の相違
	<p>(7) 二酸化炭素濃度計</p> <p>個数 2（予備1） 使用場所 制御建屋地上3階 保管場所 制御建屋地上3階</p>		①の相違 ・女川は中央制御室待避所内でも用いるため個数の考え方が異なる。 建屋名称の相違
	<p>(8) データ表示装置（待避所）</p> <p>個数 1式 取付箇所 制御建屋地上3階</p>		①の相違
	<p>(9) 無線連絡設備（固定型）</p> <p>個数 1式 使用回線 無線系回線 取付箇所 制御建屋地上3階</p>		①の相違
	<p>(10) 衛星電話設備（固定型）</p> <p>個数 1式 使用回線 衛星系回線 取付箇所 制御建屋地上3階</p>		①の相違
	<p>(11) 可搬型照明（SA）</p> <p>種類 蓄電池内蔵型照明 個数 6（予備1） 使用場所 制御建屋地上3階 保管場所 制御建屋地上3階</p>	<p>(8) 可搬型照明（SA）</p> <p>種類 蓄電池内蔵型照明 個数 5（予備2）^{*1} 使用場所 原子炉補助建屋 T.P.17.8m 保管場所 原子炉補助建屋 T.P.17.8m</p>	建屋名称の相違
		<p>*1：居住性を確保するための設備と汚染の持ち込みを防止するための設備での合計数</p>	記載方針の相違 ・泊では③の相違による配備数の注釈を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.16.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.16.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽、中央制御室待避所遮蔽、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置、差圧計及びデータ表示装置(待避所)は、制御建屋内に設置される設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.16-2に示す設計とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）、可搬型照明(SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は制御建屋内に保管する機器であることから、想定される重大事故等が発生した場合における制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.16-3に示す設計とする。</p>	<p>2.16.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.16.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮へい、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、原子炉補助建屋内に設置される設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.16-2に示す設計とする。</p> <p>可搬型照明(SA)及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計は原子炉補助建屋内に保管する機器であることから、想定される重大事故等が発生した場合における原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.16-3に示す設計とする。</p>	<p>①の相違</p> <p>④の相違</p> <p>①の相違</p> <p>⑤の相違</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																								
	<p>表3.16-2 中央制御室遮蔽, 中央制御室待避所遮蔽, 中央制御室送風機, 中央制御室排風機, 中央制御室再循環送風機, 中央制御室再循環フィルタ装置, 差圧計及びデータ表示装置 (待避所) の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="694 263 1205 561"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は, 「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3.16-3 中央制御室待避所加圧設備(空気ポンペ), 可搬型照明(SA), 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="694 785 1205 1061"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具等により転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は, 「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)	風(台風)・積雪	制御建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具等により転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	制御建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>表2.16-2 中央制御室遮へい, 中央制御室給気ファン, 中央制御室循環ファン, 中央制御室非常用循環ファン, 中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットの想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1299 263 1765 561"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なわない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.16-3 可搬型照明(SA)及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1299 785 1765 1061"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具等により転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なわない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なわない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具等により転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なわない設計とする。	<p>設備の相違 ・①の相違, ④の相違, ⑤の相違</p> <p>設備の相違 ①の相違</p>
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は, 「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)																																																										
風(台風)・積雪	制御建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具等により転倒防止対策を行う。																																																										
風(台風)・積雪	制御建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																																										
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なわない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具等により転倒防止対策を行う。																																																										
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なわない設計とする。																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室の居住性を確保するための設備のうち、操作が必要となる設備の操作は、スイッチ又は手動により中央制御室又は中央制御室待避所から操作が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、制御建屋と一体で構成しており、通常待機時及び重大事故等時において、特段の操作を必要とせずに行うことができる設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機は、重大事故等時でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用が可能な設計とする。</p> <p>通常待機時の運転状態から重大事故等時の事故時運転モードへの運転モード切替は、中央制御室換気空調系隔離信号により自動切替するほか、中央制御室でのスイッチ操作による手動切替も可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の空気を供給するために必要な操作対象弁は、重大事故等時において、現場及び中央制御室待避所での弁操作により、通常時の隔離された系統構成から重大事故等対応設備としての系統構成に速やかに切替えが可能な設計とする。</p> <p>データ表示装置（待避所）の操作は、重大事故等時において、中央制御室内及び中央制御室待避所内の環境条件（被ばく影響等）を考慮の上、中央制御室待避所内にて操作が可能な設計とする。操作場所である中央制御室待避所内は、十分な操作空間を確保する。</p>	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室の居住性を確保するための設備のうち、操作が必要となる設備の操作は、スイッチ又は手動により中央制御室又は現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室遮へいは、原子炉補助建屋と一体で構成しており、通常待機時及び重大事故等時において、特段の操作を必要とせずに行うことができる設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンは、重大事故等時でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用が可能な設計とする。</p> <p>通常待機時の運転状態から重大事故等時の閉回路循環運転への運転モード切替は、中央制御室換気系隔離信号により自動切替するほか、中央制御室でのスイッチ操作による手動切替も可能な設計とする。</p> <p>運転モード切替えに使用する空気作動ダンパは、駆動源（空気）が喪失した場合又は直流電源が喪失した場合においても、一般的に使用される工具等を用いて現場にて人力で開操作が可能な構造とする。</p>	<p>①の相違 ・泊では駆動源喪失時のダンパは現場での操作が必要であるため、記載した。</p> <p>①の相違</p> <p>④の相違</p> <p>名称の相違</p> <p>設備の相違 ・泊では駆動源喪失時のダンパは現場での操作が必要であるため記載。</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p>

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の操作は、重大事故等時において、中央制御室内及び中央制御室待避所内の環境条件を考慮の上、中央制御室内又は中央制御室待避所内にて操作が可能な設計とする。</p> <p>操作場所である中央制御室内及び中央制御室待避所内は、十分な操作空間を確保する。</p> <p>また、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の操作は、容易かつ確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>加えて、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力による持ち運びが可能であるとともに、保管場所である中央制御室内にて保管ケースによる固縛等により転倒防止対策が可能な設計とする。</p> <p>差圧計は、重大事故等時において、特段の操作を必要とせず指示を監視することが可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、人力による持ち運びが可能で、運転員が中央制御室の保管場所から照度の確保が必要な場所へ移動させて使用する設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、全交流動力電源喪失時には内蔵している蓄電池により点灯が可能な設計とする。また、可搬型照明（SA）は、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの給電開始後は、コンセントに接続することで、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの給電による点灯に切り替えることを可能とし、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）の操作場所である中央制御室及び中央制御室待避所には、操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。</p> <p>表3.16-4に操作対象機器を示す。</p>	<p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計の操作は、重大事故等時において、中央制御室内及び原子炉補助建屋内の環境条件を考慮の上、中央制御室内にて操作が可能な設計とする。</p> <p>操作場所である中央制御室内は、十分な操作空間を確保する。</p> <p>また、酸素濃度・二酸化炭素濃度計の操作は、容易かつ確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>加えて、酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、人力による持ち運びが可能であるとともに、保管場所である中央制御室内及び原子炉補助建屋内にて保管ケースによる固縛等により転倒防止対策が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、人力による持ち運びが可能で、運転員が中央制御室の保管場所から照度の確保が必要な場所へ移動させて使用する設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、全交流動力電源喪失時には内蔵している蓄電池により点灯が可能な設計とする。また、可搬型照明（SA）は、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車からの給電開始後は、コンセントに接続することで、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車からの給電による点灯に切り替えることを可能とし、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）の操作場所である中央制御室には、操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。</p> <p>表2.16-4に操作対象機器を示す。</p>	<p>保管場所の相違 ①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>保管場所の相違</p> <p>①の相違</p> <p>⑨の相違</p> <p>⑨の相違</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																		
	<p style="text-align: center;">表3.16-4 操作対象機器</p> <table border="1" data-bbox="696 209 1205 999"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MCR外気取入ダンパ</td> <td>開 → 閉</td> <td>制御建屋地上3階 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>MCR少量外気取入ダンパ</td> <td>開 → 閉</td> <td>制御建屋地上3階 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>MCR排風機 出口ダンパ</td> <td>開 → 閉</td> <td>制御建屋地上3階 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室排風機</td> <td>起動・停止</td> <td>制御建屋地上3階 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室送風機</td> <td>起動・停止</td> <td>制御建屋地上3階 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室再循環 送風機</td> <td>起動・停止</td> <td>制御建屋地上3階 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>高圧空気ポンプユニ ット接続止め弁</td> <td>閉 → 開</td> <td>制御建屋地下2階及び 制御建屋地上1階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>加圧空気供給ライン 流量調整弁前・後弁</td> <td>閉 → 開</td> <td>制御建屋地上3階 中央制御室待避所</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>データ表示装置 (待避所)</td> <td>起動・停止 (パラメータ監視)</td> <td>制御建屋地上3階 中央制御室待避所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>—</td> <td>制御建屋地上3階 中央制御室 中央制御室待避所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>—</td> <td>制御建屋地上3階 中央制御室 中央制御室待避所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明 (SA)</td> <td>ケーブル接続</td> <td>制御建屋地上3階 中央制御室 中央制御室待避所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(59-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	MCR外気取入ダンパ	開 → 閉	制御建屋地上3階 中央制御室	スイッチ操作	MCR少量外気取入ダンパ	開 → 閉	制御建屋地上3階 中央制御室	スイッチ操作	MCR排風機 出口ダンパ	開 → 閉	制御建屋地上3階 中央制御室	スイッチ操作	中央制御室排風機	起動・停止	制御建屋地上3階 中央制御室	スイッチ操作	中央制御室送風機	起動・停止	制御建屋地上3階 中央制御室	スイッチ操作	中央制御室再循環 送風機	起動・停止	制御建屋地上3階 中央制御室	スイッチ操作	高圧空気ポンプユニ ット接続止め弁	閉 → 開	制御建屋地下2階及び 制御建屋地上1階	手動操作	加圧空気供給ライン 流量調整弁前・後弁	閉 → 開	制御建屋地上3階 中央制御室待避所	手動操作	データ表示装置 (待避所)	起動・停止 (パラメータ監視)	制御建屋地上3階 中央制御室待避所	スイッチ操作	酸素濃度計	—	制御建屋地上3階 中央制御室 中央制御室待避所	スイッチ操作	二酸化炭素濃度計	—	制御建屋地上3階 中央制御室 中央制御室待避所	スイッチ操作	可搬型照明 (SA)	ケーブル接続	制御建屋地上3階 中央制御室 中央制御室待避所	スイッチ操作	<p style="text-align: center;">表2.16-4 操作対象機器</p> <table border="1" data-bbox="1256 201 1809 970"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">中央制御室空調装置 （全交流動力電源が正常な場合）</td> <td>B-中央制御室給気ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td>B-中央制御室循環ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室非常用循環ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td>中央制御室排気ファン</td> <td>起動→停止</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室外気取入ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室排気風量調節ダンパ</td> <td>調整開→全閉</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td>中央制御室排気第1階離ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td>中央制御室排気第2階離ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">中央制御室空調装置 （全交流動力電源が喪失した場合）</td> <td>ダンパ駆動用制御用空気ミニチュア弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室給気ファン出口ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室循環ファン入口ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ</td> <td>全開→調整開</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室循環風量調節ダンパ</td> <td>全開→調整開</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室給気ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>操作器操作</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室循環ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>操作器操作</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室非常用循環ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>操作器操作</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> <td>—</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明 (SA)</td> <td>ケーブル接続</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(59-2)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	中央制御室空調装置 （全交流動力電源が正常な場合）	B-中央制御室給気ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動	B-中央制御室循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動	A-中央制御室非常用循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動	中央制御室排気ファン	起動→停止	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動	A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動	A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動	A-中央制御室外気取入ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動	A-中央制御室排気風量調節ダンパ	調整開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動	中央制御室排気第1階離ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動	中央制御室排気第2階離ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動	中央制御室空調装置 （全交流動力電源が喪失した場合）	ダンパ駆動用制御用空気ミニチュア弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	手動操作	A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	手動操作	A-中央制御室給気ファン出口ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	手動操作	A-中央制御室循環ファン入口ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	手動操作	A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ	全開→調整開	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	手動操作	A-中央制御室循環風量調節ダンパ	全開→調整開	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	手動操作	A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	手動操作	A-中央制御室給気ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	操作器操作	A-中央制御室循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	操作器操作	A-中央制御室非常用循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	操作器操作	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	—	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	スイッチ操作	可搬型照明 (SA)	ケーブル接続	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	スイッチ操作	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は中央制御室空調装置のダンパが空気作動ダンパであるため、交流動力電源喪失時は現場手動操作が必要となるため、書き分けた。
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																																																																																		
MCR外気取入ダンパ	開 → 閉	制御建屋地上3階 中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																		
MCR少量外気取入ダンパ	開 → 閉	制御建屋地上3階 中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																		
MCR排風機 出口ダンパ	開 → 閉	制御建屋地上3階 中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																		
中央制御室排風機	起動・停止	制御建屋地上3階 中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																		
中央制御室送風機	起動・停止	制御建屋地上3階 中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																		
中央制御室再循環 送風機	起動・停止	制御建屋地上3階 中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																		
高圧空気ポンプユニ ット接続止め弁	閉 → 開	制御建屋地下2階及び 制御建屋地上1階	手動操作																																																																																																																																																		
加圧空気供給ライン 流量調整弁前・後弁	閉 → 開	制御建屋地上3階 中央制御室待避所	手動操作																																																																																																																																																		
データ表示装置 (待避所)	起動・停止 (パラメータ監視)	制御建屋地上3階 中央制御室待避所	スイッチ操作																																																																																																																																																		
酸素濃度計	—	制御建屋地上3階 中央制御室 中央制御室待避所	スイッチ操作																																																																																																																																																		
二酸化炭素濃度計	—	制御建屋地上3階 中央制御室 中央制御室待避所	スイッチ操作																																																																																																																																																		
可搬型照明 (SA)	ケーブル接続	制御建屋地上3階 中央制御室 中央制御室待避所	スイッチ操作																																																																																																																																																		
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																																																																																		
中央制御室空調装置 （全交流動力電源が正常な場合）	B-中央制御室給気ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動																																																																																																																																																	
	B-中央制御室循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動																																																																																																																																																	
	A-中央制御室非常用循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動																																																																																																																																																	
	中央制御室排気ファン	起動→停止	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動																																																																																																																																																	
	A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動																																																																																																																																																	
	A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動																																																																																																																																																	
	A-中央制御室外気取入ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動																																																																																																																																																	
	A-中央制御室排気風量調節ダンパ	調整開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動																																																																																																																																																	
	中央制御室排気第1階離ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動																																																																																																																																																	
	中央制御室排気第2階離ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	連動																																																																																																																																																	
中央制御室空調装置 （全交流動力電源が喪失した場合）	ダンパ駆動用制御用空気ミニチュア弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	手動操作																																																																																																																																																	
	A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	手動操作																																																																																																																																																	
	A-中央制御室給気ファン出口ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	手動操作																																																																																																																																																	
	A-中央制御室循環ファン入口ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	手動操作																																																																																																																																																	
	A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ	全開→調整開	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	手動操作																																																																																																																																																	
	A-中央制御室循環風量調節ダンパ	全開→調整開	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	手動操作																																																																																																																																																	
	A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	手動操作																																																																																																																																																	
	A-中央制御室給気ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	操作器操作																																																																																																																																																	
	A-中央制御室循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	操作器操作																																																																																																																																																	
	A-中央制御室非常用循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	操作器操作																																																																																																																																																	
酸素濃度・二酸化炭素濃度計	—	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																		
可搬型照明 (SA)	ケーブル接続	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																		

*1 A 系列運転時における事故時間回路循環運転への切り替えに係る機器を記載。B 系列運転時は A、B を入れ替え。

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、表3.16-5に示すように発電用原子炉の運転又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、外観検査として、目視により機能・性能に影響を与えうる傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p>表3.16-5 中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽の検査</p> <table border="1" data-bbox="714 730 1182 823"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観確認</td> <td>遮蔽の傷、割れ等の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮へいは、表2.16-5に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室遮へいは、外観検査として、目視により機能・性能に影響を与えうる傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p>表2.16-5 中央制御室遮へいの検査</p> <table border="1" data-bbox="1272 730 1798 823"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観確認</td> <td>遮蔽の傷、割れ等の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認	<p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認													
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
<p>中央制御室換気空調系は、表3.16-6に示すように、発電用原子炉の運転中には機能・性能試験及び外観検査が、発電用原子炉の停止中には機能・性能試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置は、発電用原子炉の運転中には外観検査及び機能・性能試験が、発電用原子炉の停止中には機能・性能試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として事故時運転モードによる試験運転を行い、運転状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機は、発電用原子炉の停止中に分解検査としてファンの分解点検が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室再循環フィルタ装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として差圧確認が可能な設計とする。</p> <p>また、中央制御室再循環フィルタ装置は、発電用原子炉の停止中に分解検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>表3.16-6 中央制御室換気空調系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="678 965 1218 1173"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>各機器^(*)の表面状態の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各機器^(*)各部の状態を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>各機器^(*)の表面状態の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)1 各機器とは以下のとおり： 中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認	停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認	分解検査	各機器 ^(*) 各部の状態を目視等で確認	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認	<p>中央制御室空調装置は、表2.16-6に示すように、発電用原子炉の運転中には機能・性能試験及び外観検査が、発電用原子炉の停止中には機能・性能試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、発電用原子炉の運転中には外観検査及び機能・性能試験が、発電用原子炉の停止中には機能・性能試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として非常用ラインにて運転状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンは、発電用原子炉の停止中に分解検査としてファンの分解点検が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として差圧確認が可能な設計とする。</p> <p>また、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、発電用原子炉の停止中に開放点検時の目視による確認により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>表2.16-6 中央制御室空調装置の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1256 965 1796 1141"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>各機器^(*)の表面状態の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各機器^(*)各部の状態を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>各機器^(*)の表面状態の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)1 各機器とは以下の通り： 中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニット。ただし、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは分解検査として開放点検時の目視による確認を実施。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認	停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認	分解検査	各機器 ^(*) 各部の状態を目視等で確認	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認	<p>④の相違</p> <p>⑤の相違</p> <p>④の相違</p> <p>・泊の中央制御室循環ファンは中央制御室非常用循環系統を構成しているため、非常用ラインに含まれる。</p> <p>⑤の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>④の相違</p> <p>⑤の相違</p> <p>⑤の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																														
運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認																														
	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認																														
停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認																														
	分解検査	各機器 ^(*) 各部の状態を目視等で確認																														
	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認																														
発電用原子炉の状態	項目	内容																														
運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認																														
	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認																														
停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認																														
	分解検査	各機器 ^(*) 各部の状態を目視等で確認																														
	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
	<p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）は、表3.16-7に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）は、機能・性能試験として空気ポンペ残圧の確認により空気ポンペ容量確認を行えるとともに、外観検査として目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に、機能・性能試験として正圧化試験を行い、系統全体の気密性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>表3.16-7 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="667 555 1229 767"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンペ残圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）の表面状態の外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンペ残圧の確認 中央制御室待避所の正圧化試験</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）の表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>差圧計は、表3.16-8に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>差圧計は、機能・性能試験として計器単品での点検・校正が可能であり、また中央制御室待避所の正圧化機能確認時に合わせて指示値の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>(59-5)</p> <p>表3.16-8 差圧計の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="667 1193 1229 1316"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>差圧計単体の点検・校正 正圧化機能確認時の性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認	外観確認	中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）の表面状態の外観の確認	停止中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認 中央制御室待避所の正圧化試験	外観確認	中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）の表面状態の外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	差圧計単体の点検・校正 正圧化機能確認時の性能検査	外観確認	外観の確認		<p>①の相違</p> <p>①の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																						
運転中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認																						
	外観確認	中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）の表面状態の外観の確認																						
停止中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認 中央制御室待避所の正圧化試験																						
	外観確認	中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）の表面状態の外観の確認																						
発電用原子炉の状態	項目	内容																						
運転中又は停止中	機能・性能試験	差圧計単体の点検・校正 正圧化機能確認時の性能検査																						
	外観確認	外観の確認																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、表3.16-9に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、校正ガスによる指示値等の確認により機能・性能試験を行える設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-5)</p> <p>表3.16-9 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="705 577 1193 657"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正ガスによる性能試験</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>データ表示装置（待避所）は、表3.16-10に示すとおり、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能試験及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>データ表示装置（待避所）は、機能・性能試験としてデータの表示機能の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p>表3.16-10 データ表示装置（待避所）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="705 1015 1193 1094"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能（データの表示）の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(59-5)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能試験	外観確認	外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの表示）の確認	外観確認	外観の確認	<p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、表2.16-7に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、校正ガスによる指示値等の確認により機能・性能試験を行える設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-3)</p> <p>表2.16-7 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1254 577 1812 657"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正ガスによる性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能検査	外観検査	外観の確認	<p>表番号・設備名称の相違</p> <p>①の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能試験																									
	外観確認	外観の確認																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの表示）の確認																									
	外観確認	外観の確認																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能検査																									
	外観検査	外観の確認																									

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>可搬型照明（SA）は、表3.16-11に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査として目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型照明（SA）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として内蔵している蓄電池による点灯確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-5)</p> <p style="text-align: center;">表3.16-11 可搬型照明（SA）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="689 552 1205 654"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>点灯確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	点灯確認	外観確認	外観の確認	<p>可搬型照明（SA）は、表2.16-8に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査として目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型照明（SA）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として内蔵している蓄電池による点灯確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-3)</p> <p style="text-align: center;">表2.16-8 可搬型照明（SA）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1254 552 1814 632"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能確認</td> <td>点灯確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能確認	点灯確認	外観検査	外観の確認	<p>表番号の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	点灯確認																	
	外観確認	外観の確認																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能確認	点灯確認																	
	外観検査	外観の確認																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、制御建屋と一体で設置するうえ、本来の用途以外の用途として使用するための切替えが不要な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機及び中央制御室再循環フィルタ装置は、重大事故等時においても設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で切替えが発生しないため、速やかに使用が可能な設計とする。起動のタイムチャートを図3.16-3に示す。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）、差圧計、データ表示装置（待避所）、可搬型照明（SA）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、本来の用途以外の用途として使用しない設計とする。</p> <p>なお、可搬型照明（SA）は、中央制御室及び中央制御室待避所において、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から給電可能な設計とし、その接続方法をコンセントタイプとすることで、速やかに接続が可能な設計とする。</p>	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮へいは、原子炉補助建屋と一体で設置するうえ、本来の用途以外の用途として使用するための切替えが不要な設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、重大事故等時においても設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で切替えが発生しないため、速やかに使用が可能な設計とする。起動のタイムチャートを図2.16-2に示す。</p> <p>可搬型照明（SA）及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、本来の用途以外の用途として使用しない設計とする。</p> <p>なお、可搬型照明（SA）は、中央制御室において、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から給電可能な設計とし、その接続方法をコンセントタイプとすることで、速やかに接続が可能な設計とする。</p>	<p>①の相違 建屋名称の相違</p> <p>④の相違</p> <p>⑤の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違 設備名称の相違 ⑨の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(女川の資料を拡大して掲載した)			
			<p>型式の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式の相違による内容の相違及び、泊では表を分割しているという相違はあるが、いずれも居住性評価で選定したシナリオのタイムチャートを示している。
<p>図3.16-3 「大破断LOCA + HPCS 失敗 + 低圧ECCS 失敗 + 全交流動力電源喪失」シーケンス居住性を確保するための設備及び運転員の被ばくを低減するための設備のタイムチャート*</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について (個別手順) の1.16 で示すタイムチャート</p>		<p>図2.16-2 「大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」シーケンス (1/2) *</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料の1.16 で示すタイムチャート</p>	
			<p>図2.16-2 「大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」シーケンス (2/2) *</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料の1.16 で示すタイムチャート</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、制御建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等のおそれはなく、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、中央制御室遮蔽は、設計基準対象施設として使用する場合と同様に、重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機及び中央制御室再循環フィルタ装置は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することから、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室換気空調系は、他の設備から独立して使用が可能なことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、データ表示装置（待避所）及び可搬型照明（SA）は、通常待機時は使用しない系統であり、他の設備から独立して単独での使用が可能なことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）は、転倒等のおそれがないように、固縛して保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(59-3, 59-8)</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室遮へいは、原子炉補助建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等のおそれはなく、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、中央制御室遮へいは、設計基準対象施設として使用する場合と同様に、重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することから、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室空調装置は、他の設備から独立して使用が可能なことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び可搬型照明（SA）は、通常待機時は使用しない系統であり、他の設備から独立して単独での使用が可能なことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(59-2, 59-6)</p>	<p>①の相違 建屋名称の相違</p> <p>④の相違</p> <p>⑤の相違</p> <p>①の相違 ①の相違</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等時に操作が必要な機器の設置場所、操作場所を表3.16-12に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、制御建屋と一体のコンクリート構造物に設置し、重大事故等時において、操作及び作業を必要としない設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）、データ表示装置（待避所）、差圧計、可搬型照明（SA）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件及び荷重条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）は、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件及び荷重条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、原子炉建屋原子炉棟外のため放射線量が高くなるおそれの少ない中央制御室及び中央制御室待避所に設置し、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、放射線量が高くなるおそれの少ない設置場所である中央制御室及び中央制御室待避所に設置することで、設置場所での操作が可能な設計とする。 (59-3, 59-8)</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等時に操作が必要な機器の設置場所、操作場所を表2.16-9に示す。</p> <p>中央制御室遮へいは、原子炉補助建屋と一体のコンクリート構造物とし、重大事故等時において、操作及び作業を必要としない設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット、中央制御室給気ユニット、中央制御室空調装置の運転モード切替えに使用する空気作動ダンパ、可搬型照明（SA）、酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件及び荷重条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、原子炉建屋外のため放射線量が高くなるおそれの少ない中央制御室に設置し、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、放射線量が高くなるおそれの少ない設置場所である中央制御室に設置することで、設置場所での操作が可能な設計とする。 (59-2, 59-6)</p>	<p>①の相違 建屋名称の相違 記載表現の相違</p> <p>④の相違 ①の相違 ⑤の相違 設備の相違 ・泊では駆動源喪失時のダンパは現場での操作が必要であるため記載。 建屋名称の相違</p> <p>①の相違</p> <p>記載表現の相違 ①の相違</p> <p>①の相違</p>

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
	<p style="text-align: center;">表3.16-12 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="667 210 1229 877"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室送風機</td> <td>制御建屋 地下2階</td> <td>制御建屋 地上3階 (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室排風機</td> <td>制御建屋 地下2階</td> <td>制御建屋 地上3階 (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室再循環送風機</td> <td>制御建屋 地下2階</td> <td>制御建屋 地上3階 (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>MCR排風機出口ダンパ</td> <td>制御建屋 地下2階</td> <td>制御建屋 地上3階 (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>MCR外気取入ダンパ</td> <td>制御建屋 地下2階</td> <td>制御建屋 地上3階 (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>MCR少量外気取入ダンパ</td> <td>制御建屋 地下2階</td> <td>制御建屋 地上3階 (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>高圧空気ボンベユニット接続止め弁</td> <td>制御建屋地下2階及び 制御建屋地上1階</td> <td>制御建屋地下2階及び 制御建屋地上1階</td> </tr> <tr> <td>加圧空気供給ライン 流量調整弁前弁・後弁</td> <td>制御建屋地上3階</td> <td>制御建屋地上3階 中央制御室待避所</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計及び二酸化 炭素濃度計</td> <td>制御建屋 地上3階</td> <td>制御建屋 地上3階 (中央制御室及び中央制御室待 避所)</td> </tr> <tr> <td>データ表示装置(待避 所)</td> <td>制御建屋 地上3階</td> <td>制御建屋 地上3階 (中央制御室待避所)</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明 (SA)</td> <td>制御建屋 地上3階</td> <td>制御建屋 地上3階 (中央制御室及び中央制御室待 避所)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	中央制御室送風機	制御建屋 地下2階	制御建屋 地上3階 (中央制御室)	中央制御室排風機	制御建屋 地下2階	制御建屋 地上3階 (中央制御室)	中央制御室再循環送風機	制御建屋 地下2階	制御建屋 地上3階 (中央制御室)	MCR排風機出口ダンパ	制御建屋 地下2階	制御建屋 地上3階 (中央制御室)	MCR外気取入ダンパ	制御建屋 地下2階	制御建屋 地上3階 (中央制御室)	MCR少量外気取入ダンパ	制御建屋 地下2階	制御建屋 地上3階 (中央制御室)	高圧空気ボンベユニット接続止め弁	制御建屋地下2階及び 制御建屋地上1階	制御建屋地下2階及び 制御建屋地上1階	加圧空気供給ライン 流量調整弁前弁・後弁	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階 中央制御室待避所	酸素濃度計及び二酸化 炭素濃度計	制御建屋 地上3階	制御建屋 地上3階 (中央制御室及び中央制御室待 避所)	データ表示装置(待避 所)	制御建屋 地上3階	制御建屋 地上3階 (中央制御室待避所)	可搬型照明 (SA)	制御建屋 地上3階	制御建屋 地上3階 (中央制御室及び中央制御室待 避所)	<p style="text-align: center;">表2.16-9 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="1254 199 1814 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">中央制御室空調装置と (全交流動力電源が 正常な場合)</td> <td>B-中央制御室給気ファン</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>B-中央制御室循環ファン</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.28.6a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室非常用循環 ファン</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室排気ファン</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室非常用循環 ファン入口ダンパ</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室事故時外気 取入風量調節ダンパ</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室外気取入 ダンパ</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室除気風量調節 ダンパ</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室排気第1隔離 ダンパ</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室排気第2隔離 ダンパ</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">中央制御室空調装置と (全交流動力電源が 喪失した場合)</td> <td>ダンパ駆動用制御用空気 ミニチュア弁</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室非常用循環 ファン入口ダンパ</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室給気ファン 出口ダンパ</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室循環ファン 入口ダンパ</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室外気取入風量 調節ダンパ</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室循環風量調節 ダンパ</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室事故時外気 取入風量調節ダンパ</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室給気ファン</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室循環ファン</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.28.6a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>A-中央制御室非常用循環 ファン</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.24.8a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明 (SA)</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 A系列運転時における事故時閉回路循環運転への切り替えに係る機器を記載。B系列運転時はA、Bを入れ替え。</p>		機器名称	設置場所	操作場所	中央制御室空調装置と (全交流動力電源が 正常な場合)	B-中央制御室給気ファン	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	B-中央制御室循環ファン	原子炉補助建屋 T.P.28.6a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	A-中央制御室非常用循環 ファン	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	中央制御室排気ファン	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	A-中央制御室非常用循環 ファン入口ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	A-中央制御室事故時外気 取入風量調節ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	A-中央制御室外気取入 ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	A-中央制御室除気風量調節 ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	中央制御室排気第1隔離 ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	中央制御室排気第2隔離 ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	中央制御室空調装置と (全交流動力電源が 喪失した場合)	ダンパ駆動用制御用空気 ミニチュア弁	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	A-中央制御室非常用循環 ファン入口ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	A-中央制御室給気ファン 出口ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	A-中央制御室循環ファン 入口ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	A-中央制御室外気取入風量 調節ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	A-中央制御室循環風量調節 ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	A-中央制御室事故時外気 取入風量調節ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	A-中央制御室給気ファン	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	A-中央制御室循環ファン	原子炉補助建屋 T.P.28.6a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	A-中央制御室非常用循環 ファン	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	可搬型照明 (SA)	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では駆動源喪失時のダンパは現場での操作が必要であるため、記載を分けた。
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																													
中央制御室送風機	制御建屋 地下2階	制御建屋 地上3階 (中央制御室)																																																																																																													
中央制御室排風機	制御建屋 地下2階	制御建屋 地上3階 (中央制御室)																																																																																																													
中央制御室再循環送風機	制御建屋 地下2階	制御建屋 地上3階 (中央制御室)																																																																																																													
MCR排風機出口ダンパ	制御建屋 地下2階	制御建屋 地上3階 (中央制御室)																																																																																																													
MCR外気取入ダンパ	制御建屋 地下2階	制御建屋 地上3階 (中央制御室)																																																																																																													
MCR少量外気取入ダンパ	制御建屋 地下2階	制御建屋 地上3階 (中央制御室)																																																																																																													
高圧空気ボンベユニット接続止め弁	制御建屋地下2階及び 制御建屋地上1階	制御建屋地下2階及び 制御建屋地上1階																																																																																																													
加圧空気供給ライン 流量調整弁前弁・後弁	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階 中央制御室待避所																																																																																																													
酸素濃度計及び二酸化 炭素濃度計	制御建屋 地上3階	制御建屋 地上3階 (中央制御室及び中央制御室待 避所)																																																																																																													
データ表示装置(待避 所)	制御建屋 地上3階	制御建屋 地上3階 (中央制御室待避所)																																																																																																													
可搬型照明 (SA)	制御建屋 地上3階	制御建屋 地上3階 (中央制御室及び中央制御室待 避所)																																																																																																													
	機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																												
中央制御室空調装置と (全交流動力電源が 正常な場合)	B-中央制御室給気ファン	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)																																																																																																												
	B-中央制御室循環ファン	原子炉補助建屋 T.P.28.6a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)																																																																																																												
	A-中央制御室非常用循環 ファン	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)																																																																																																												
	中央制御室排気ファン	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)																																																																																																												
	A-中央制御室非常用循環 ファン入口ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)																																																																																																												
	A-中央制御室事故時外気 取入風量調節ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)																																																																																																												
	A-中央制御室外気取入 ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)																																																																																																												
	A-中央制御室除気風量調節 ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)																																																																																																												
	中央制御室排気第1隔離 ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)																																																																																																												
	中央制御室排気第2隔離 ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)																																																																																																												
中央制御室空調装置と (全交流動力電源が 喪失した場合)	ダンパ駆動用制御用空気 ミニチュア弁	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.24.8a																																																																																																												
	A-中央制御室非常用循環 ファン入口ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.24.8a																																																																																																												
	A-中央制御室給気ファン 出口ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.24.8a																																																																																																												
	A-中央制御室循環ファン 入口ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.24.8a																																																																																																												
	A-中央制御室外気取入風量 調節ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.24.8a																																																																																																												
	A-中央制御室循環風量調節 ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.24.8a																																																																																																												
	A-中央制御室事故時外気 取入風量調節ダンパ	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.24.8a																																																																																																												
	A-中央制御室給気ファン	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)																																																																																																												
	A-中央制御室循環ファン	原子炉補助建屋 T.P.28.6a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)																																																																																																												
	A-中央制御室非常用循環 ファン	原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)																																																																																																												
酸素濃度・二酸化炭素濃度計	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)																																																																																																													
可搬型照明 (SA)	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)	原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中央制御室)																																																																																																													

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.16.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、重大事故等時において、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置及び中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の機能と併せて、運転員がとどまる中央制御室又は中央制御室待避所の居住性を確保するために必要な遮蔽能力を有する設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機は、重大事故等時において、運転員を過度の被ばくから防護するために中央制御室内の換気に必要な容量を有する設計とする。</p> <p>中央制御室再循環フィルタ装置は、重大事故等時において、運転員を過度の被ばくから防護するために必要な放射性物質の除去効率を有する設計とする。</p> <p>データ表示装置（待避所）は、重大事故等時において、中央制御室待避所にて監視するために必要なデータの表示を行うことができる設計とする。</p> <p>差圧計は、中央制御室待避所の正圧化された室内と中央制御室との差圧の監視が可能な計測範囲を有する設計とする。</p>	<p>2.16.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>中央制御室遮へいは、重大事故等時において、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン及び中央制御室非常用循環フィルタユニットの機能と併せて、運転員がとどまる中央制御室の居住性を確保するために必要な遮蔽能力を有する設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンは、重大事故等時において、運転員を過度の被ばくから防護するために中央制御室内の換気に必要な容量を有する設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環フィルタユニットは、重大事故等時において、運転員を過度の被ばくから防護するために必要な放射性物質の除去効率を有する設計とする。</p>	<p>①の相違 ④の相違 ①の相違 ①の相違 ④の相違 ①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽、中央制御室待避所遮蔽、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置、差圧計及びデータ表示装置（待避所）は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽、中央制御室待避所遮蔽、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機及び中央制御室再循環フィルタ装置は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた制御建屋内に設置する。</p> <p>また、中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機は、非常用ディーゼル発電機に対して多様性を有する常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から給電が可能な設計とする。</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室遮へい、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室遮へい、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋内に設置する。</p> <p>また、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンは、ディーゼル発電機に対して多様性を有する常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から給電が可能な設計とする。</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室遮へい、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室遮へい、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋内に設置する。</p> <p>また、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンは、ディーゼル発電機に対して多様性を有する常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から給電が可能な設計とする。</p>	<p>①の相違 ④の相違 ⑤の相違 ①の相違</p> <p>①の相違 ④の相違 ⑤の相違</p> <p>④の相違 設備名称の相違 ⑨の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.16.2.1.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）は、中央制御室待避所内の運転員の窒息を防止するとともに、中央制御室待避所内への外気の流入を一定時間遮断するのに必要な空気容量を有する本数に加え、保守点検又は故障時の予備として自主的に十分に余裕のある容量を有する設計とする。</p> <p>中央制御室には、可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管することで、中央制御室及び中央制御室待避所内の酸素及び二酸化炭素濃度が運転員の活動に支障がない範囲にあることの把握が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内及び中央制御室待避所内の居住環境における酸素及び二酸化炭素濃度を想定される範囲で測定が可能な設計とし、それぞれ1個を1セットとし、中央制御室及び中央制御室待避所それぞれで1セットを使用する。保管数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1セットを加えた合計3セットを中央制御室内に保管する。</p> <p>可搬型照明（SA）は、中央制御室及び中央制御室待避所において、操作又は監視が可能な照度を確保するため、中央制御室用として1セット5個、中央制御室待避所用として1セット1個設置する。保守点検は目視点検であり保守点検中でも使用が可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時の予備を1個とし、合計7個の可搬型照明（SA）を中央制御室に保有する。</p> <p>(59-8, 59-6)</p>	<p>2.16.2.1.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>可搬型の酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管することで、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度が運転員の活動に支障がない範囲にあることの把握が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、中央制御室内の居住環境における酸素及び二酸化炭素濃度を想定される範囲で測定が可能な設計とし、1個使用する。保管数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2個を加えた合計3個を中央制御室内及び原子炉補助建屋内に保管する。</p> <p>可搬型照明（SA）は、中央制御室において、操作又は監視が可能な照度を確保するため、3個設置する。保守点検は目視点検であり保守点検中でも使用が可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時の予備を1個とし、汚染の持ち込みを防止するための設備としての保有数3個と合わせ、合計7個の可搬型照明（SA）を中央制御室及び原子炉補助建屋に保有する。</p> <p>(59-5, 59-6)</p>	<p>①の相違</p> <p>記載表現の相違 ①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違 保管場所の相違 記載表現の相違 ・女川は2種類の設備を合わせて「セット」に読み替えている。</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違 ③の相違</p> <p>保管場所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）は、系統に接続した状態で保管し、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立しており、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）の接続部は、コンセントタイプで統一しており、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。 (59-3, 59-8)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型照明（SA）は、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）ではないことから、対象外とする。 (59-3, 59-8)</p>	<p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立しており、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）の接続部は、コンセントタイプで統一しており、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。 (59-2, 59-6)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び可搬型照明（SA）は、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）ではないことから、対象外とする。 (59-2, 59-6)</p>	<p>①の相違</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）は、制御建屋内に保管し、放射線量が高くなるおそれの少ない中央制御室待避所で操作可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、放射線量が高くなるおそれの少ない中央制御室内及び中央制御室待避所内に保管し、保管場所で操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、放射線量が高くなるおそれの少ない中央制御室内に保管し、重大事故等時においても使用が可能な設計とする。 (59-3, 59-8)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型照明（SA）は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた制御建屋内に保管する。 (59-3, 59-8)</p>	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、放射線量が高くなるおそれの少ない中央制御室内及び原子炉補助建屋内に保管し、中央制御室内で操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、放射線量が高くなるおそれの少ない中央制御室内及び原子炉補助建屋内に保管し、重大事故等時においても使用が可能な設計とする。 (59-2, 59-6)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び可搬型照明（SA）は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋内に保管する。 (59-2, 59-6)</p>	<p>①の相違</p> <p>①の相違 保管場所の相違</p> <p>保管場所の相違</p> <p>①の相違 建屋名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【島根2号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>LEDライト（三脚タイプ）は、自然現象として考慮する津波、風（台風）、竜巻、凍結、積雪、降水、落雷、地滑り・土石流、火山の影響、生物学的事象による影響、外部人為事象として考慮する火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等）、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた制御室建物内に保管する設計とすることで、重大事故等時においてアクセスのための必要な通路を確保可能な設計とする。</p>	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型照明（SA）は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた中央制御室内に保管し、中央制御室又は中央制御室待避所で使用することからアクセス不要であり、対象外とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた制御室建物内に保管し、地震時の迂回路も考慮して複数の屋内アクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>なお、溢水等に対しては、適切な防護具を着用することとし、運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に、火災防護については、「2.2 火災による損傷の防止（設置許可基準規則第41条に対する設計方針を示す章）」に示す。</p> <p>(59-3, 59-8)</p>	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び可搬型照明（SA）は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた中央制御室内及び原子炉補助建屋内に保管する設計とすることで、重大事故等時においてアクセスのための必要な通路を確保可能な設計とする。</p> <p>なお、溢水等に対しては、適切な防護具を着用することとし、運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に、火災防護については、「1.2 火災による損傷の防止（設置許可基準規則第41条に対する設計方針を示す章）」に示す。</p> <p>(59-2, 59-6)</p>	<p>相違理由</p> <p>配備場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び可搬型照明（SA）については中央制御室外にも保管しているため、アクセス性について記載。 構文は島根2号炉を参考とした。 <p>①の相違</p> <p>①の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のもは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型照明（SA）は、同一目的の重大事故等対処設備又は代替する機能を有する設計基準事故対処設備はない。</p> <p>なお、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型照明（SA）は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた制御建屋内に固縛して保管することで、可能な限り頑健性を有する設計とする。</p> <p>(59-3, 59-8)</p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のもは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び可搬型照明（SA）は、同一目的の重大事故等対処設備又は代替する機能を有する設計基準事故対処設備はない。</p> <p>なお、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び可搬型照明（SA）は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋内に固縛して保管することで、可能な限り頑健性を有する設計とする。</p> <p>(59-2, 59-6)</p>	<p>①の相違</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
		<p>2.16.2.2 汚染の持ち込みを防止するための設備</p> <p>2.16.2.2.1 設備概要</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画を設けることを目的として設置するものである。</p> <p>本設備は、蓄電池を内蔵した可搬型照明（SA）で構成する。汚染の持ち込みを防止するための設備の重大事故等対処設備一覧を表2.16-10に示す。</p> <p>身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画の照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、約2.5時間無充電で点灯が可能な蓄電池を内蔵しており、全交流動力電源喪失発生から常設代替交流電源設備である代替非常用発電機による給電を再開するまでの間（25分以内）に必要な照度の確保が可能な設計とする。</p> <p>表2.16-10 汚染の持ち込みを防止するための設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="1294 694 1787 1109"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>可搬型照明（SA）【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路、電源設備を含む）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備^{*1}</td> <td>常設代替交流電源設備 代替非常用発電機【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1} 電源設備については、「2.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>2.16.2.2.2 主要設備及び計装設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型照明（SA）</p> <table border="1" data-bbox="1294 1268 1601 1380"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>蓄電池内蔵型照明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個数</td> <td>5（予備2）^{*1}</td> </tr> <tr> <td>使用場所</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8m</td> </tr> <tr> <td>保管場所</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8m</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}：居住性を確保するための設備と汚染の持ち込みを防止するための設備での合計数</p>	設備区分	設備名	主要設備	可搬型照明（SA）【可搬】	附属設備	—	水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—	流路	—	注水先	—	電源設備 ^{*1}	常設代替交流電源設備 代替非常用発電機【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】	計装設備	—	種類	蓄電池内蔵型照明	個数	5（予備2） ^{*1}	使用場所	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	保管場所	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	<p>設計方針の相違</p> <p>・泊では身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画で重大事故等対処設備である可搬型照明（SA）を使用するが、女川では資機材である乾電池内蔵型照明を使用するため、本章は泊にしか存在しない。 着色は章タイトルのみとした。 (③の相違)</p>
設備区分	設備名																										
主要設備	可搬型照明（SA）【可搬】																										
附属設備	—																										
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—																										
流路	—																										
注水先	—																										
電源設備 ^{*1}	常設代替交流電源設備 代替非常用発電機【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】																										
計装設備	—																										
種類	蓄電池内蔵型照明																										
個数	5（予備2） ^{*1}																										
使用場所	原子炉補助建屋 T.P.17.8m																										
保管場所	原子炉補助建屋 T.P.17.8m																										

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
		<p>2.16.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.16.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型照明（SA）は原子炉補助建屋内に保管する機器であることから、想定される重大事故等が発生した場合における原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.16-11 に示す設計とする。</p> <p>表2.16-11 可搬型照明（SA）の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1249 703 1818 1027"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具等により転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なわない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具等により転倒防止対策を行う。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なわない設計とする。	
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具等により転倒防止対策を行う。																
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なわない設計とする。																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
		<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型照明 (SA) は、人力による持ち運びが可能で、運転員が中央制御室の保管場所から照度の確保が必要な場所へ移動させて使用する設計とする。</p> <p>可搬型照明 (SA) は、全交流動力電源喪失時には内蔵している蓄電池により点灯が可能な設計とする。また、可搬型照明 (SA) は、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車からの給電開始後は、コンセントに接続することで、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車からの給電による点灯に切り替えることを可能とし、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明 (SA) の操作場所である身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画には、操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。</p> <p>表2.16-12に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: center;">表2.16-12 操作対象機器</p> <table border="1" data-bbox="1249 965 1816 1024"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型照明 (SA)</td> <td>ケーブル接続</td> <td>身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	可搬型照明 (SA)	ケーブル接続	身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画	スイッチ操作	
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法								
可搬型照明 (SA)	ケーブル接続	身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画	スイッチ操作								

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
		<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型照明 (SA) は、表2.16-13に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明 (SA) は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査として目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型照明 (SA) は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として内蔵している蓄電池による点灯確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-3)</p> <p style="text-align: center;">表2.16-13 可搬型照明 (SA) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1249 847 1818 938"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能確認</td> <td>点灯確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能確認	点灯確認	外観検査	外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容									
運転中又は停止中	機能・性能確認	点灯確認									
	外観検査	外観の確認									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型照明（SA）は、本来の用途以外の用途として使用しない設計とする。</p> <p>なお、可搬型照明（SA）は、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から給電可能な設計とし、その接続方法をコンセントタイプとすることで、速やかに接続が可能な設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型照明（SA）は、通常待機時は使用しない系統であり、他の設備から独立して単独での使用が可能なことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(59-2, 59-6)</p>	

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
		<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等時に操作が必要な機器の設置場所、操作場所を表2.16-14に示す。</p> <p>可搬型照明 (SA) は、原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件及び荷重条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型照明 (SA) は、原子炉建屋外のため放射線量が高くなるおそれの少ない原子炉補助建屋内に設置し、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.16-14 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="1249 839 1816 919"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型照明 (SA)</td> <td>原子炉補助建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>原子炉補助建屋 T. P. 17. 8m</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	可搬型照明 (SA)	原子炉補助建屋 T. P. 17. 8m	原子炉補助建屋 T. P. 17. 8m	
機器名称	設置場所	操作場所							
可搬型照明 (SA)	原子炉補助建屋 T. P. 17. 8m	原子炉補助建屋 T. P. 17. 8m							

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>2.16.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>可搬型照明（SA）は、重大事故等時に身体サーベイ、作業服の着替え等に必要な照度を有するものを2個使用する。保守点検は目視点検であり保守点検中でも使用が可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時の予備を1個とし、居住性を確保するための設備としての保有数4個と合わせ、合計7個の可搬型照明（SA）を中央制御室及び原子炉補助建屋に保有する。</p> <p>(59-5, 59-6)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型照明（SA）の接続部は、コンセントタイプで統一しており、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>(59-2, 59-6)</p>	

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型照明（SA）は、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）ではないことから、対象外とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-2, 59-6)</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型照明（SA）は、放射線量が高くなるおそれの少ない中央制御室内及び原子炉補助建屋内に保管し、重大事故等時においても使用が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-2, 59-6)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型照明 (SA) は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋内に保管する。 (59-2, 59-6)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型照明 (SA) は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた中央制御室内及び原子炉補助建屋内に保管する設計とすることで、重大事故等時においてアクセスのための必要な通路を確保可能な設計とする。</p> <p>なお、溢水等に対しては、適切な防護具を着用することとし、運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に、火災防護については、「1.2 火災による損傷の防止（設置許可基準規則第41条に対する設計方針を示す章）」に示す。 (59-2, 59-6)</p>	

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

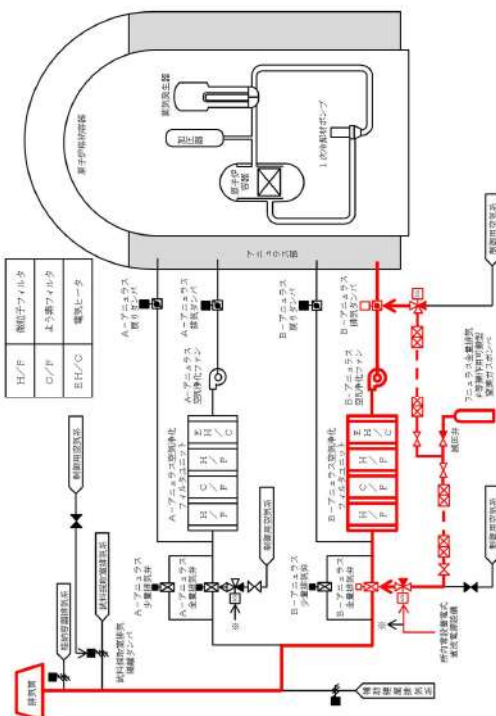
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型照明 (SA) は、同一目的の重大事故等対処設備又は代替する機能を有する設計基準事故対処設備はない。</p> <p>なお、可搬型照明 (SA) は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋内に固縛して保管することで、可能な限り頑健性を有する設計とする。</p> <p>(59-2, 59-6)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.16.2.2 運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>3.16.2.2.1 設備概要</p> <p>非常用ガス処理系は、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に放射性物質を含む気体が漏えいした場合において、排気筒を経由して屋外に排気することにより、原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、運転員の被ばくを低減することを目的として設置するものである。</p> <p>本システムを用いることで、重大事故等対応要員の現場作業における被ばくを低減することも可能である。</p> <p>本システムは、非常用ガス処理系排風機、電源設備である非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備、計測制御装置、流路である非常用ガス処理系空気乾燥装置、非常用ガス処理系フィルタ装置、非常用ガス処理系配管及び弁並びに排気筒から構成される。</p> <p>本システムの系統概要図を図3.16-4 に、重大事故等対処設備一覧を表3.16-13 に示す。</p> <p>本システムは、非常用ガス処理系排風機2台のうち1台により、原子炉建屋原子炉棟内の気体を排気筒を経由して地上高さ約160mの排気口から屋外に排気し、原子炉建屋原子炉棟内を水柱約6mmの負圧に保ち、原子炉建屋原子炉棟内の気体を50%/dayで処理可能な設計とする。</p> <p>原子炉建屋ブローアウトパネルが開放した状態で非常用ガス処理系の機能を期待する場合には、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置を閉止することにより、原子炉建屋の気密性を確保することが可能な設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系排風機、非常用ガス処理系の系統構成に必要な電気作動弁及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、全交流動力電源喪失時においても、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系の操作に当たっては、自動起動インターロック条件成立時における自動起動又は中央制御室からの非常用ガス処理系の手動起動スイッチの手動操作により運転を行う。</p> <p>原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、開閉状態を中央制御室にて確認可能な設計とし、中央制御室から遠隔操作可能な設計とする。また、現場において人力による操作が可能な設計とする。</p>	<p>2.16.2.3 放射性物質の濃度を低減するための設備</p> <p>2.16.2.3.1 設備概要</p> <p>アニュラス空気浄化設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減することを目的として設置するものである。</p> <p>本システムを用いることで、災害対策要員の現場作業における被ばく線量を低減することも可能である。</p> <p>本システムでは、交流動力電源及び直流電源が健全である場合にはアニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニットを使用する。また、流路として排気筒を使用する。</p> <p>また、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にはアニュラス空気浄化設備のB-アニュラス空気浄化ファン及びB-アニュラス空気浄化フィルタユニット並びにアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペを使用する。また、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備、所内常設蓄電式直流電源設備及び流路として排気筒を使用する。</p> <p>本システムの系統概要図を図2.16-3及び図2.16-4に、重大事故等対処設備一覧を表2.16-15に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させたのち排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に、アニュラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備から給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な空気作動弁及び空気作動ダンパは、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>また、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に、アニュラス空気浄化ファンは、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から給電できる設計とする。加えて、B-アニュラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。また、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンの操作は中央制御室から可能な設計とする。</p>	<p>放射性物質の濃度を低減するための設備についてはPWRとBWRで設備が異なるため比較は困難であり、相違理由は記載できないが、参考として並べた。(②の相違)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
			<p>相違理由</p> <p>図 2.16-4 アニユラス空気浄化設備 系統概要図 (交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	<p>表3.16-13 非常用ガス処理系に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="689 204 1207 592"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>非常用ガス処理系排風機【常設】 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>非常用ガス処理系空気乾燥装置【常設】 非常用ガス処理系フィルタ装置【常設】 排気筒【常設】 原子炉建屋原子炉棟【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備¹⁾</td> <td>非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機（設計基準拡張）【常設】 常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>SGTS トレイン出口流量【常設】 原子炉建屋外気開閉圧【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：単線結線図を補足説明資料59-2に示す。 電源設備については「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>3.16.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 非常用ガス処理系排風機</p> <table border="1" data-bbox="719 810 1223 1038"> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>遠心式</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約2,500 m³/h</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>0.024 MPa</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>140 ℃</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>原子炉建屋地上2階（原子炉建屋原子炉棟内）</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>22 kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置</p> <table border="1" data-bbox="719 1102 1070 1126"> <tbody> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	非常用ガス処理系排風機【常設】 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置【常設】	附属設備	—	水源	—	流路	非常用ガス処理系空気乾燥装置【常設】 非常用ガス処理系フィルタ装置【常設】 排気筒【常設】 原子炉建屋原子炉棟【常設】	注水先	—	電源設備 ¹⁾	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機（設計基準拡張）【常設】 常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】	計装設備	SGTS トレイン出口流量【常設】 原子炉建屋外気開閉圧【常設】	種類	遠心式	容量	約2,500 m ³ /h	個数	1（予備1）	最高使用圧力	0.024 MPa	最高使用温度	140 ℃	取付箇所	原子炉建屋地上2階（原子炉建屋原子炉棟内）	原動機出力	22 kW	個数	1	<p>表2.16-15 放射性物質の濃度を低減するための設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="1330 204 1733 687"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">主要設備</td> <td>アニュラス空気浄化ファン【常設】¹⁾</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化フィルタユニット【常設】²⁾</td> </tr> <tr> <td>排気筒【常設】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">附属設備</td> <td>アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ【可搬】³⁾</td> </tr> <tr> <td>アニュラス全量排気弁【常設】⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>アニュラス空気浄化設備ダクト・ダンプ・室【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備⁵⁾</td> <td>非常用交流電源設備 ディーゼル発電機【常設】 常設代替交流電源設備 代替非常用発電機【常設】⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】⁶⁾ 燃料タンク (SA)【常設】⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】⁶⁾ 可搬型タンクローリー【可搬】⁶⁾ 可搬型代替交流電源設備⁶⁾ 可搬型代替電源車【可搬】⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】⁶⁾ 燃料タンク (SA)【常設】⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】⁶⁾ 可搬型タンクローリー【可搬】⁶⁾ 代替非常用発電機【常設】⁶⁾ 可搬型代替電源車【可搬】⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】⁶⁾ 燃料タンク (SA)【常設】⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】⁶⁾ 可搬型タンクローリー【可搬】⁶⁾ 代替非常用発電機【常設】⁶⁾ 可搬型代替電源車【常設】⁶⁾ 所内所設置電式直流電源設備⁶⁾ 新電源（非常用）【常設】⁶⁾</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>積算器系内高レンジモニタ（高レンジ） 6-A、B 後継電圧</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 全交流動力電源及び常設交流電源が喪失した場合、B系を用いる。 *2 全交流動力電源又は常設交流電源が喪失した場合に用いる。 *3 電源設備については、「2.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>2.16.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) アニュラス空気浄化ファン</p> <table border="1" data-bbox="1267 810 1682 866"> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約310m³/min（1台当たり）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) アニュラス空気浄化フィルタユニット</p> <table border="1" data-bbox="1267 930 1787 1126"> <tbody> <tr> <td>型式</td> <td>電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約310m³/min（1基当たり）</td> </tr> <tr> <td>チャコール層厚さ</td> <td>約50mm</td> </tr> <tr> <td>よう素除去効率</td> <td>95%以上（相対湿度95%において）</td> </tr> <tr> <td>粒子除去効率</td> <td>99%以上（0.7μm粒子）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 排気筒</p> <table border="1" data-bbox="1267 1190 1503 1270"> <tbody> <tr> <td>本数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地上高さ</td> <td>約73m</td> </tr> <tr> <td>標高</td> <td>約83m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ</p> <table border="1" data-bbox="1267 1334 1787 1473"> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>鋼製容器</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約47L</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>14.7MPa[gage]</td> </tr> <tr> <td>供給圧力</td> <td>約0.74MPa[gage]（供給後圧力）</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	アニュラス空気浄化ファン【常設】 ¹⁾	アニュラス空気浄化フィルタユニット【常設】 ²⁾	排気筒【常設】	附属設備	アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ【可搬】 ³⁾	アニュラス全量排気弁【常設】 ⁴⁾	水源	—	流路	アニュラス空気浄化設備ダクト・ダンプ・室【常設】	注水先	—	電源設備 ⁵⁾	非常用交流電源設備 ディーゼル発電機【常設】 常設代替交流電源設備 代替非常用発電機【常設】 ⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】 ⁶⁾ 燃料タンク (SA)【常設】 ⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ⁶⁾ 可搬型タンクローリー【可搬】 ⁶⁾ 可搬型代替交流電源設備 ⁶⁾ 可搬型代替電源車【可搬】 ⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】 ⁶⁾ 燃料タンク (SA)【常設】 ⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ⁶⁾ 可搬型タンクローリー【可搬】 ⁶⁾ 代替非常用発電機【常設】 ⁶⁾ 可搬型代替電源車【可搬】 ⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】 ⁶⁾ 燃料タンク (SA)【常設】 ⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ⁶⁾ 可搬型タンクローリー【可搬】 ⁶⁾ 代替非常用発電機【常設】 ⁶⁾ 可搬型代替電源車【常設】 ⁶⁾ 所内所設置電式直流電源設備 ⁶⁾ 新電源（非常用）【常設】 ⁶⁾	計装設備	積算器系内高レンジモニタ（高レンジ） 6-A、B 後継電圧	台数	2	容量	約310m ³ /min（1台当たり）	型式	電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型	基数	2	容量	約310m ³ /min（1基当たり）	チャコール層厚さ	約50mm	よう素除去効率	95%以上（相対湿度95%において）	粒子除去効率	99%以上（0.7μm粒子）	本数	1	地上高さ	約73m	標高	約83m	種類	鋼製容器	個数	1（予備1）	容量	約47L	最高使用圧力	14.7MPa[gage]	供給圧力	約0.74MPa[gage]（供給後圧力）	
設備区分	設備名																																																																																					
主要設備	非常用ガス処理系排風機【常設】 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置【常設】																																																																																					
附属設備	—																																																																																					
水源	—																																																																																					
流路	非常用ガス処理系空気乾燥装置【常設】 非常用ガス処理系フィルタ装置【常設】 排気筒【常設】 原子炉建屋原子炉棟【常設】																																																																																					
注水先	—																																																																																					
電源設備 ¹⁾	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機（設計基準拡張）【常設】 常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】																																																																																					
計装設備	SGTS トレイン出口流量【常設】 原子炉建屋外気開閉圧【常設】																																																																																					
種類	遠心式																																																																																					
容量	約2,500 m ³ /h																																																																																					
個数	1（予備1）																																																																																					
最高使用圧力	0.024 MPa																																																																																					
最高使用温度	140 ℃																																																																																					
取付箇所	原子炉建屋地上2階（原子炉建屋原子炉棟内）																																																																																					
原動機出力	22 kW																																																																																					
個数	1																																																																																					
設備区分	設備名																																																																																					
主要設備	アニュラス空気浄化ファン【常設】 ¹⁾																																																																																					
	アニュラス空気浄化フィルタユニット【常設】 ²⁾																																																																																					
	排気筒【常設】																																																																																					
附属設備	アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ【可搬】 ³⁾																																																																																					
	アニュラス全量排気弁【常設】 ⁴⁾																																																																																					
水源	—																																																																																					
流路	アニュラス空気浄化設備ダクト・ダンプ・室【常設】																																																																																					
注水先	—																																																																																					
電源設備 ⁵⁾	非常用交流電源設備 ディーゼル発電機【常設】 常設代替交流電源設備 代替非常用発電機【常設】 ⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】 ⁶⁾ 燃料タンク (SA)【常設】 ⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ⁶⁾ 可搬型タンクローリー【可搬】 ⁶⁾ 可搬型代替交流電源設備 ⁶⁾ 可搬型代替電源車【可搬】 ⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】 ⁶⁾ 燃料タンク (SA)【常設】 ⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ⁶⁾ 可搬型タンクローリー【可搬】 ⁶⁾ 代替非常用発電機【常設】 ⁶⁾ 可搬型代替電源車【可搬】 ⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】 ⁶⁾ 燃料タンク (SA)【常設】 ⁶⁾ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ⁶⁾ 可搬型タンクローリー【可搬】 ⁶⁾ 代替非常用発電機【常設】 ⁶⁾ 可搬型代替電源車【常設】 ⁶⁾ 所内所設置電式直流電源設備 ⁶⁾ 新電源（非常用）【常設】 ⁶⁾																																																																																					
計装設備	積算器系内高レンジモニタ（高レンジ） 6-A、B 後継電圧																																																																																					
台数	2																																																																																					
容量	約310m ³ /min（1台当たり）																																																																																					
型式	電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型																																																																																					
基数	2																																																																																					
容量	約310m ³ /min（1基当たり）																																																																																					
チャコール層厚さ	約50mm																																																																																					
よう素除去効率	95%以上（相対湿度95%において）																																																																																					
粒子除去効率	99%以上（0.7μm粒子）																																																																																					
本数	1																																																																																					
地上高さ	約73m																																																																																					
標高	約83m																																																																																					
種類	鋼製容器																																																																																					
個数	1（予備1）																																																																																					
容量	約47L																																																																																					
最高使用圧力	14.7MPa[gage]																																																																																					
供給圧力	約0.74MPa[gage]（供給後圧力）																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>3.16.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.16.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉建屋原子炉棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.16-14に示す設計とする。なお、炉心の著しい損傷が発生した場合において非常用ガス処理系に流入するガスの水素濃度は、保守的な条件下での評価においても約0.4%であるため、水素が燃焼する水素濃度である4%に到達することはない、水素爆発は発生しない。</p> <p>原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、想定される重大事故等時における原子炉建屋原子炉棟内及び屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.16-14に示す設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室の操作スイッチから遠隔操作可能な設計とする。</p> <p>(59-3, 59-4, 59-10, 59-11)</p> <p>表3.16-14 非常用ガス処理系排風機及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="734 1075 1160 1469"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>非常用ガス処理系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、原子炉建屋原子炉棟内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>非常用ガス処理系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、天候による影響は受けない。 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>非常用ガス処理系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	非常用ガス処理系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、原子炉建屋原子炉棟内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	非常用ガス処理系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、天候による影響は受けない。 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	非常用ガス処理系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.16.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.16.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットは、重大事故等時における使用条件及び周辺補機棟内の環境条件を考慮し、表2.16-16に示す設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンの操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペは、周辺補機棟内に保管及び設置するため、重大事故等時における周辺補機棟内の環境条件を考慮し、表2.16-17に示す設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>排気筒は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮し、表2.16-18に示す設計とする。</p> <p>(59-2, 59-4)</p> <p>表2.16-16 アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットの想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1256 1082 1816 1374"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>周辺補機棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	周辺補機棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	非常用ガス処理系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、原子炉建屋原子炉棟内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	非常用ガス処理系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、天候による影響は受けない。 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。																														
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	非常用ガス処理系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	周辺補機棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																														
風（台風）・積雪	屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
		<p>表2.16-17 アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベの想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1256 212 1816 501"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>周辺補機棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具等により転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.16-18 排気筒の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1256 579 1816 887"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>周辺補機棟内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	周辺補機棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具等により転倒防止対策を行う。	風（台風）・積雪	屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	周辺補機棟内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	周辺補機棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具等により転倒防止対策を行う。																														
風（台風）・積雪	屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	周辺補機棟内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																														
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系は、自動起動インターロック条件成立時における自動起動又は中央制御室からの遠隔手動操作により起動する。遠隔手動操作により起動する場合は、非常用ガス処理系の手動起動スイッチの操作により、非常用ガス処理系入口弁及び非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁が「全閉」から「全開」、非常用ガス処理系空気乾燥装置入口弁が「全閉」から「調整開」、非常用ガス処理系空気乾燥装置電気ヒータが「停止」から「起動」となり、非常用ガス処理系排風機が起動する。自動起動の場合も起動シーケンスは同様である。なお、系統流量低下による停止インターロックはない。</p> <p>原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、中央制御室から遠隔操作可能な設計とする。また、現場において人力による操作が可能な設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系の運転に必要な排風機及び操作に必要な弁並びに原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置を表3.16-15に示す。</p> <p>中央制御室の制御盤の操作器、表示器及び銘板は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-3, 59-4)</p>	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットを使用した放射性物質の濃度低減を行う系統は、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用でき、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にも設計基準対象施設として使用する場合は系統から切替えることなく弁操作等により重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、自動起動インターロック条件成立時における自動起動又は中央制御室からの遠隔手動操作により起動が可能な設計とする。また、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から給電できる設計とする。加えて、B-アニュラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。</p> <p>排気筒は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペを使用したB系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパへの代替空気供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替えられる設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペの出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方式による接続とし、確実に接続できる設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペの取付継手は、他の窒素ポンペ（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンペ、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンペ及び格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンペ）と同一形状とし、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンペの交換が可能な設計とする。</p> <p>表2.16-19に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: right;">(59-2, 59-4)</p>	

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																					
	<p style="text-align: center;">表3.16-15 操作対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ガス処理系排気機(A)</td> <td>停止 →起動*1, **</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>*1:SGTS A系手動起動スイッチ</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排気機(B)</td> <td>停止 →起動*1, **</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>による起動</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系空気乾燥装置(A)</td> <td>停止 →起動*1, **</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>→一括起動</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系空気乾燥装置(B)</td> <td>停止 →起動*1, **</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>*2:SGTS B系手動起動スイッチ</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系入口弁(A)</td> <td>全開 →全閉*1, **</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>による起動</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系入口弁(B)</td> <td>全開 →全閉*1, **</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>→一括起動</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系空気乾燥装置(A)入口弁</td> <td>全開 →調整閉*1, **</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>*3:自動起動インターロック条件成立により一括起動</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(A)</td> <td>全開 →全閉*1, **</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(B)</td> <td>全開 →全閉*1, **</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋ブローアウトバネル閉止装置</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	非常用ガス処理系排気機(A)	停止 →起動*1, **	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作	*1:SGTS A系手動起動スイッチ	非常用ガス処理系排気機(B)	停止 →起動*1, **	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作	による起動	非常用ガス処理系空気乾燥装置(A)	停止 →起動*1, **	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作	→一括起動	非常用ガス処理系空気乾燥装置(B)	停止 →起動*1, **	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作	*2:SGTS B系手動起動スイッチ	非常用ガス処理系入口弁(A)	全開 →全閉*1, **	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作	による起動	非常用ガス処理系入口弁(B)	全開 →全閉*1, **	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作	→一括起動	非常用ガス処理系空気乾燥装置(A)入口弁	全開 →調整閉*1, **	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作	*3:自動起動インターロック条件成立により一括起動	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(A)	全開 →全閉*1, **	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作		非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(B)	全開 →全閉*1, **	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作		原子炉建屋ブローアウトバネル閉止装置	全開→全閉	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作		<p style="text-align: center;">表2.16-19 操作対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-アニュラス空気浄化ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>周辺補機棟 T.P.23.1a</td> <td>中央制御室</td> <td>操作室操作</td> <td rowspan="10">A系又はB系のいずれかを使用</td> </tr> <tr> <td>B-アニュラス空気浄化ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>周辺補機棟 T.P.23.1a</td> <td>中央制御室</td> <td>操作室操作</td> </tr> <tr> <td>A-アニュラス排気ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P.27.6a</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td>B-アニュラス排気ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P.27.6a</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td>A-アニュラス全量排気弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td>B-アニュラス全量排気弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td>A-アニュラス戻りダンパ</td> <td>全開→調整閉</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td>B-アニュラス戻りダンパ</td> <td>全開→調整閉</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> </tr> <tr> <td>3D-YS-853 制御用空気供給弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.40.3a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.40.3a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>燃料採取室排気隔離ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.40.3a</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.40.3a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>3V-YS-102B 制御用空気供給弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>接続操作</td> </tr> <tr> <td>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ口金弁1</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>手動操作</td> <td rowspan="10">1系使用時</td> </tr> <tr> <td>アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル入口弁1</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル減圧弁</td> <td>全開→調整閉</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル出口弁2</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル出口弁1</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>3V-YS-102B 窒素ガス供給弁 SA対策</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>B-アニュラス空気浄化ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>周辺補機棟 T.P.23.1a</td> <td>中央制御室</td> <td>操作室操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>B-アニュラス排気ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P.27.6a</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>B-アニュラス全量排気弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P.40.3a</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>直流電源</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	周辺補機棟 T.P.23.1a	中央制御室	操作室操作	A系又はB系のいずれかを使用	B-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	周辺補機棟 T.P.23.1a	中央制御室	操作室操作	A-アニュラス排気ダンパ	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.27.6a	中央制御室	連動	B-アニュラス排気ダンパ	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.27.6a	中央制御室	連動	A-アニュラス全量排気弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	中央制御室	連動	B-アニュラス全量排気弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	中央制御室	連動	A-アニュラス戻りダンパ	全開→調整閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	中央制御室	連動	B-アニュラス戻りダンパ	全開→調整閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	中央制御室	連動	3D-YS-853 制御用空気供給弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.40.3a	原子炉補助建屋 T.P.40.3a	手動操作	燃料採取室排気隔離ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.40.3a	原子炉補助建屋 T.P.40.3a	手動操作	3V-YS-102B 制御用空気供給弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作	ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	接続操作	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ口金弁1	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作	1系使用時	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル入口弁1	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル減圧弁	全開→調整閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル出口弁2	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル出口弁1	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作	3V-YS-102B 窒素ガス供給弁 SA対策	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作	B-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	周辺補機棟 T.P.23.1a	中央制御室	操作室操作	交流電源	B-アニュラス排気ダンパ	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.27.6a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作	B-アニュラス全量排気弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	中央制御室	連動	直流電源	
設備名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																			
非常用ガス処理系排気機(A)	停止 →起動*1, **	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作	*1:SGTS A系手動起動スイッチ																																																																																																																																																																																			
非常用ガス処理系排気機(B)	停止 →起動*1, **	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作	による起動																																																																																																																																																																																			
非常用ガス処理系空気乾燥装置(A)	停止 →起動*1, **	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作	→一括起動																																																																																																																																																																																			
非常用ガス処理系空気乾燥装置(B)	停止 →起動*1, **	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作	*2:SGTS B系手動起動スイッチ																																																																																																																																																																																			
非常用ガス処理系入口弁(A)	全開 →全閉*1, **	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作	による起動																																																																																																																																																																																			
非常用ガス処理系入口弁(B)	全開 →全閉*1, **	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作	→一括起動																																																																																																																																																																																			
非常用ガス処理系空気乾燥装置(A)入口弁	全開 →調整閉*1, **	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作	*3:自動起動インターロック条件成立により一括起動																																																																																																																																																																																			
非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(A)	全開 →全閉*1, **	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																																																				
非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(B)	全開 →全閉*1, **	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																																																				
原子炉建屋ブローアウトバネル閉止装置	全開→全閉	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																																																				
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																			
A-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	周辺補機棟 T.P.23.1a	中央制御室	操作室操作	A系又はB系のいずれかを使用																																																																																																																																																																																			
B-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	周辺補機棟 T.P.23.1a	中央制御室	操作室操作																																																																																																																																																																																				
A-アニュラス排気ダンパ	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.27.6a	中央制御室	連動																																																																																																																																																																																				
B-アニュラス排気ダンパ	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.27.6a	中央制御室	連動																																																																																																																																																																																				
A-アニュラス全量排気弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	中央制御室	連動																																																																																																																																																																																				
B-アニュラス全量排気弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	中央制御室	連動																																																																																																																																																																																				
A-アニュラス戻りダンパ	全開→調整閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	中央制御室	連動																																																																																																																																																																																				
B-アニュラス戻りダンパ	全開→調整閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	中央制御室	連動																																																																																																																																																																																				
3D-YS-853 制御用空気供給弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.40.3a	原子炉補助建屋 T.P.40.3a	手動操作																																																																																																																																																																																				
燃料採取室排気隔離ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.40.3a	原子炉補助建屋 T.P.40.3a	手動操作																																																																																																																																																																																				
3V-YS-102B 制御用空気供給弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作																																																																																																																																																																																				
ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	接続操作																																																																																																																																																																																				
アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ口金弁1	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作	1系使用時																																																																																																																																																																																			
アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル入口弁1	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作																																																																																																																																																																																				
アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル減圧弁	全開→調整閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作																																																																																																																																																																																				
アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル出口弁2	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作																																																																																																																																																																																				
アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル出口弁1	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作																																																																																																																																																																																				
3V-YS-102B 窒素ガス供給弁 SA対策	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作																																																																																																																																																																																				
B-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	周辺補機棟 T.P.23.1a	中央制御室	操作室操作		交流電源																																																																																																																																																																																		
B-アニュラス排気ダンパ	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.27.6a	周辺補機棟 T.P.40.3a	手動操作																																																																																																																																																																																				
B-アニュラス全量排気弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P.40.3a	中央制御室	連動		直流電源																																																																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系は、表3.16-16 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び弁動作試験を、また、発電用原子炉の停止中に分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系に使用する非常用ガス処理系排風機は、発電用原子炉の停止中に、ケーシングカバーを取り外して、排風機部品（軸、羽根車等）の状態を確認する分解検査が可能な設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系を運転するために必要な操作対象弁（非常用ガス処理系入口弁、非常用ガス処理系空気乾燥装置入口弁、非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に弁動作試験を実施することで機能・性能が確認可能な設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉の運転中又は停止中に、非常用ガス処理系排風機を起動し、原子炉建屋原子炉棟内の気体を排気筒を経由して屋外に排気する試験を行うことで、非常用ガス処理系の機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>運転性能の確認として、非常用ガス処理系排風機の流量、系統（排風機周り）の振動、異音、異臭及び漏えいの確認が可能な設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系排風機部品の表面状態の確認として、浸透探傷検査により性能に影響を及ぼす指示模様がないこと、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れなどがないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系空気乾燥装置の電気ヒータは、機能・性能試験として、絶縁抵抗及びエレメント抵抗について測定を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-5)</p>	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニット、排気筒及びアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、表2.16-20、表2.16-21、表2.16-22に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に検査が可能な設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットは、他系統と独立した試験系統により機能・性能確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に差圧確認が可能な系統設計とする。また、内部の確認が可能なよう点検口を設ける設計とし、フィルタ取り出しができる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-3)</p> <p>表2.16-20 アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1249 960 1816 1091"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能・性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>アニュラス空気浄化ファンの各部の状態を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>排気筒は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.16-21 排気筒の検査</p> <table border="1" data-bbox="1249 1228 1816 1315"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>排気筒の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能・性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認	分解検査	アニュラス空気浄化ファンの各部の状態を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	排気筒の外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容															
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能・性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認															
	分解検査	アニュラス空気浄化ファンの各部の状態を目視等で確認															
発電用原子炉の状態	項目	内容															
運転中又は停止中	外観検査	排気筒の外観の確認															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p style="text-align: center;">表3.16-16 非常用ガス処理系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="674 177 1196 357"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えい有無の確認</td> </tr> <tr> <td>弁作動試験</td> <td>弁開閉動作の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えい有無の確認</td> </tr> <tr> <td>弁作動試験</td> <td>弁開閉動作の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>排風機各部の状態を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>排風機外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、表3.16-17に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査を、また、発電用原子炉の停止中に機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.16-17 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="674 576 1196 711"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の外観の確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の動作状態の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 非常用ガス処理系は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で使用する。 非常用ガス処理系は、通常時の系統状態から速やかに切替え操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。 系統の切替えに必要な弁については、中央制御室から遠隔操作可能な設計とすることで、図3.16-5で示すタイムチャートのとおり速やかに切り替えることが可能な設計とする。 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、本来の用途以外の用途として使用しない。 (59-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認	弁作動試験	弁開閉動作の確認	停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認	弁作動試験	弁開閉動作の確認	分解検査	排風機各部の状態を目視等で確認	外観検査	排風機外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の外観の確認	停止中	機能・性能試験	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の動作状態の確認	<p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、アニュラス全量排気弁駆動用空気配管への窒素供給により、弁の開閉試験を行うことで発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 ポンベは発電用原子炉の運転中又は停止中に規定圧力の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.16-22 アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1256 467 1809 592"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能・性能、漏えい有無の確認 規定圧力の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットは、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用でき、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にも設計基準対象施設として使用する場合の系統から切替えることなく弁操作等により重大事故等対処設備として使用できる設計とする。 アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベを使用したB系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパへの代替空気供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替えられる設計とする。 アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方式によ</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能・性能、漏えい有無の確認 規定圧力の確認	外観検査	外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																																			
運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認																																			
	弁作動試験	弁開閉動作の確認																																			
停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認																																			
	弁作動試験	弁開閉動作の確認																																			
	分解検査	排風機各部の状態を目視等で確認																																			
外観検査	排風機外観の確認																																				
発電用原子炉の状態	項目	内容																																			
運転中又は停止中	外観検査	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の外観の確認																																			
停止中	機能・性能試験	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の動作状態の確認																																			
発電用原子炉の状態	項目	内容																																			
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能・性能、漏えい有無の確認 規定圧力の確認																																			
	外観検査	外観の確認																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
		<p>る接続とし、確実に接続できる設計とする。</p> <p>排気筒は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベを用いた代替空気によるアニュラス空気浄化設備の運転タイムチャートを図2.16-5に示す。</p>	相違理由																																																		
(女川の資料を拡大して掲載した)		(59-4)																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員(数)</th> <th colspan="4">経過時間(分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>0</th> <th>10</th> <th>20</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ガス処理系起動手順 【交流動力電源が確保されている場合】</td> <td>運転員(中央制御室) A 1</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">非常用ガス処理系起動 5分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">非常用ガス処理系自動起動^{※1}及び原子炉建屋ブローアウトパネル開閉状態の確認^{※2※3}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		手順の項目	要員(数)	経過時間(分)				備考	0	10	20	30	非常用ガス処理系起動手順 【交流動力電源が確保されている場合】	運転員(中央制御室) A 1	非常用ガス処理系起動 5分		非常用ガス処理系自動起動 ^{※1} 及び原子炉建屋ブローアウトパネル開閉状態の確認 ^{※2※3}			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員(数)</th> <th colspan="4">経過時間(分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>0</th> <th>10</th> <th>20</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ガス処理系起動手順 【交流動力電源が確保されている場合】</td> <td>運転員(中央制御室) A 1</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">非常用ガス処理系起動 5分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベによるアニュラス空気浄化設備の運転開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化設備の運転手順 【交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は自動起動】</td> <td>運転員(中央制御室) A 1</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベによるアニュラス空気浄化設備の運転開始</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベによるアニュラス空気浄化設備の運転開始</td> <td>①②</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系起動手順 【自動起動しない場合の非常用ガス処理系自動起動手順】</td> <td>運転員(中央制御室) A 1</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">非常用ガス処理系自動起動^{※2}</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">自動起動しない場合の非常用ガス処理系自動起動</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table>	手順の項目	要員(数)	経過時間(分)				備考	0	10	20	30	非常用ガス処理系起動手順 【交流動力電源が確保されている場合】	運転員(中央制御室) A 1	非常用ガス処理系起動 5分		アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベによるアニュラス空気浄化設備の運転開始			アニュラス空気浄化設備の運転手順 【交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は自動起動】	運転員(中央制御室) A 1	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベによるアニュラス空気浄化設備の運転開始		アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベによるアニュラス空気浄化設備の運転開始		①②	非常用ガス処理系起動手順 【自動起動しない場合の非常用ガス処理系自動起動手順】	運転員(中央制御室) A 1	非常用ガス処理系自動起動 ^{※2}		自動起動しない場合の非常用ガス処理系自動起動		③	
手順の項目	要員(数)			経過時間(分)					備考																																												
		0	10	20	30																																																
非常用ガス処理系起動手順 【交流動力電源が確保されている場合】	運転員(中央制御室) A 1	非常用ガス処理系起動 5分		非常用ガス処理系自動起動 ^{※1} 及び原子炉建屋ブローアウトパネル開閉状態の確認 ^{※2※3}																																																	
手順の項目	要員(数)	経過時間(分)				備考																																															
		0	10	20	30																																																
非常用ガス処理系起動手順 【交流動力電源が確保されている場合】	運転員(中央制御室) A 1	非常用ガス処理系起動 5分		アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベによるアニュラス空気浄化設備の運転開始																																																	
アニュラス空気浄化設備の運転手順 【交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は自動起動】	運転員(中央制御室) A 1	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベによるアニュラス空気浄化設備の運転開始		アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベによるアニュラス空気浄化設備の運転開始		①②																																															
非常用ガス処理系起動手順 【自動起動しない場合の非常用ガス処理系自動起動手順】	運転員(中央制御室) A 1	非常用ガス処理系自動起動 ^{※2}		自動起動しない場合の非常用ガス処理系自動起動		③																																															
<p>※1：機器の動作時間に見込んだ時間 ※2：訓練実績に基づく中央制御室での状況確認に必要な想定時間 ※3：原子炉建屋ブローアウトパネルの開閉状態を確認後は「中央制御室での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順」の操作へ移行する。</p> <p style="text-align: center;">a. 非常用ガス処理系起動手順タイムチャート* (交流動力電源が確保されている場合)</p>		<p>※1：機器の動作時間に見込んだ時間 ※2：訓練実績に基づく中央制御室での状況確認に必要な想定時間 ※3：原子炉建屋ブローアウトパネルの開閉状態を確認後は「中央制御室での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順」の操作へ移行する。</p> <p style="text-align: center;">b. 非常用ガス処理系起動手順タイムチャート* (自動起動しない場合の非常用ガス処理系自動起動手順)</p>																																																			
<p style="text-align: center;">図3.16-5 非常用ガス処理系起動手順タイムチャート</p>		<p style="text-align: center;">図2.16-5 アニュラス空気浄化設備の運転手順等 タイムチャート* (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)</p>																																																			
<p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての1.16 で示すタイムチャート</p>		<p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料の1.16 で示すタイムチャート</p>																																																			

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性及び位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系は、通常時は原子炉格納容器調気系と隔離する系統構成とすることで、原子炉格納容器調気系へ悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>取合い系統との隔離弁を表3.16-18に示す。</p> <p>なお、重大事故等時に非常用ガス処理系を運転する場合、非常用ガス処理系に流入するガスには水素が含まれるが、流入ガス中の水素濃度は保守的な条件下での評価においても約0.4%であり、水素の可燃限界である4%に到達することはない。また、非常用ガス処理系は、水素が滞留しないよう非常用ガス処理系排風機により強制的に水素を含むガスを屋外に排気すること等により水素爆発を防止する機能を有している。以上のことから、非常用ガス処理系の運転中に水素濃度が可燃限界以上となることはなく、水素爆発は発生しないため、非常用ガス処理系は他の設備に悪影響を及ぼさない。</p> <p>また、非常用ガス処理系停止後においては、系統内に水素が継続的に供給されることがないこと及び拡散により局部的に滞留することはないことから、水素濃度が可燃限界以上となることはなく、水素爆発は発生しないため、非常用ガス処理系は他の設備に悪影響を及ぼさない。</p> <p>なお、非常用ガス処理系停止後、非常用ガス処理系フィルタ装置内は除湿のため、スペースヒータにより昇温され、系統停止後に非常用ガス処理系フィルタ装置内でドレン水が発生することはないことから、水の放射線分解による水素の発生は考慮する必要はない。</p> <p>原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、他の設備から独立して使用が可能で、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、閉動作により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(59-4, 59-10, 59-11)</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットは、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合には弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放射性物質の濃度を低減するために使用する排気筒は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放射性物質の濃度を低減するために使用するアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペは、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備としての系統構成をすること並びに固縛によって固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(59-4)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>表3.16-18 非常用ガス処理系の通常時における他系統との隔離弁</p> <table border="1" data-bbox="705 236 1211 300"> <thead> <tr> <th>取合系統</th> <th>系統隔離弁</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容</td> <td>格納容器排気SGTS 個止め弁</td> <td>空気作動弁</td> <td>通常時閉</td> </tr> <tr> <td>器調気系</td> <td>PCV 耐圧強化ベント用連絡配管止め弁</td> <td>電気作動弁</td> <td>通常時閉</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系及び原子炉ブローアウトパネル閉止装置の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表3.16-15に示す。</p> <p>これらの機器はすべて中央制御室にて操作を行い、放射線量が高くなるおそれが少ないため、操作が可能である。 (59-3)</p>	取合系統	系統隔離弁	駆動方式	状態	原子炉格納容	格納容器排気SGTS 個止め弁	空気作動弁	通常時閉	器調気系	PCV 耐圧強化ベント用連絡配管止め弁	電気作動弁	通常時閉	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等時に操作が必要な機器の設置場所、操作場所を表2.16-19に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは放射線量が高くなるおそれが少ない中央制御室にて操作が可能である。 アニュラス空気浄化フィルタユニット及び排気筒は特段の操作を行わずに使用可能である。 アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、周辺補機棟内に保管及び設置するため、重大事故等時における周辺補機棟内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。 (59-2)</p>	
取合系統	系統隔離弁	駆動方式	状態												
原子炉格納容	格納容器排気SGTS 個止め弁	空気作動弁	通常時閉												
器調気系	PCV 耐圧強化ベント用連絡配管止め弁	電気作動弁	通常時閉												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.16.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系の非常用ガス処理系排風機は、運転員の被ばく線量を低減することを目的として使用するものであり、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等時において、原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持し、原子炉建屋原子炉棟内のガスを原子炉建屋外に排気するために必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同様の容量をもつ設計とする。</p> <p>(59-6)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p>	<p>2.16.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、設計基準事故対処設備のアニュラス空気浄化設備と兼用しており、原子炉格納容器から漏えいする空気中の放射性物質の濃度を低減するために必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同様の容量をもつ設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットは、設計基準事故対処設備としてのフィルタ性能が、原子炉格納容器から漏えいする空気中の放射性物質の濃度を低減するために必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同様の容量をもつ設計とする。</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットは、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p>		

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、重大事故緩和設備であり、同一目的の設計基準事故対処設備はない。</p> <p>なお、非常用ガス処理系及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備から受電可能な設計とすることで、非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットは、重大事故緩和設備であり対象外である。</p> <p>なお、アニュラス空気浄化ファンは、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から受電可能な設計とすることで、非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。加えて、B-アニュラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>2.16.2.3.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、供給先のB系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパが空気動作式であるため、弁全開に必要な圧力以上を設定圧力とし、配管分の加圧、弁作動回数、リークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有した1個を使用する。保有数は1個、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する設計とする。</p> <p>(59-5)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方式による接続とし、確実に接続できる設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの取付継手は、他の窒素ポンベ（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ及び格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ）と同一形状とし、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンベの交換が可能な設計とする。</p> <p>(59-2)</p>	<p>設備設計の相違</p> <p>・女川では運転員の被ばくを低減するための設備として可搬型重大事故対処設備を用いないが、泊では、放射性物質の濃度を低減するための設備として可搬型重大事故緩和設備であるアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベを用いるため、第43条第3項への適合方針を記載している。</p> <p>章タイトルのみ着色した。</p>

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベは、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）ではないことから、対象外とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-2)</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベは、周辺補機棟内に保管及び設置するため、重大事故等時における周辺補機棟内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-2)</p>	

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベは、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた周辺補機棟内に保管する。 (59-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベは、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた周辺補機棟内に保管する設計とすることで、重大事故等時においてアクセスのための必要な通路を確保可能な設計とする。</p> <p>なお、溢水等に対しては、適切な防護具を着用することとし、運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に、火災防護については、「1.2 火災による損傷の防止（設置許可基準規則第41条に対する設計方針を示す章）」に示す。</p>	

泊発電所3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、重大事故緩和設備であるため対象外である。</p> <p>なお、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた周辺補機棟内に固縛して保管することで、可能な限り頑健性を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-2)</p>	

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA60-9 r.10.0
提出年月日	令和5年8月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
比較表

2.17 監視測定設備【60条】

令和5年8月
北海道電力株式会社

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>比較結果等を取りまとめた資料</p> <p>1. 先行審査実績等を踏まえた泊 3 号炉まとめ資料の変更状況(2017 年 3 月以降)</p> <p>1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由</p> <p>a. 大飯 3 / 4 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : 下記 1 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポストのバックグラウンド低減対策の見直し <p>(60-6 適合状況説明資料 3.4 モニタリングポスト, モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段)</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p> <p>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p>a. 大飯 3 / 4 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : あり (本文, 添付資料において, 文章構成を全面的に女川に統一した。また, 補足資料を充実した。)</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : 以下 1 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤レイアウト及びその周辺道路等の配置変更により, 可搬型モニタリングポストの設置場所を変更した (他の設備については位置の変更は行っていないが, 図面を最新化した)。 <p>1-3) バックフィット関連事項</p> <p>なし</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>2. 女川 2 号炉まとめ資料との比較結果の概要</p>			
<p>2-1) 設備又は設計方針の相違</p>			
項目	大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	相違理由
<p>緊急時対策所付近への可搬型気象観測設備の設置</p>	<p>(同様の運用なし)</p>	<p>(同様の運用なし)</p>	<p>重大事故等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配備する。</p> <p>運用方法の相違 ・泊は過去の審査会合指摘を受けた対応として、可搬型気象観測設備を気象観測設備の代替のほかに緊急時対策所のブルーム通過方向把握用にも設置する運用としている。 (以降①の相違と記載する。)</p>
<p>ダスト測定、β線測定に用いるサーベイメータの整理</p>	<p>汚染サーベイメータ、β線サーベイメータ</p>	<p>β線サーベイメータ</p>	<p>GM 汚染サーベイメータ、β線サーベイメータ</p> <p>設備の相違 ・泊では放射性ダスト測定では GM 汚染サーベイメータを用い、β線の測定にはβ線サーベイメータを用いることとしている（大飯も汚染サーベイメータ、β線サーベイメータをそれぞれ用いる）。 ・女川はいずれもβ線サーベイメータを用いる。 ・いずれの運用においても、適切な換算を行うことで計測が可能であり、設備名称の相違に近いが、女川では兼用となることにより配備数の相違も発生するため、設備の相違に分類した。 ・なお、島根 2 号炉でも放射性ダストの測定では GM 汚染サーベイメータを用い、β線の測定ではα・β線サーベイメータをそれぞれ用いることとしており使分けしている。 (以降②の相違と記載する。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
2. 女川 2 号炉まとめ資料との比較結果の概要				
2-2) 設備名称の相違				
No	大飯 3/4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
1	モニタリングステーション及びモニタリングポスト	モニタリングポスト	モニタリングポスト及びモニタリングステーション	設備名称の相違 ・泊では、モニタリングポストに機能を付加（環境試料採取など）した設備としてモニタリングステーションを設置しているが、重大事故対処設備としての機能はモニタリングポストとモニタリングステーションで同等であり、本資料では名称の相違と整理する。
2	移動式放射能測定装置（モニタ車）	放射能観測車	放射能観測車	【大飯】設備名称の相違
3	汚染サーベイメータ、よう素モニタ	放射性よう素測定装置、放射性ダスト測定装置	ダスト・よう素測定装置	設備名称の相違 ・放射能観測車に積載している測定装置の名称が異なる。
4	可搬型放射線計測装置	可搬型放射線計測装置	放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ	記載表現の相違 ・女川は可搬型放射線計測装置の中に電離箱サーベイメータを含めて記載。泊は「放射能」測定装置であり、ここに電離箱サーベイメータ（放射線量の測定）を含めるのは適切ではないため、別の設備として整理した。
5	可搬式ダストサンプラ	可搬型ダスト・よう素サンプラ	可搬型ダスト・よう素サンプラ	【大飯】設備名称の相違
6	Na I シンチレーションサーベイメータ	γ線サーベイメータ	NaI(Tl) シンチレーションサーベイメータ	設備名称の相違
7	Zn S シンチレーションサーベイメータ	α線サーベイメータ	α線シンチレーションサーベイメータ	設備名称の相違
8	可搬式気象観測装置	代替気象観測設備	可搬型気象観測設備	設備名称の相違
9	緊急時対策所	緊急時対策建屋	緊急時対策所	建屋名称の相違

本表で整理している設備名称の相違については、比較表上での相違理由を省略する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第60条 監視測定設備 2.17.1 適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）を設ける。</p>	<p>8. 放射線管理施設 8.1 放射線管理設備 8.1.2 重大事故等時 8.1.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の保管、設置又は使用場所の概要図を第8.1-2 図から第8.1-5 図に示す。</p> <p>使用済燃料プールに係る重大事故等により、使用済燃料プール上部の空間線量率が変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータである原子炉格納容器内の放射線量率を計測又は監視及び記録するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系の排出経路における放射性物質濃度を測定するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための加圧判断ができるよう、放射線量を監視、測定するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>8.1.2.2 設計方針 (1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p>	<p>8. 放射線防護設備及び放射線管理設備 8.3 放射線管理設備 8.3.2 重大事故等時 8.3.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の保管、設置又は使用場所の概要図を第8.3.3図から第8.3.6図に示す。</p> <p>使用済燃料ピットに係る重大事故等により、使用済燃料ピット区域の空間線量率が変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータである原子炉格納容器内の放射線量率を計測又は監視及び記録するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための加圧判断ができるよう、放射線量を監視、測定するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>8.3.2.2 設計方針 (1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）を設ける。</p>	<p>【女川】既許可章立ての相違 ・8.1と8.3の相違について以降理由を省略 【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】図番号の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊ではフィルタベントは重大事故等時には使用しない。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊では大飯同様(1)の項目に対しての方針を記載している。 【大飯】女川実績の反映（発電用原子炉）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬式モニタリングポストを使用する。可搬式モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、モニタリングステーション及びモニタリングポストが機能喪失した場合の代替手段として、発電所敷地境界付近において、原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数を保管する。</p> <p>また、可搬式モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む⁸方位において原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。また、「2.18 緊急時対策所【61条】」に示す緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう緊急時対策所付近において原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定できる設計とする。</p> <p>可搬式モニタリングポストの指示値は、無線（衛星系回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬式モニタリングポストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬式モニタリングポストの電源は、充電電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬式モニタリングポスト（3号及び4号炉共用） <p>設計基準事故対処設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストは、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所を経由して給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源車（緊急時対策所用）（2.18 緊急時対策所【61条】） <p>電源車（緊急時対策所用）については、「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p> <p style="text-align: right;">60-p2-①</p>	<p>a. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリングポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型モニタリングポストを使用する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングポストを代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>また、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策建屋屋上において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポストは、発電用原子炉施設から放出される放射線量を測定できるように適切な位置に設置する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリングポストの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型モニタリングポスト 	<p>a. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型モニタリングポストを使用する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数を保管する。</p> <p>また、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む12箇所において発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。また、「2.18 緊急時対策所【61条】」に示す緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう緊急時対策所付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポストは、発電用原子炉施設から放出される放射線量を測定できるように適切な位置に設置する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリングポストの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型モニタリングポスト 	<p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯同様、設備の位置づけを記載 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載順序の相違 <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯と同様、具体的な目的を記載 <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯と同様、緊急時対策所付近に設置する目的等も記載した。 <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載順序の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川実績の反映 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】共用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は単号炉申請のため女川と同様の記載。以降、「共用の相違」と記載し、相違理由は記載しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>移動式放射能測定装置（モニタ車）のダスト・よう素サンブラ、汚染サーベイメータ又はよう素モニタが機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として可搬型放射線計測装置を使用する。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、移動式放射能測定装置（モニタ車）の測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p>可搬型放射線計測装置（Na Iシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とする。可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ）の電源は、充電電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ、Na Iシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ）（3号及び4号炉共用） 	<p>b. 可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンブラ、放射性よう素測定装置又は放射性ダスト測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置（ダスト・よう素サンブラの代替として可搬型ダスト・よう素サンブラ、放射性よう素測定装置の代替としてγ線サーベイメータ、放射性ダスト測定装置の代替としてβ線サーベイメータ）を使用する。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうちγ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンブラの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ） 	<p>b. 放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンブラ又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置（ダスト・よう素サンブラの代替として可搬型ダスト・よう素サンブラ、ダスト・よう素測定装置の代替としてNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ）を使用する。</p> <p>放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車の測定機能を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>放射能測定装置のうちNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンブラの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ） 	<p>【女川】記載表現の相違 ・大飯同様、設備の位置づけを記載</p> <p>②の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊では大飯同様、代替する機能を明確化した表現としている。</p> <p>②の相違</p> <p>【大飯】女川実績の反映 【大飯】女川実績の反映 【大飯】女川実績の反映</p> <p>②の相違 【大飯】共用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を測定するために、可搬型放射線計測装置、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を使用する。</p> <p>可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とする。可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ）の電源は、充電電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）（3号及び4号炉共用） 電離箱サーベイメータ（3号及び4号炉共用） 小型船舶（3号及び4号炉共用） <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p>	<p>c. 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を使用する。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうちγ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型放射線計測装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ、電離箱サーベイメータ） 小型船舶 <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p>	<p>c. 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）として、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を使用する。</p> <p>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>放射能測定装置のうちNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ並びに電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射能測定装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ） 電離箱サーベイメータ 小型船舶 <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p>	<p>【大飯】記載順序の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・大飯同様、設備の位置づけを記載</p> <p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>②の相違 ②の相違</p> <p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>②の相違 ②の相違</p> <p>【大飯】共用の相違 【大飯】共用の相違 【大飯】共用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）を設ける。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、可搬式気象観測装置を使用する。</p> <p>可搬式気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置の指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置で測定した風向、風速その他の気象条件は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置の電源は、充電電池を使用する設計とする。 具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬式気象観測装置（3号及び4号炉共用） 	<p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>a. 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、代替気象観測設備を使用する。</p> <p>代替気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とし、気象観測設備を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>代替気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>代替気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>代替気象観測設備の電源は、蓄電池を使用する設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替気象観測設備 	<p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）を設ける。</p> <p>a. 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、可搬型気象観測設備を使用する。</p> <p>可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とし、気象観測設備を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>可搬型気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の電源は、蓄電池を使用する設計とする。 主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型気象観測設備 <p>b. 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定</p> <p>重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、重大事故等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するために、可搬型気象観測設備を設ける。</p> <p>可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配備し、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型気象観測設備の電源は、蓄電池を使用する設計とする。 主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型気象観測設備 	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載の充実 ・泊では大飯同様(2)の項目に対しての方針を記載している。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・大飯同様、設備の位置づけを記載</p> <p>【大飯】記載順序の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】共用の相違</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準事故対処設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストは、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所を經由して給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。 ・電源車（緊急時対策所用）(2.18 緊急時対策所【61条】)</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p> <p style="text-align: right;">60-p2-① 再掲</p>	<p>(3) モニタリングポストの代替交流電源設備</p> <p>モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続しており、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。 ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。 常設代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>(4) 使用済燃料プールの状態監視に用いる設備 重大事故等時の使用済燃料プール上部の空間線量率を測定するための使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）については、「4.3 使用済燃料プールの冷却等のための設備」に記載する。</p> <p>(5) 原子炉格納容器内の状態監視に用いる設備 重大事故等時の原子炉格納容器内の放射線量率を測定するための格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）及び格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）については、「6.4 計装設備（重大事故等対処設備）」に記載する。</p> <p>(6) 原子炉格納容器フィルタベント系等の状態監視に用いる設備 原子炉格納容器フィルタベント系の排出経路における放射性物質濃度を測定するためのフィルタ装置出口放射線モニタについては、「9.5 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備」に記載する。重大事故等時の耐圧強化ベント系の放射線量率を測定するための耐圧強化ベント系放射線モニタについては、「6.4 計装設備（重大事故等対処設備）」に記載する。</p> <p>(7) 緊急時対策所の放射線量の測定に用いる設備 緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための加圧判断ができるよう、放射線量を監視、測定するための緊急時対策所可搬型エリアモニタについては、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p>	<p>(3)モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替交流電源設備</p> <p>設計基準事故対処設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションは、非常用交流電源設備に接続しており、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。 ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。 常設代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットの状態監視に用いる設備 重大事故等時の使用済燃料ピット区域の空間線量率を測定するための使用済燃料ピット可搬型エリアモニタについては、「4.2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」に記載する。</p> <p>(5) 原子炉格納容器内の状態監視に用いる設備 重大事故等時の原子炉格納容器内の放射線量率を測定するための格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）については、「6.4 計装設備（重大事故等対処設備）」に記載する。</p> <p>(6) 緊急時対策所の放射線量の測定に用いる設備 緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための加圧判断ができるよう、放射線量を監視、測定するための緊急時対策所可搬型エリアモニタについては、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は大阪同様、モニタリングポストが設計基準事故対処設備であることを明記している。 【大阪】女川実績の反映</p> <p>【大阪】女川実績の反映 【大阪】設備名称の相違</p> <p>【大阪】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備名称の相違</p> <p>設計方針の相違 ・泊ではフィルタベントは重大事故等時には使用しない。</p> <p>【女川】項目番号の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.17.1.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>設計基準事故対処設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。電源車（緊急時対策所用）の多様性、位置的分散については「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p> <p>60-p7-①</p> <p>可搬式モニタリングポスト及び可搬型放射線計測装置は、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び移動式放射能測定装置（モニタ車）と屋外の離れた位置に分散して保管することで、同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置は、気象観測設備と異なる場所で、かつ耐震性を有する建屋内に保管することで、同時に機能喪失しない設計とする。</p>	<p>8.1.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、屋外のモニタリングポストと離れた第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋内に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、屋外に保管する放射能観測車と離れた緊急時対策建屋内に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>小型船舶は、予備と分散して第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、屋外の気象観測設備と離れた第2保管エリア及び第4保管エリアに分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>8.3.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、屋外のモニタリングポスト及びモニタリングステーションと離れており、かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>放射能測定装置は、51m倉庫・車庫エリアに保管する放射能観測車と離れており、かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>小型船舶は、予備と分散して1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア（b）に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備は、屋外の気象観測設備と離れており、かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】記載箇所の相違 ・移動先で比較</p> <p>【大阪】女川実績の反映 ・大阪は複数設備をまとめて記載している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は耐震性を有していることを明記している（大阪の可搬式気象観測装置の記載と同様とした）。</p> <p>【女川】具体的な保管場所の相違 ・女川は保管場所を複数エリアに分散しているが、基準適合に求められるのは可搬型重大事故防止設備と設計基準事故対処設備との位置的分散であり、可搬型モニタリングポストは防止設備ではないが、泊もこれを考慮した設計となっている。</p> <p>【女川】具体的な保管場所の相違 【女川】記載方針の相違 ・泊は耐震性を有していることを明記している（大阪の可搬式気象観測装置の記載と同様とした）。</p> <p>【女川】具体的な保管場所の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は耐震性を有していることを明記している（大阪と同様）。</p> <p>【女川】具体的な保管場所の相違 ・女川は保管場所を複数エリアに分散しているが、基準適合に求められるのは可搬型重大事故防止設備と設計基準事故対処設備との位置的分散であり、可搬型気象観測設備は防止設備ではないが、泊もこれを考慮した設計となっている。</p> <p>【大阪】女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準事故対処設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。電源車（緊急時対策所用）の多様性、位置的分散については「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p> <p style="text-align: right;">60-p7-① 再掲</p> <p>2.17.1.2 悪影響防止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置、電離箱サーベイメータ、小型船舶及び可搬式気象観測装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>8.1.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置、小型船舶及び代替気象観測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設計基準事故対処設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。常設代替交流電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>8.3.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ、小型船舶及び可搬型気象観測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】設備名称の相違 【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】女川実績の反映</p>